

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年4月10日提出
【計算期間】	第7特定期間（自 平成20年7月23日 至 平成21年1月20日）
【ファンド名】	マイストーリー分配型(年6回)Aコース マイストーリー分配型(年6回)Bコース (以上を総称して「マイストーリー分配型(年6回)」、「野村マイストーリー分配型(年6回)」、「マイストーリー分配型」、「野村マイストーリー分配型」または「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。各々、「マイストーリー分配型(年6回)Aコース」を「Aコース」、「マイストーリー分配型(年6回)Bコース」を「Bコース」という場合があります。また、「マイストーリー分配型（年6回）Aコース」を「マイストーリー分配型（年6回）Aコース＜為替ヘッジ付き＞」、「マイストーリー分配型（年6回）＜為替ヘッジ付き＞」、「マイストーリー分配型＜為替ヘッジ付き＞」という場合、「マイストーリー分配型（年6回）Bコース」を「マイストーリー分配型（年6回）Bコース＜為替ヘッジなし＞」、「マイストーリー分配型（年6回）＜為替ヘッジなし＞」、「マイストーリー分配型＜為替ヘッジなし＞」という場合があります。）
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	執行役社長 吉 川 淳
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【電話番号】	03-3241-9511
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

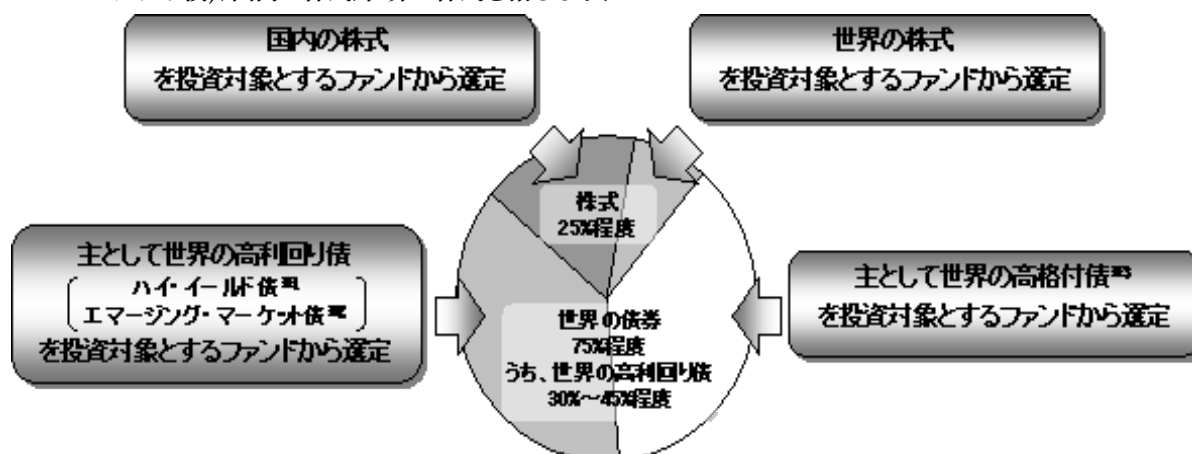
(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

[1]世界の債券、国内の株式および世界の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とし、インカムゲイン(利子・配当等収益)と中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンの追求を目指して運用を行ないます。

[2]野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーが定性評価、定量評価等を勘案し、優れていると判断した投資信託証券(ファンド)に分散投資を行なうことを基本とします。

◆運用にあたっては、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーが各資産クラス[※]から選定したファンドに分散投資を行ないます。

※当ファンドにおいては、世界の高格付債、世界の高利回り債(ハイ・イールド債、エマージング・マーケット債)、国内の株式、世界の株式を指します。



※1 「ハイ・イールド債」とは、債券などの格付機関(スタンダード・アンド・プアーズ社(S&P社)、ムーディーズ社など)によって格付される債券の信用度でBB格以下に格付されている事業債をいいます。

※2 「エマージング・マーケット債」とは、エマージング・カントリー(いわゆる先進工業国や最貧国などを除く諸国で、一般に新興経済国、発展途上国、中所得国および低所得国などと認識される国々)の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券をいいます。

※3 「高格付債」とは、債券などの格付機関(スタンダード・アンド・プアーズ社(S&P社)、ムーディーズ社など)によって格付される債券の信用度でBBB格以上に格付されている債券をいいます。

[3]年6回の決算時に分配を行なうことを基本とします。

◆ファンドは、年6回(原則として1、3、5、7、9、11月の各20日、同日が休業日の場合は翌営業日)に決算・分配を行なうことを基本とします。

[4]為替変動リスクをヘッジ(軽減)するAコースと、ヘッジしないBコースがあり、A/Bコース間でスイッチングが可能です。

※販売会社によっては「Aコース」もしくは「Bコース」のどちらか一方のみのお取り扱いとなる場合、スイッチングのお取り扱いを行なわない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

指定投資信託証券は、ファミリーファンド方式[※]で運用するもの、直接有価証券等に投資するものがあります。

※ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンド(例えば「ノムラ・

ジャパン・オープンF」とし、その資金をマザーファンド（例えば「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」）に投資して、実質的な運用を行なうしくみです。

指定投資信託証券の名称については、後述の「2 投資方針 (2)投資対象」をご覧ください。
指定投資信託証券の名称について「(適格機関投資家専用)」の部分省略して記載する場合があります。

指定投資信託証券(例えば「ヨーロッパ オープンF」と「ヨーロッパ オープンFB」)は、為替ヘッジ方針が異なるのみで、その他の実質的な運用方針は基本的に同一のものです。

これら二つの指定投資信託証券をまとめて、例えば「ヨーロッパ オープンF／FB」と表記する場合があります。

受益権の信託金限度額は、各々3兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(マイストーリー分配型（年6回）Aコース）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
	年12回 (毎月)	欧州		
	日々	アジア		
不動産投信	その他 ()	オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式、債券) 資産配分固定型))		中南米	ファンド・オ ブ・ ファンズ	なし
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

（マイストーリー分配型（年6回）Bコース）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米	ファミリー ファンド	あり ()
		欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式、債券) 資産配分固定型))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

◆社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（平成21年1月1日現在）

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないうファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔独立した区分〕

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRP(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRPをいう。
- (3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託をいう。

〔補足分類〕

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分表定義＞

〔投資対象資産による属性区分〕

株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む、以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

〔決算頻度による属性区分〕

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

〔投資対象地域による属性区分(重複使用可能)〕

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

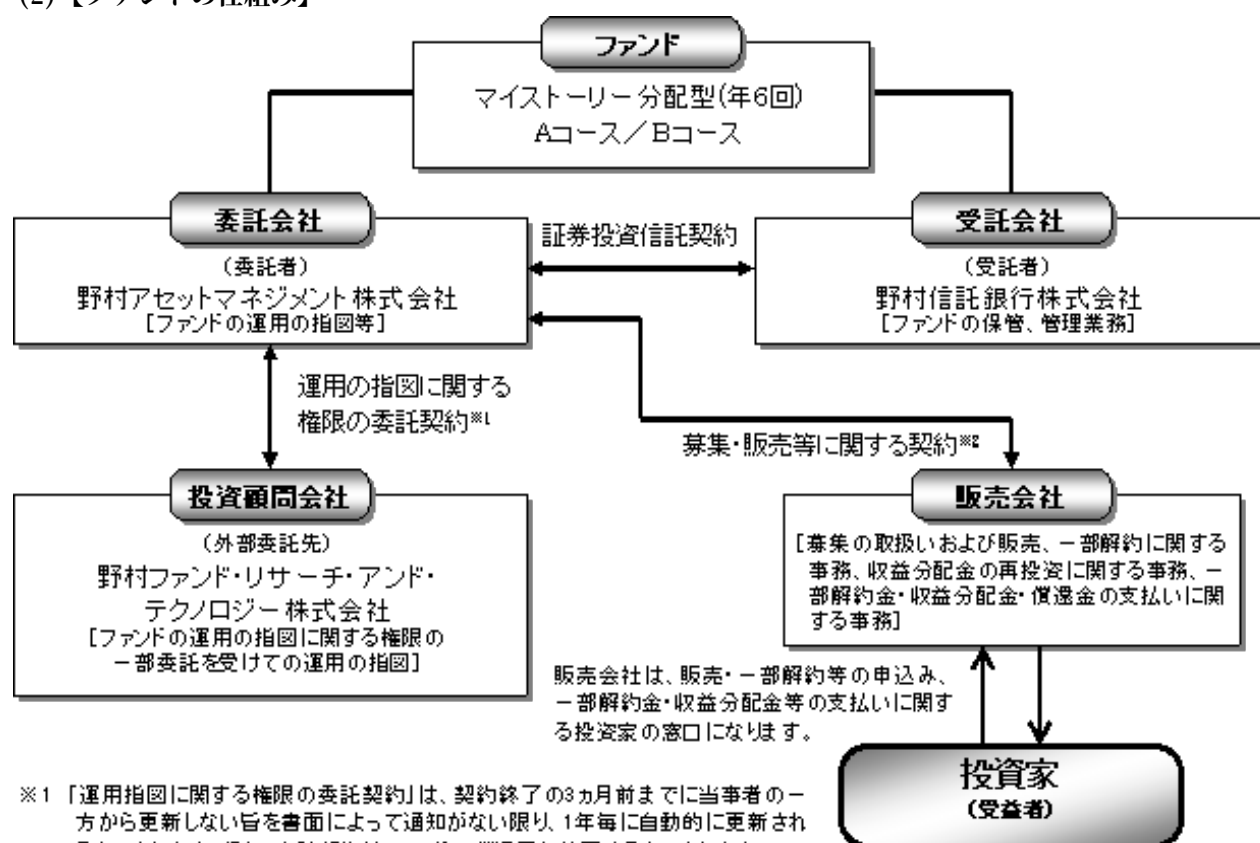
[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの仕組み】

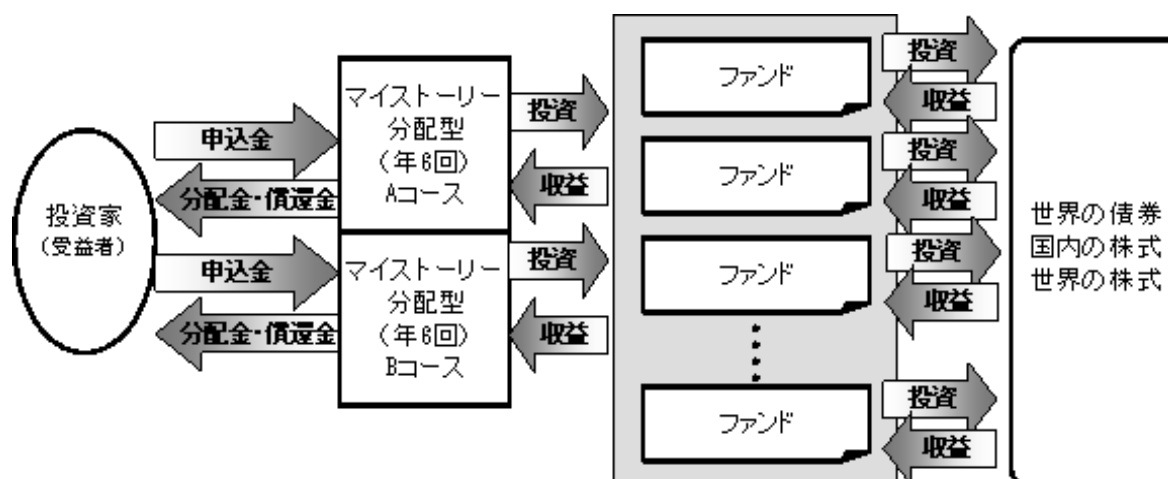


※1 「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

※2 「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

■ファンド・オブ・ファンズについて■

各ファンドは複数の投資信託(ファンド)への投資を通じて、実質的に世界の債券、国内の株式および世界の株式に投資を行なう、ファンド・オブ・ファンズです。



※各ファンド・オブ・ファンズが主要投資対象とする各証券投資信託の運用の方針等については、「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (参考) 指定投資信託証券について」をご参照ください。

※「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

委託会社の概況

■委託会社■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

平成21年2月末現在、17,180百万円

・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況(平成21年2月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

[1]主として、世界の債券[※]を実質的な投資対象とする投資信託証券、国内の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券および世界の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資し、インカムゲイン(利子・配当等収益)と中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンの追求を目指して運用を行ないます。

※国債、政府機関債、地方債、国際機関債、社債など。世界の高利回り事業債(以下「ハイ・イールド債」)およびエマージング・カントリーの政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券(以下「エマージング・マーケット債」)を含みます。

[2]野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(以下「NFR&T」という場合があります。)に運用の指図に関する権限の一部を委託し、NFR&Tが定性評価・定量評価等を勘案し、運用において優れていると判断した投資信託証券に分散投資を行ないます。

◆投資信託証券への投資にあたっては、指定投資信託証券の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。

なお、組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。

- ◆ 委託する範囲 : 投資信託証券の運用(指定投資信託証券の見直しを含む。)
- ◆ 委託先名称 : 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
- ◆ 委託先所在地 : 東京都千代田区
- ◆ 委託に係る費用 : 上記の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、この信託の信託報酬支払いのときに支払うものとし、その報酬額は、「Aコース」および「Bコース」の信託財産の平均純資産総額(日々の純資産総額の平均値)の合計額に、次の率を乗じて得た額とします。

(平均純資産総額の合計額)	(率)
500億円以下の部分	年0.21%
500億円超の部分	年0.22%

※運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

[3]投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。また、投資信託証券への投資を通じて実質的に保有する株式への配分比率が信託財産の純資産総額の概ね25%程度となることを目指します。

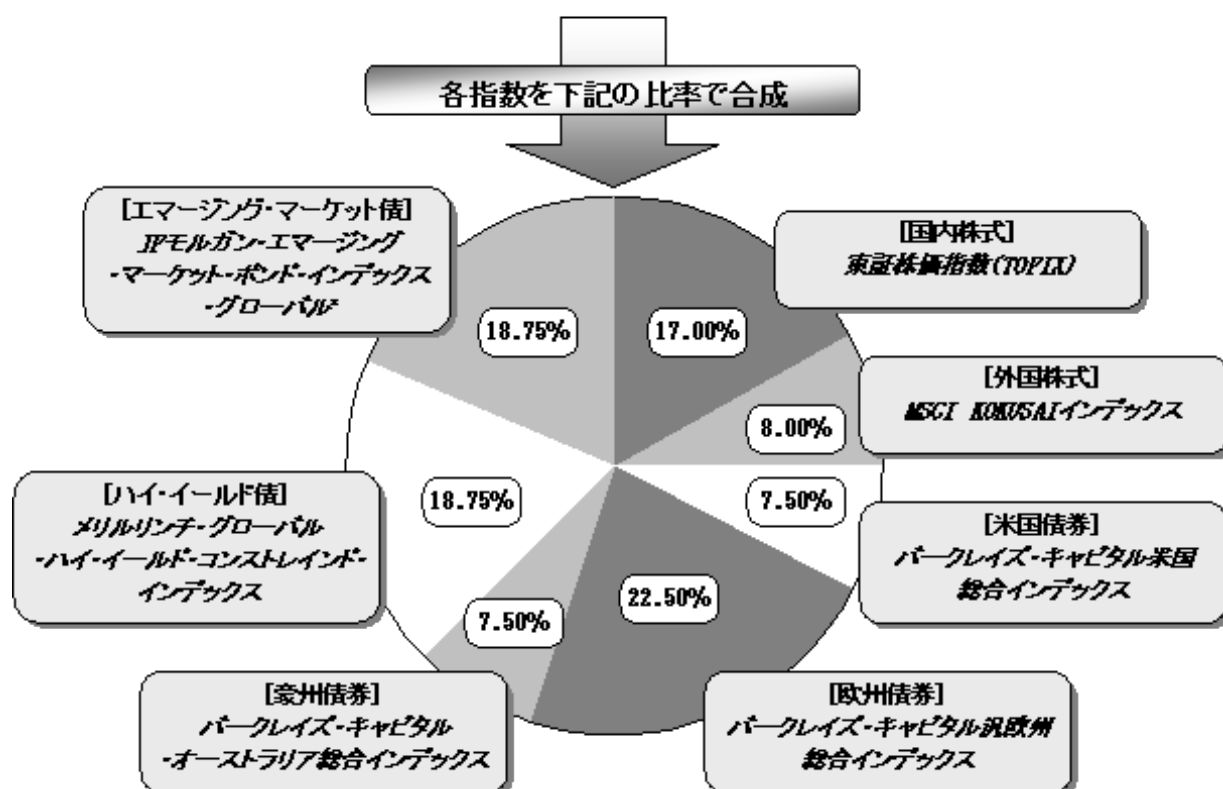
◆投資信託証券への投資を通じて実質的に保有する株式(当該投資信託証券が実質的に保有する株式を勘案します。)への配分比率が信託財産の純資産総額の概ね25%程度となることを目指して投資信託証券への投資を行なうことを基本とします。

◆また、投資信託証券への投資を通じて実質的に保有するハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債(当該投資信託証券が実質的に保有するハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債を勘案します。)への配分比率が信託財産の純資産総額の概ね30%～45%程度となることを目指して投資信託証券への投資を行なうことを基本とします。

[4]資産クラスもしくは債券の種別毎の代表的な指数を委託会社が独自に合成した指数をベンチマークとします。

◆資産クラスもしくは債券の種別毎に、下記の代表的な指数を下記の比率で合成したものをベンチマークとします。

資産クラス・債券種別	指数
国内株式	東証株価指数(TOPIX)
外国株式	MSCI KOKUSAIインデックス
米国債券	バークレイズ・キャピタル米国総合インデックス
欧州債券	バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス
豪州債券	バークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス
ハイ・イールド債	メルリリンチ・グローバル・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス
エマージング・マーケット債	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル*



＊平成21年4月17日より「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル」を「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバルおよびJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドを80%:20%の比率で委託会社が独自に合成した指数」に変更いたします。

- ◆Aコースのベンチマークの計算にあたっては、上記各指数を委託会社が為替ヘッジコストを考慮して円換算した指数(以下「円ヘッジベース」といいます。)を用います。
- ◆Bコースのベンチマークの計算にあたっては、上記各指数を委託会社が円換算した指数(以下「円換算ベース」といいます。)を用います。

「メルリリンチ・グローバル・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス」の計算にあたっては、ファンドにおける組入資産・為替の評価時点とあわせることでファンドに即した適切な指数とすべく、メルリリンチ・グローバル・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックスを構成する各通貨毎のハイ・イールド・コンストレインド・インデックスもしくはハイ・イールド・インデックスをもとに委託者が独自に円換算、合成した指数を用います。従って、メルリリンチ・グローバル・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックスとは近似するものの完全に合致するものではありません。

せん。

◆ベンチマークは、株式・債券市場の構造変化等によっては、今後見直す場合があります。

※メリルリンチ・グローバル・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(Merrill Lynch Global High Yield Constrained Index)は、メリルリンチが算出する、米国ドル、カナダドル、英ポンド、ユーロ(ユーロ統合前の通貨を含む)建てで発行されたハイ・イールド・ボンド市場全体のパフォーマンスを表す代表的な指数で、同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドの指数に占める比率を2%に制限した指数です。(野村アセットマネジメントは、メリルリンチより、当ファンドのベンチマークの算出にあたって同指数を用いることを許諾されております。)

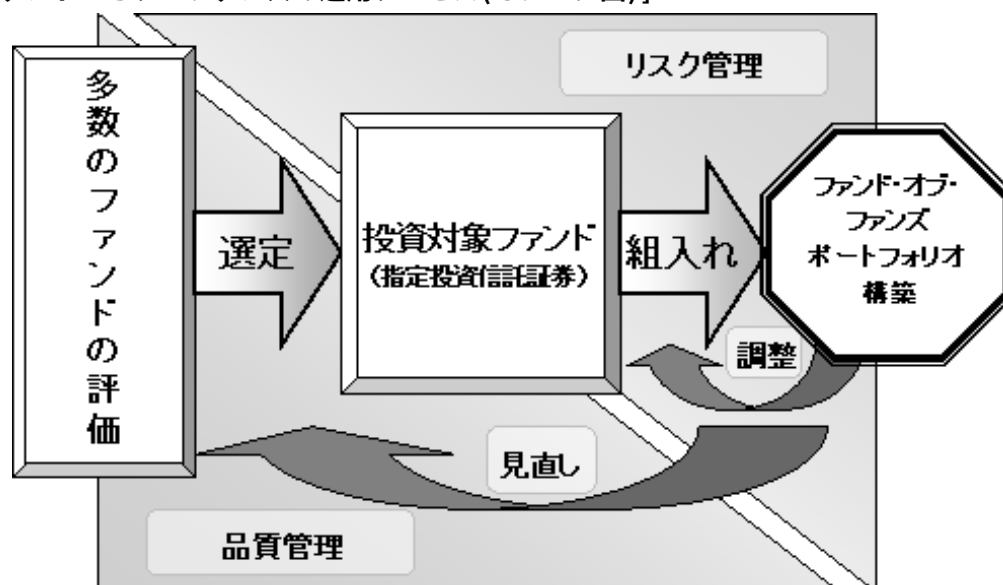
※その他の指数・インデックスについては、後述の(参考)指定投資信託証券について「ベンチマークについて」をご覧ください。

[5]投資対象ファンドの選定やポートフォリオ構築に際しては、定性評価を重視し、ファンド間の投資手法の違いにも着目して、幅広い収益機会を追求できるよう、配慮します。

[6]投資対象ファンドとファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、継続的に投資比率を調整します。また、投資対象ファンドを適宜見直すことで、全体的な品質[※]の維持・向上を目指します。

※運用体制、運用プロセス、情報開示等の観点から、定性的に評価するファンドの期待度・信頼度をいいます。

[NFR&Tのファンド・オブ・ファンズの運用プロセス(イメージ図)]



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

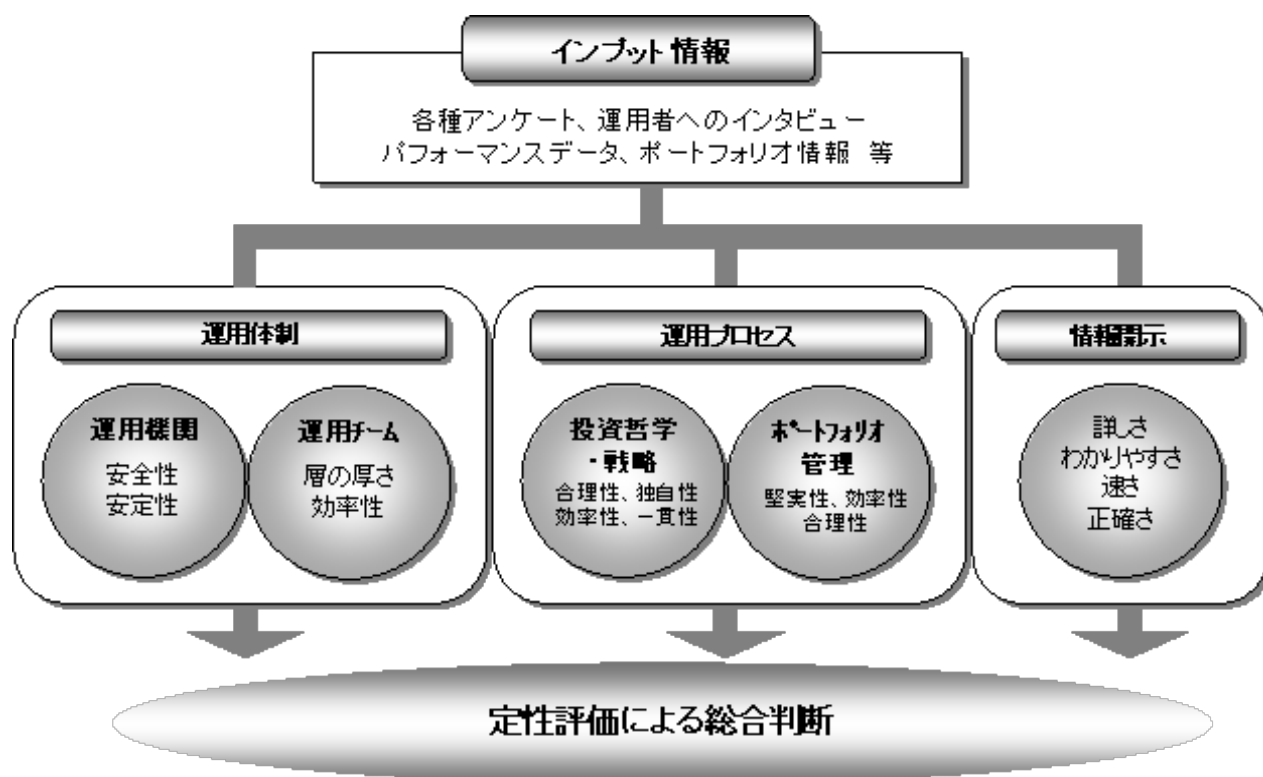
(参考)野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーについて

■野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーの概要■

◆野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(NFR&T)は、ファンド・オブ・ファンズの運用を主たる業務とし、同時に、投資信託の分析評価、年金運用機関の調査・評価、オルタナティブ(代替)投資商品評価に携わる、野村グループの投資顧問会社です。

■NFR&Tのファンドの定性評価■

◆NFR&Tでは、過去の運用成績がただ単に「良かったか(悪かったか)」ではなく、「なぜ良かったか(悪かったか)」「(良かった場合)今後も継続するか」が大事だと考えています。そのために、多くのファンドについてその良さ(品質)を測る「定性評価」に取り組んでいます。評価には、経験と実績のある専任のファンド・アナリストがあたります。



※上記の「NFR&Tのファンドの定性評価」の図は平成21年4月現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(2)【投資対象】

主として有価証券に投資する投資信託証券[※]を主要投資対象とします。

※投資信託の受益証券(投資法人の投資証券を含みます。)とします。

各ファンドが投資する投資信託証券のうち、世界の債券に実質的に投資する投資信託証券および世界の株式に実質的に投資する投資信託証券については、外貨建資産の為替ヘッジ方針について、各々以下のものに限定することを基本とします。

【Aコース（為替ヘッジ付き）】

- 実質的な外貨建資産について、為替ヘッジを行なうことを基本とするもの。
- 実質的な外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、原則として当該投資信託または当該投資信

託が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円での為替ヘッジを行なうことを基本とするもの。

- 上記に類するもの。

【Bコース（為替ヘッジなし）】

- 実質的な外貨建資産について、為替ヘッジを行わないことを基本とするもの。
- 上記に類するもの。

なお、デリバティブの直接利用は行ないません。

※後述の指定投資信託証券は平成21年4月10日現在の一覧です。今後、記載上の指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

※後述の指定投資信託証券のうち、13～23は世界の株式を実質的な投資対象とする指定投資信託証券、24～55は世界の債券を実質的な投資対象とする指定投資信託証券であり、同一行にある指定投資信託証券(例えば「野村海外株式ファンドF」と「野村海外株式ファンドFB」)は、為替ヘッジ方針が異なるのみで、その他の実質的な運用方針は基本的に同一のものです。これら二つの指定投資信託証券をまとめて、例えば「野村海外株式ファンドF／FB」と表記する場合があります。

各ファンドは、以下に示す投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。

	Aコースの指定投資信託証券	Bコースの指定投資信託証券
1	ノムラ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用）	
2	リサーチ・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）	
3	ノムラ・アクサ・ローゼンバーグ日本株バリュートオープンF（適格機関投資家専用）	
4	ストラテジック・バリュート・オープンF（適格機関投資家専用）	
5	みずほ日本株バリュートファンドF（適格機関投資家専用）	
6	JPMジャパン50・オープンF（適格機関投資家専用）	
7	フィデリティ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用）	
8	フィデリティ・中小型株・オープンF（適格機関投資家専用）	
9	ピクテ・ジャパン・ファンドF（適格機関投資家専用）	
10	BGIジャパン・バリュート・ファンドF（適格機関投資家専用）	
11	東京海上日本成長株ファンドF（適格機関投資家専用）	
12	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンドF（適格機関投資家専用）	
13	野村海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）	野村海外株式ファンドFB（適格機関投資家専用）
14	ノムラ・ジャナス・インテック海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）	ノムラ・ジャナス・インテック海外株式ファンドFB（適格機関投資家専用）
15	ノムラ・ジャナス・インテック米国大型成長株ファンドF（適格機関投資家専用）	ノムラ・ジャナス・インテック米国大型成長株ファンドFB（適格機関投資家専用）
16	ノムラ・コロンビア米国株バリュート・ファンドF（適格機関投資家専用）	ノムラ・コロンビア米国株バリュート・ファンドFB（適格機関投資家専用）
17	ノムラ・レイニア米国成長株ファンドF（適格機関投資家専用）	ノムラ・レイニア米国成長株ファンドFB（適格機関投資家専用）

18	ヨーロッパ オープンF（適格機関投資家専用）	ヨーロッパ オープンFB（適格機関投資家専用）
19	シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンドF（適格機関投資家専用）	シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンドFB（適格機関投資家専用）
20	ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンF（適格機関投資家専用）	ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンFB（適格機関投資家専用）
21	ピクテ欧州ファンドF（適格機関投資家専用）	ピクテ欧州ファンドFB（適格機関投資家専用）
22	UBS海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）	UBS海外株式ファンドFB（適格機関投資家専用）
23	MFS欧州株ファンドF（適格機関投資家専用）	MFS欧州株ファンドFB（適格機関投資家専用）
24	ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FC （適格機関投資家専用）	ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FD （適格機関投資家専用）
25	ノムラーモンドリアン海外債券ファンド（カスタムBM型）FC（適格機関投資家専用）	ノムラーモンドリアン海外債券ファンド（カスタムBM型）FD（適格機関投資家専用）
26	ノムラブラックロック米国債券オープンFC （適格機関投資家専用）	ノムラブラックロック米国債券オープンFD （適格機関投資家専用）
27	ノムラーインサイト欧州債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	ノムラーインサイト欧州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）
28	野村豪州債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	野村豪州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）
29	ノムラーAMP豪州債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	ノムラーAMP豪州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）
30	野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFC（適格機関投資家専用）	野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFD（適格機関投資家専用）
31	ドイツ欧州債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	ドイツ欧州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）
32	LM・米国債券コア・プラスFC（適格機関投資家専用）	LM・米国債券コア・プラスFD（適格機関投資家専用）
33	ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFC（適格機関投資家専用）	ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFD（適格機関投資家専用）
34	ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFC（適格機関投資家専用）	ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFD（適格機関投資家専用）
35	TCW 米国債券ファンド FC（適格機関投資家専用）	TCW 米国債券ファンド FD（適格機関投資家専用）

36	アイエヌジー・欧州債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	アイエヌジー・欧州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）
37	メロン米国コア・プラス債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	メロン米国コア・プラス債券ファンドFD（適格機関投資家専用）
38	アクサIM 欧州債券ファンド FC（適格機関投資家専用）	アクサIM 欧州債券ファンド FD（適格機関投資家専用）
39	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ（ケイマン）－ 海外債券ファンド（カスタムBM型） FC<外国籍投資信託>	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ（ケイマン）－ 海外債券ファンド（カスタムBM型） FD<外国籍投資信託>
40	野村米国好利回り社債投信FC（適格機関投資家専用）	野村米国好利回り社債投信FD（適格機関投資家専用）
41	ノムラールームス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド ファンドFC(適格機関投資家専用)	ノムラールームス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド ファンドFD(適格機関投資家専用)
42	ノムラWestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールド ボンド オープン FC（適格機関投資家専用）	ノムラWestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールド ボンド オープン FD（適格機関投資家専用）
43	ノムラスレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド ファンドFC（適格機関投資家専用）	ノムラスレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド ファンドFD（適格機関投資家専用）
44	JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFC（適格機関投資家専用）	JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFD（適格機関投資家専用）
45	フィデリティ・USハイ・イールド・ファンドFC（適格機関投資家専用）	フィデリティ・USハイ・イールド・ファンドFD（適格機関投資家専用）
46	AIG米国ハイ・イールド・ボンドファンドFC（適格機関投資家専用）	AIG米国ハイ・イールド・ボンドファンドFD（適格機関投資家専用）
47	エマージング・ボンド・オープンFC（適格機関投資家専用）	エマージング・ボンド・オープンFD（適格機関投資家専用）
48	ノムラアイエヌジー新興国債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	ノムラアイエヌジー新興国債券ファンドFD（適格機関投資家専用）
49	野村エマージング債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	野村エマージング債券ファンドFD（適格機関投資家専用）
50	JPMエマージング・ボンド・ファンドFC（適格機関投資家専用）	JPMエマージング・ボンド・ファンドFD（適格機関投資家専用）
51	JPM新興国好利回り債投信FC（適格機関投資家専用）	JPM新興国好利回り債投信FD（適格機関投資家専用）
52	モルガン・スタンレー・エマージング・ボンド・オープンFC（適格機関投資家専用）	モルガン・スタンレー・エマージング・ボンド・オープンFD（適格機関投資家専用）
53	モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券オープン FC（適格機関投資家専用）	モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券オープン FD（適格機関投資家専用）

54	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FC（適格機関投資家専用）	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FD（適格機関投資家専用）
55	MFS インベストメント・ファンズ－新興国現地通貨建債券ファンド FC＜外国籍投資信託＞	MFS インベストメント・ファンズ－新興国現地通貨建債券ファンド FD＜外国籍投資信託＞

①投資の対象とする資産の種類(約款第20条)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限るものとします。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲(約款第21条第1項)

委託者(委託者から委託を受けた者を含みます。)は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限り、)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

③金融商品の指図範囲(約款第21条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「（2）投資対象②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成21年4月10日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

今後、指定投資信託証券の各委託会社(運用会社)の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託が新たに指定投資信託証券に追加となる場合があります。

国内籍の指定投資信託証券の販売会社は、全て野村信託銀行株式会社となっております。

外国籍の指定投資信託証券については、管理事務代行会社等を通じて売買の申込み等を行ないます。

以下の点につきましては、全ての指定投資信託証券に共通となっています。

申込手数料はかかりません。

投資の基本方針のうち＜収益分配方針＞につきましては、以下の通りです。

[各F／FB]

- ・運用による収益は、期中に分配を行わず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。

[各FC／FD]

- ・各投資信託証券により異なります。

詳しくは、各投資信託証券の「(E)投資方針等 (4)収益分配方針」をご覧ください。

※指定投資信託証券の名称について、「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

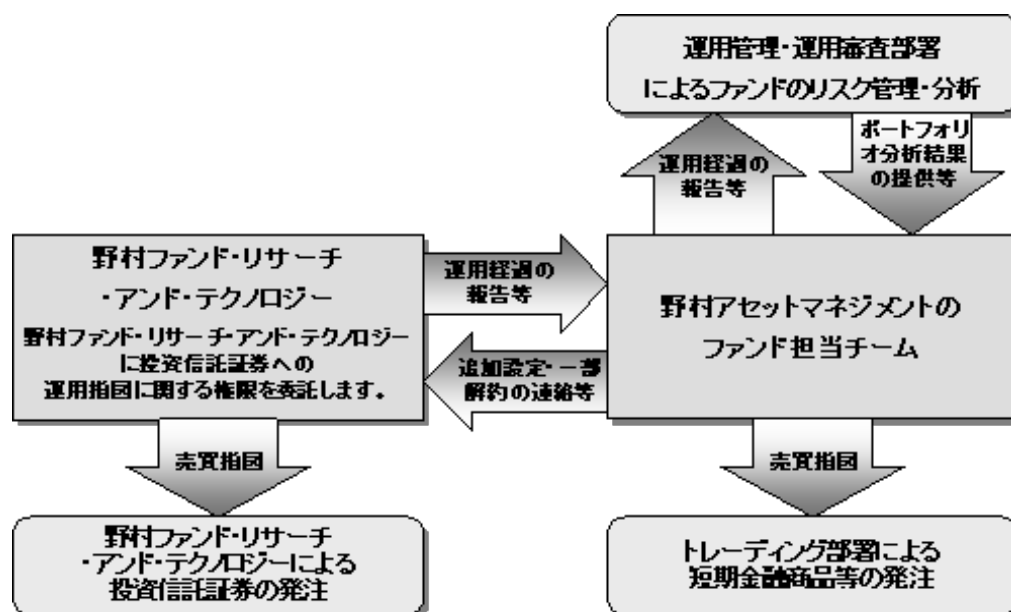
※指定投資信託証券の委託会社等の概要については、後述の「指定投資信託証券の委託会社等について」をご覧ください。

※指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

[次へ](#)

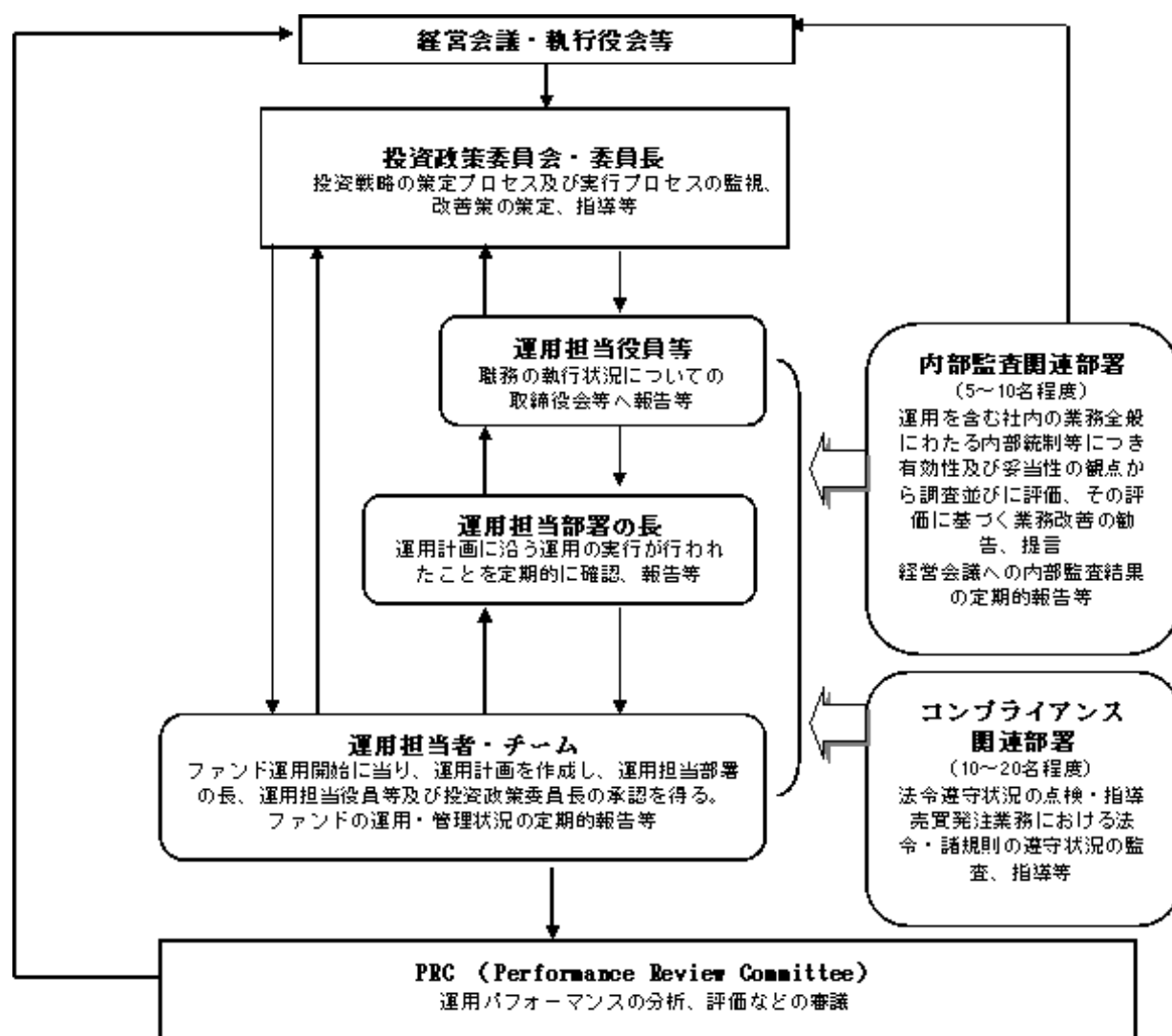
(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンドマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社は、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを、委託会社で確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に委託会社の商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は平成21年4月10日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

年6回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ②収益分配金額は、上記①の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、毎年1月および7月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、上記①の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※利子・配当等収益とは、配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

◆ファンドの決算日

原則として毎年1月、3月、5月、7月、9月および11月の各20日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

◆分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

◆各ファンドに共通

①外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への直接投資は行ないません。

②株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行いません。

③デリバティブの使用(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

デリバティブの直接利用は行いません。

④投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑤同一銘柄の投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。

⑥公社債の借入れ(約款第25条)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- (ii) 上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (iii) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (iv) 上記(i)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑦資金の借入れ(約款第32条)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- (ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内

である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

＜＜基準価額の変動要因＞＞

■主な変動要因■

[株価変動リスク]

- ◆ファンドは、投資信託証券への投資を通じて実質的に保有する株式への配分比率が信託財産の純資産総額の概ね25%程度となることを目途としますので、株価変動等の影響を受けます。

[金利変動リスク]

- ◆公社債等は、市場金利の変動により価格が変動します。ファンドは、投資信託証券への投資を通じて実質的に保有する公社債への配分比率が信託財産の純資産総額の概ね75%程度となることを目途としますので、金利変動の影響を受けます。

[信用リスク(クレジットリスク)]

- ◆投資対象とする投資信託証券が実質的に組み入れる有価証券等の発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じる可能性があります。特に、ハイ・イールド債やエマージング・マーケット債等の格付の低い債券については、格付の高い債券に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。また、債券の格付が上昇すれば信用度が高くなるため、通常、価格は上昇します。逆に債券の格付が下落すれば信用度が低くなるため、通常、価格は下落します。また、格付が変わらなくても、特定の債券の信用度に関するマーケットの考え方が変わるによっても価格は変動します。

[為替変動リスク]

- ◆「Bコース」が投資対象とする投資信託証券のうち、世界の株式・債券に実質的に投資する投資信託証券は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

「Aコース」が投資対象とする投資信託証券のうち、世界の株式・債券に実質的に投資する投資信託証券は、実質的な外貨建資産について為替ヘッジを行なうことを基本とするもの、または実質的な外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、原則として当該投資信託証券または当該投資信託証券が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とするもの、もしくはこれらに類するものに限定しています。しかし、為替ヘッジにより、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、一部の通貨においては為替ヘッジの手段がなく、為替ヘッジを行なうことができない場合があります。なお、一部の投資信託証券においては実質的な外貨建資産に対して全て対円で為替ヘッジを行なうわけではなく、実際のポートフォリオの通貨配分と対円で為替ヘッジの通貨配分が異なることがあり、その異なる部分は為替変動の影響を直接的に受けることになります。しかしながら、「Aコース」が投資する投資信託証券の為替変動リスクは、為替ヘッジしない場合と比較すると大幅に小さくなるものと考えられます。なお、為替ヘッジを行なう場合、円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低い場合、当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

■その他の変動要因■

[有価証券の貸付等におけるリスク]

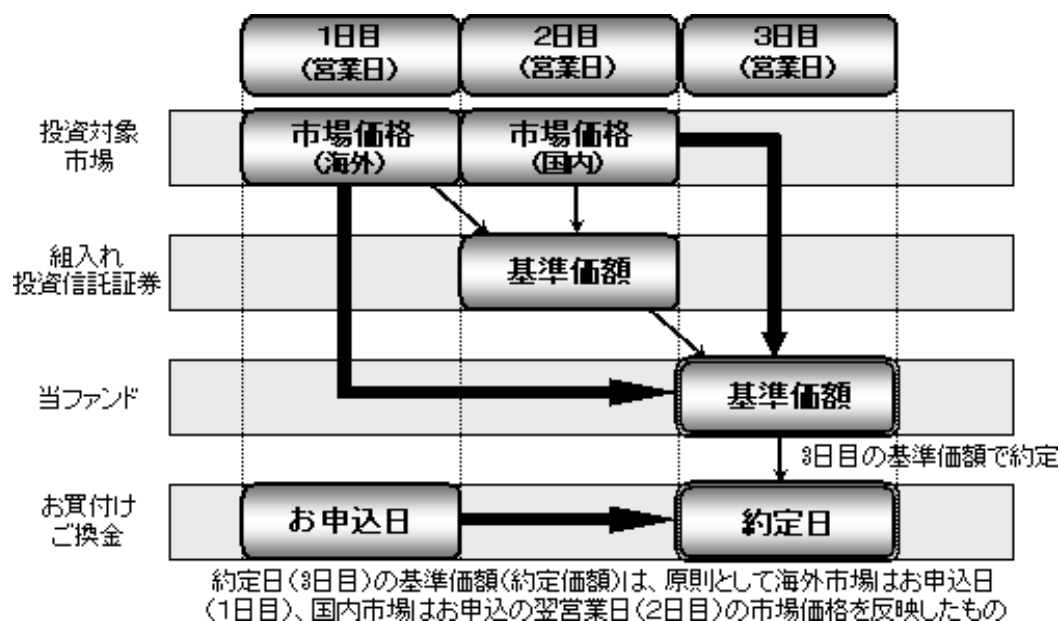
- ◆投資対象とする投資信託証券が実質的に行なう有価証券の貸付等において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)が生じる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

- ◆ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
 - ◆市場の急変時等には、前記の投資方針に従った運用ができない場合があります。
 - ◆コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。
 - ◆ファンドの分配金は、前記の「分配方針」にもとづいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。
 - ◆ファンドは、前記の「投資方針」に記載の合成指数をベンチマークとしますが、ベンチマークは株式・債券市場の構造変化等によっては、今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。
 - ◆ファンドが主要投資対象とする投資信託証券には、ファミリーファンド方式で運用を行なうものがあります。これらの投資信託証券が投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、これらの投資信託証券の基準価額に影響を及ぼす場合があります。この結果、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
 - ◆ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の販売会社は、一部の外国籍投資信託証券を除き、委託者（運用の権限委託先を含みます。）の利害関係人等（当該委託者の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該委託者と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。）である野村信託銀行株式会社となっております。したがって、一部の外国籍投資信託証券を除くファンドにおいて、委託者（運用の権限委託先を含みます。）が各投資信託証券の買付けまたは売付けを受託会社に指図する場合、当該買付けまたは売付けの発注は当該利害関係人等に対して行なわれます。
- なお、ファンドが投資対象とする全ての指定投資信託証券の申込手数料は無手数料となっております。
- ◆ファンドが投資する投資信託証券の基準価額は、一般的な投資信託と同様に原則として当日のわが国の証券市場の値動きを反映して、毎営業日計算されます（外国の証券等については、通常、時差の関係から前日の終値等取得できる直近の値動きを反映して計算されます。）。
ファンドの基準価額は、原則として組入れ投資信託証券の前営業日の基準価額をもって毎営業日計算されます。したがって、ファンドの基準価額において、国内資産や外国資産等の値動きは、一般的な投資信託における場合と比較して1営業日遅れて反映されることとなりますので、ご注意ください。
例えば、国内市場の本日の値動きが組入れ投資信託証券の基準価額に反映されるのは当該日であり、翌営業日にファンドの基準価額に反映されます（外国の有価証券に関する日本と同日付の現地での値動きが組入れ投資信託証券の基準価額に反映されるのは、時差の関係等から当該日の翌営業日となり、翌々営業日にファンドの基準価額に反映されます。）。
なお、買付および換金の申込の場合の約定価額の基準日については、通常の投資信託に用いる約定価額の基準日より1営業日後にずらすことによって、一般的な投資信託と実質的に同様の基準日となるよう調整しております。

＜基準価額の算出イメージ図＞



ファンドは、投資信託証券への投資を通じて株式・公社債など値動きのある証券に実質的に投資します（また、投資信託証券への投資を通じて外貨建資産に実質的に投資を行なう場合には、この他に為替変動があります。）ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

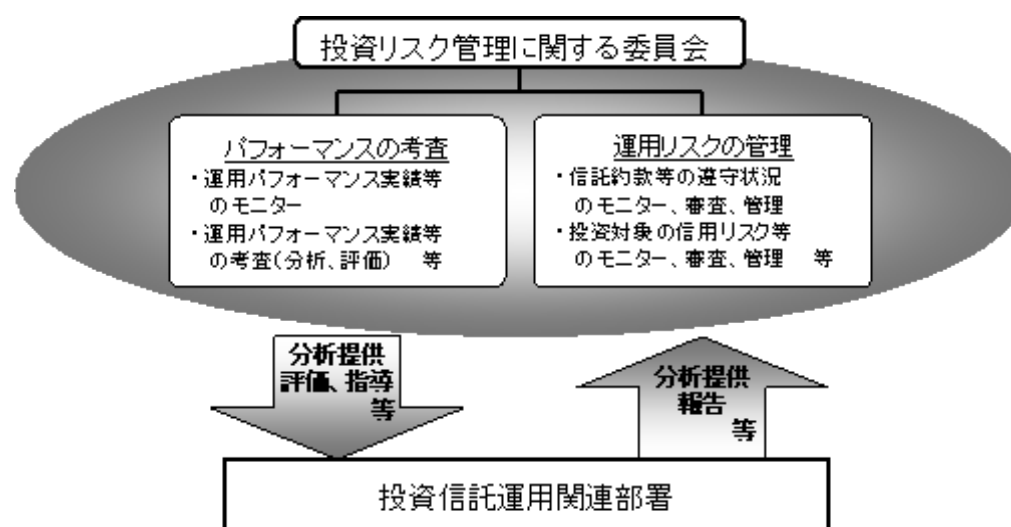
リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行います。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

リスク管理体制図

※投資リスクに関する管理体制等は平成21年4月10日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- ①取得申込日の翌々営業日の基準価額に、2.1%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額)(税抜2.0%)以内[※]で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、後述の「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

- ②収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の79.8(税抜年10,000分の76)の率(以下「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分については、ファンドの純資産総額の残高に応じて次の通り(税抜)とします。

＜ファンドの純資産総額 [※] ＞	＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
500億円以下の部分	年10,000分の35	年10,000分の38	年10,000分の3
500億円超の部分	年10,000分の36	年10,000分の38	年10,000分の2

※「Aコース」「Bコース」合算の純資産総額とします。

上記の信託報酬の総額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

投資顧問会社(NFR&T)が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、「Aコース」および「Bコース」の信託財産の平均純資産総額(日々の純資産総額の平均値)の合計額に、次の率を乗じて得た額とします。

平均純資産総額の合計額	率
500億円以下の部分	年0.21%
500億円超の部分	年0.22%

なお、この他にファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

(参考)ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬

	指定投資信託証券の名称	信託報酬率(年率)
1	ノムラ・ジャパン・オープンF	0.90825% (税抜0.865%)
2	リサーチ・アクティブ・オープンF	0.67725% (税抜0.645%) 以内
3	ノムラーアクサ・ローゼンバーグ日本株バリュートオープンF	0.6825% (税抜0.65%)
4	ストラテジック・バリュート・オープンF	0.63% (税抜0.60%)
5	みずほ日本株バリュートファンドF	0.5775% (税抜0.55%)
6	JPMジャパン50・オープンF	0.8505% (税抜0.81%)
7	フィデリティ・ジャパン・オープンF	0.924% (税抜0.88%) 以内
8	フィデリティ・中小型株・オープンF	0.945% (税抜0.90%)
9	ピクテ・ジャパン・ファンドF	0.8505% (税抜0.81%)
10	BGIジャパン・バリュート・ファンドF	0.6195% (税抜0.59%)

	指定投資信託証券の名称	信託報酬率(年率)
1 1	東京海上日本成長株ファンドF	0.609%（税抜0.58%）
1 2	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F	0.60375%（税抜0.575%）
1 3	野村海外株式ファンドF／FB	0.8925%（税抜0.85%）
1 4	ノムラージャナス・インテック海外株式ファンドF／FB	0.86625%（税抜0.825%）
1 5	ノムラージャナス・インテック米国大型成長株ファンドF／FB	0.91875%（税抜0.875 %）
1 6	ノムラージャナス・インテック米国株バリュー・ファンドF／FB	0.8715%（税抜0.83%）
1 7	ノムラージャナス・インテック米国成長株ファンドF／FB	0.84%（税抜0.80%）
1 8	ヨーロッパ オープンF／FB	0.7035%（税抜0.67%）
1 9	シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンドF／FB	0.7875%（税抜0.75%）
2 0	ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンF／FB	0.91875%（税抜0.875%）
2 1	ピクテ欧州ファンドF／FB	0.8925%（税抜0.85%）
2 2	UBS海外株式ファンドF／FB	0.9765%（税抜0.93%）
2 3	MFS欧州株ファンドF／FB	0.7875%（税抜0.75%）
2 4	ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FC／FD	0.3885%（税抜0.37%）
2 5	ノムラモンドリアン海外債券ファンド（カスタムBM型）FC／FD	0.7875%（税抜0.75%）以内
2 6	ノムラブラックロック米国債券オープンFC／FD	0.42%（税抜0.40%）
2 7	ノムラインサイト欧州債券ファンドFC／FD	0.4725%（税抜0.45%）
2 8	野村豪州債券ファンドFC／FD	0.525%（税抜0.50%）
2 9	ノムラAMP豪州債券ファンドFC／FD	0.5775%（税抜0.55%）
3 0	野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFC／FD	0.2625%（税抜0.25%）
3 1	ドイチェ欧州債券ファンドFC／FD	0.42%（税抜0.40%）
3 2	LM・米国債券コア・プラスFC／FD	0.4935%（税抜0.47%）
3 3	ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFC／FD	0.2625%（税抜0.25%）
3 4	ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFC／FD	0.2625%（税抜0.25%）
3 5	TCW 米国債券ファンド FC／FD	0.3465%（税抜0.33%）
3 6	アイエヌジー・欧州債券ファンドFC／FD	0.42%（税抜0.40%）
3 7	メロン米国コア・プラス債券ファンドFC／FD	0.43575%（税抜0.415%）
3 8	アクサIM 欧州債券ファンド FC／FD	0.43575%（税抜0.415%）
3 9	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ（ケイマン）－ 海外債券ファンド（カスタムBM型）FC／FD	0.3675%＋成功報酬

	指定投資信託証券の名称	信託報酬率(年率)
40	野村米国好利回り社債投信FC/FD	0.9975%（税抜0.95%）
41	ノムラールームス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド ファンドFC/FD	0.84%（税抜0.80%）
42	ノムラWestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールド ボンド オープン FC/FD	0.9975%（税抜0.95%）
43	ノムラスレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド ファンドFC/FD	0.9975%（税抜0.95%）
44	JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFC/FD	0.672%（税抜0.64%）
45	フィデリティ・USハイ・イールド・ファンドFC/FD	0.95025%（税抜0.905%）
46	AIG米国ハイ・イールド・ボンドファンドFC/FD	0.672%（税抜0.64%）
47	エマージング・ボンド・オープンFC/FD	0.7875%（税抜0.75%）
48	ノムラアイエヌジー新興国債券ファンドFC/FD	0.9975%（税抜0.95%）
49	野村エマージング債券ファンドFC/FD	0.7875%（税抜0.75%）
50	JPMエマージング・ボンド・ファンドFC/FD	0.525%（税抜0.50%）
51	JPM新興国好利回り債投信FC/FD	0.7665%（税抜0.73%）
52	モルガン・スタンレー・エマージング・ボンド・オープンFC/FD	0.945%（税抜0.90%）
53	モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券オープン FC/FD	0.777%（税抜0.74%）
54	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FC/FD	0.84%（税抜0.80%）
55	MFS インベストメント・ファンズ - 新興国現地通貨建債券ファンド FC/FD	0.94%以内

上記の信託報酬率は、平成21年4月10日現在のものであり、今後変更となる場合もあります。

国内籍投資信託の場合、上記の他、監査費用等の費用も別途かかります。また、外国籍投資信託の場合、ファンドによっては上記の他、受託会社、保管受託銀行、管理事務代行会社の報酬、設立費用、監査費用等の費用も別途かかる場合、報酬額等に年間の最低金額が定められている場合があります。

なお、いずれも申込手数料はかかりません。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等の詳細については「（参考）指定投資信託証券について」をご参照ください。

なお、ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬（成功報酬を除く）を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率（成功報酬を除く）について、NFR&Tが試算した概算値は以下の通りです。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

実質的な信託報酬率(税込・年率)の概算値

1.45%±0.20%程度

※ファンドが投資対象とする投資信託には、信託報酬に成功報酬制を採用しているものがあり、これらの投資信託については、運用実績により成功報酬額も負担することになります。成功報酬を含む信託報酬等の詳細は「（参考）指定投資信託証券について」をご覧ください。

上記の実質的な信託報酬率の概算値は、平成21年4月10日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等に

より今後変更となる場合があります。

(4)【その他の手数料等】

- ①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
- ②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額はファンドから支払われます。
- ④ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

(5)【課税上の取扱い】

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

個人の投資家が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税を選択した場合、20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。なお、普通分配金については総合課税を選択することもできます。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は以下の特例措置があります。

[平成21年1月1日から平成22年12月31日まで（2年間の特例措置）]

<収益分配金に対する課税>

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金に対して10%（所得税7%、地方税3%）の税率により源泉徴収が行われます。その各々の年分の普通分配金を含む上場株式等の配当等の金額の合計額が100万円（個々のファンド・銘柄毎に年間の普通分配金・配当金の額が1万円以下の場合は合計額の計算から除外します。）までは10%の税率が適用され、その場合には申告不要の特例があります。上記年分の普通分配金等の金額の合計額が100万円を超える場合、その超える年分については申告不要の特例は適用されません（確定申告が必要となります。）。なお、この場合には、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができます。申告分離課税を選択した場合は、100万円を超える部分は20%の税率となります。

<換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、その各々の年分の上場株式等の譲渡益の金額の合計額が500万円までは10%の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の率により源泉徴収され申告不要の特例があります。上記年分の譲渡益の金額の合計額が500万円を超える場合、その超える年分については申告不要の特例は適用されません（確定申告による申告分離課税となります）ので、20%の税率となります。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

なお、税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◆法人の投資家に対する課税

平成21年3月31日までの間は、法人の投資家が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収[※]され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成21年4月1日からは、15%（所得税15%）となります。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、益金不算入制度は適用されません。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益[※]については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、販売会社の買取りによるご換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■個別元本について■

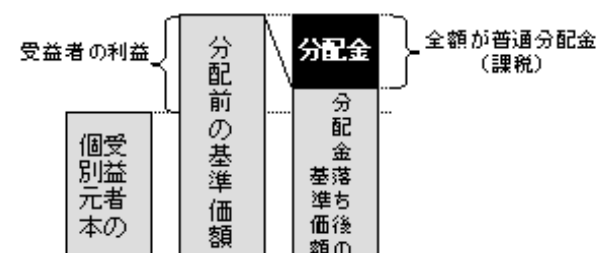
◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が特別分配金を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。



②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、分配金から特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するも

のではありません。

（ご参考）

《お客様に直接ご負担いただく費用・税金》

時期	項目	費用	税金
買付時	申込手数料	2.1%（税抜2.0%）以内※	消費税等相当額
換金時 （解約請求制）	信託財産留保額	1万口につき 基準価額に対して0.25%	—————

※ 基準価額に、2.1%（税抜2.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

時期	項目	費用	税金	
			平成21年以降 2年間の特例措置による 軽減税率適用の場合	平成21年以降 2年間の特例措置による 軽減税率適用外の部分 及び平成23年1月以降
分配時	所得税および地方税	—	普通分配金×10%※1	普通分配金×20%※1
換金時 （解約請求 制）	所得税および地方税	—	換金時の差益（譲渡益） ※2に対して10%※1	換金時の差益（譲渡益） ※2に対して20%※1
償還時	所得税および地方税	—	償還時の差益（譲渡益） ※2に対して10%※1	償還時の差益（譲渡益） ※2に対して20%※1

※1 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合は税率等が異なります。また、特例措置の適用範囲（上限金額、期間）とその内容等について詳しくは「課税上の取扱い」をご覧ください。特例措置の適用範囲を超える場合には確定申告が必要となります。

※2 詳しくは前述の「換金（解約）時および償還時の課税について」をご覧ください。

※上記「(5)課税上の取扱い」の内容は、平成21年2月末現在で確認できた情報をもとに作成しております。なお、今後税法が改正された場合などには、変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は平成21年2月27日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

「Aコース」

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	4,025,317,775	98.77
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	50,006,093	1.22
合計(純資産総額)		4,075,323,868	100.00

「Bコース」

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	957,387,046,992	99.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	9,350,192,244	0.96
合計(純資産総額)		966,737,239,236	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

※以下に記載する投資信託受益証券の銘柄名は「(適格機関投資家専用)」を省略しております。

「Aコース」

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	ノムラーインサイト欧州債券ファンドFC	29,008	10,204	296,022,288	10,212	296,229,696	7.26
2	日本	投資信託受益証券	ステート・ストリート 欧州総合債券カレン シー・アルファ・ファ ンドFC	23,879	10,278	245,450,091	10,313	246,264,127	6.04
3	日本	投資信託受益証券	フィデリティ・USハイ ・イールド・ファンド FC	30,547	6,808	207,970,085	6,599	201,579,653	4.94
4	日本	投資信託受益証券	野村エマージング債券 ファンドFC	20,975	8,714	182,795,237	8,560	179,546,000	4.40
5	日本	投資信託受益証券	JPM・USハイイールド ・ボンド・ファンドFC	28,774	6,169	177,532,127	6,063	174,456,762	4.28
6	日本	投資信託受益証券	モルガン・スタンレー ・ エマージング・ボンド ・オープンFC	17,801	9,677	172,271,313	9,488	168,895,888	4.14

7	日本	投資信託受益証券	ノムラールームス・セイレス 米国ハイ・イールド ボンド ファンドFC	21,676	7,852	170,217,726	7,775	168,530,900	4.13
8	日本	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FC	21,312	8,120	173,072,194	7,875	167,832,000	4.11
9	日本	投資信託受益証券	ドイチェ欧州債券ファンドFC	18,134	8,634	156,568,956	8,356	151,527,704	3.71
10	日本	投資信託受益証券	AIG米国ハイ・イールド・ボンドファンドFC	23,116	6,317	146,023,772	6,142	141,978,472	3.48
11	日本	投資信託受益証券	野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFC	13,889	10,314	143,258,923	10,171	141,265,019	3.46
12	日本	投資信託受益証券	アイエヌジー・欧州債券ファンドFC	18,079	7,629	137,942,589	7,312	132,193,648	3.24
13	日本	投資信託受益証券	みずほ日本株バリューファンドF	24,791	5,074	125,795,821	4,655	115,402,105	2.83
14	日本	投資信託受益証券	ノムラーアイエヌジー新興国債券ファンドFC	13,045	7,808	101,857,316	7,616	99,350,720	2.43
15	日本	投資信託受益証券	メロン米国コア・プラス債券ファンドFC	10,512	9,707	102,047,973	9,449	99,327,888	2.43
16	日本	投資信託受益証券	ストラテジック・バリュー・オープンF	19,353	5,367	103,872,969	4,843	93,726,579	2.29
17	日本	投資信託受益証券	ステート・ストリート 米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFC	9,027	10,366	93,575,236	10,204	92,111,508	2.26
18	日本	投資信託受益証券	エマージング・ボンド・オープンFC	10,363	8,957	92,830,406	8,831	91,515,653	2.24
19	日本	投資信託受益証券	ノムラーAMP豪州債券ファンドFC	8,858	9,287	82,264,246	9,175	81,272,150	1.99
20	日本	投資信託受益証券	東京海上日本成長株ファンドF	18,258	4,781	87,305,556	4,325	78,965,850	1.93
21	日本	投資信託受益証券	ノムラーアクサ・ローゼンバーグ 日本株バリューオープンF	8,411	10,125	85,161,784	9,316	78,356,876	1.92
22	日本	投資信託受益証券	ノムラーブラックロック米国債券オープンFC	8,855	8,928	79,063,638	8,760	77,569,800	1.90

23	日本	投資信託受益証券	ノムラ・ジャパン・オープンF	11,302	7,412	83,770,876	6,738	76,152,876	1.86
24	日本	投資信託受益証券	JPMジャパン50・オープンF	9,727	7,569	73,631,444	6,851	66,639,677	1.63
25	日本	投資信託受益証券	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンドF	15,639	4,541	71,019,357	4,044	63,244,116	1.55
26	日本	投資信託受益証券	野村豪州債券ファンドFC	6,529	9,513	62,116,644	9,368	61,163,672	1.50
27	日本	投資信託受益証券	MFS欧州株ファンドF	11,323	5,808	65,771,429	5,258	59,536,334	1.46
28	日本	投資信託受益証券	ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンF	9,253	7,047	65,211,612	6,300	58,293,900	1.43
29	日本	投資信託受益証券	アクサIM 欧州債券ファンドFC	6,419	8,073	51,820,587	7,939	50,960,441	1.25
30	日本	投資信託受益証券	野村海外株式ファンドF	8,519	6,413	54,637,921	5,938	50,585,822	1.24

「Bコース」

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	ノムラーインサイト欧州債券ファンドFD	9,074,103	7,508	68,129,000,511	7,703	69,897,815,409	7.23
2	日本	投資信託受益証券	ステート・ストリート 欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFD	5,859,566	9,604	56,279,197,773	9,917	58,109,316,022	6.01
3	日本	投資信託受益証券	フィデリティ・USハイ・イールド・ファンドFD	8,084,898	5,834	47,173,520,303	6,073	49,099,585,554	5.07
4	日本	投資信託受益証券	野村エマージング債券ファンドFD	5,907,686	7,019	41,466,048,034	7,382	43,610,538,052	4.51

5	日本	投資信託受益証券	JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFD	8,045,102	5,008	40,289,870,816	5,282	42,494,228,764	4.39
6	日本	投資信託受益証券	モルガン・スタンレー・ エマージング・ボンド・オープンFD	4,797,665	8,157	39,134,745,311	8,573	41,130,382,045	4.25
7	日本	投資信託受益証券	ノムラルーミス・セイレス 米国ハイ・イールドボンドファンドFD	5,681,710	6,800	38,641,082,441	7,217	41,004,901,070	4.24
8	日本	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FD	6,159,555	6,377	39,279,482,235	6,642	40,911,764,310	4.23
9	日本	投資信託受益証券	ドイチェ欧州債券ファンドFD	4,550,656	7,953	36,191,367,168	7,855	35,745,402,880	3.69
10	日本	投資信託受益証券	AIG米国ハイ・イールド・ボンドファンドFD	6,852,302	4,841	33,171,993,982	5,044	34,563,011,288	3.57
11	日本	投資信託受益証券	野村豪州債券 カレンシー・アルファ・ファンドFD	3,085,570	10,783	33,274,108,054	11,028	34,027,665,960	3.51
12	日本	投資信託受益証券	アイエヌジー・欧州債券ファンドFD	4,454,834	7,123	31,733,965,450	7,024	31,290,754,016	3.23
13	日本	投資信託受益証券	みずほ日本株バリューファンドF	5,769,861	5,044	29,107,539,775	4,655	26,858,702,955	2.77
14	日本	投資信託受益証券	メロン米国コア・プラス債券ファンドFD	3,015,797	7,684	23,175,706,311	8,019	24,183,676,143	2.50
15	日本	投資信託受益証券	ノムラーアイエヌジー新興国債券ファンドFD	4,125,659	5,603	23,119,656,700	5,849	24,130,979,491	2.49
16	日本	投資信託受益証券	エマージング・ボンド・オープンFD	3,037,602	7,117	21,619,889,226	7,531	22,876,180,662	2.36

17	日本	投資 信託 受益 証券	ステート・スト リート 米国総合債券カレ ンシー・アルファ ・ファンドFD	2,156,536	9,848	21,239,205,495	10,397	22,421,504,792	2.31
18	日本	投資 信託 受益 証券	ストラテジック・ バリュー・オープ ンF	4,295,229	5,341	22,941,604,797	4,843	20,801,794,047	2.15
19	日本	投資 信託 受益 証券	ノムラーAMP豪州 債券ファンドFD	2,911,142	6,554	19,079,624,668	6,656	19,376,561,152	2.00
20	日本	投資 信託 受益 証券	ノムラーブラック ロック米国債券 オープンFD	2,403,577	7,468	17,949,913,036	7,843	18,851,254,411	1.94
21	日本	投資 信託 受益 証券	ノムラーアクサ・ ローゼンバーグ 日本株バリュー オープンF	1,976,281	10,050	19,862,845,867	9,316	18,411,033,796	1.90
22	日本	投資 信託 受益 証券	ノムラ・ジャパン ・オープンF	2,553,324	7,370	18,819,083,821	6,738	17,204,297,112	1.77
23	日本	投資 信託 受益 証券	東京海上日本成長 株ファンドF	3,974,316	4,764	18,934,647,820	4,325	17,188,916,700	1.77
24	日本	投資 信託 受益 証券	野村豪州債券ファ ンドFD	2,094,115	6,890	14,428,452,350	6,971	14,598,075,665	1.51
25	日本	投資 信託 受益 証券	ゴールドマン・ サックス・ アメリカン・オー プンFB	2,311,258	6,549	15,138,478,932	6,301	14,563,236,658	1.50
26	日本	投資 信託 受益 証券	キャピタル・イン ターナショナル・ ジャパン・エクイ ティ・ファンドF	3,517,055	4,513	15,875,472,870	4,044	14,222,970,420	1.47
27	日本	投資 信託 受益 証券	JPMジャパン50・ オープンF	2,049,595	7,554	15,482,812,115	6,851	14,041,775,345	1.45
28	日本	投資 信託 受益 証券	MFS欧州株ファン ドFB	3,631,683	4,084	14,831,892,380	3,835	13,927,504,305	1.44

29	日本	投資信託受益証券	野村海外株式ファンドFB	2,484,101	5,075	12,608,570,499	4,955	12,308,720,455	1.27
30	日本	投資信託受益証券	UBS海外株式ファンドFB	2,225,907	5,624	12,519,204,218	5,469	12,173,485,383	1.25

種類別及び業種別投資比率

「Aコース」

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券	—	98.77
合計		98.77

「Bコース」

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券	—	99.03
合計		99.03

- ②【投資不動産物件】
該当事項はありません。

- ③【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

平成21年2月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

「Aコース」

特定期間	計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付) [※]	(分配落)	(分配付) [※]
第1特定期間	2005年5月30日～2006年1月20日	5,932	5,990	1.0571	1.0673
第2特定期間	2006年1月21日～2006年7月20日	6,583	6,650	1.0030	1.0132
第3特定期間	2006年7月21日～2007年1月22日	7,249	7,389	1.0448	1.0650
第4特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	7,680	7,831	1.0263	1.0465
第5特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	7,068	7,069	0.9584	0.9586
第6特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	5,865	5,909	0.9057	0.9125
第7特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	4,443	4,493	0.7475	0.7559
	2008年2月末日	6,841	—	0.9519	—
	3月末日	6,620	—	0.9292	—
	4月末日	6,574	—	0.9524	—
	5月末日	6,456	—	0.9541	—
	6月末日	6,209	—	0.9283	—
	7月末日	5,882	—	0.9121	—
	8月末日	5,717	—	0.9055	—
	9月末日	5,309	—	0.8584	—
	10月末日	4,450	—	0.7412	—
	11月末日	4,366	—	0.7305	—
	12月末日	4,443	—	0.7493	—
	2009年1月末日	4,439	—	0.7484	—
	2月末日	4,075	—	0.7221	—

※特定期間末日における分配付の純資産及び単価を表示しております。

「Bコース」

特定期間	計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付) [※]	(分配落)	(分配付) [※]
第1特定期間	2005年5月30日～2006年1月20日	292,175	305,833	1.0696	1.1196
第2特定期間	2006年1月21日～2006年7月20日	683,887	700,748	1.0303	1.0557

第3特定期間	2006年7月21日～2007年1月22日	1,305,209	1,378,038	1.0861	1.1467
第4特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	1,936,774	2,047,255	1.0658	1.1266
第5特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	1,939,691	1,952,135	0.9041	0.9099
第6特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	1,723,639	1,744,901	0.8755	0.8863
第7特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	1,024,817	1,044,003	0.5769	0.5877
	2008年2月末日	1,926,523	—	0.9100	—
	3月末日	1,777,022	—	0.8460	—
	4月末日	1,875,620	—	0.9044	—
	5月末日	1,861,596	—	0.9069	—
	6月末日	1,815,761	—	0.9004	—
	7月末日	1,739,219	—	0.8877	—
	8月末日	1,669,956	—	0.8730	—
	9月末日	1,506,583	—	0.8029	—
	10月末日	1,129,380	—	0.6171	—
	11月末日	1,058,396	—	0.5820	—
	12月末日	1,061,080	—	0.5885	—
	2009年1月末日	991,127	—	0.5709	—
	2月末日	966,737	—	0.5828	—

※特定期間末日における分配付の純資産及び単価を表示しております。

②【分配の推移】

「Aコース」

特定期間	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2005年5月30日～2006年1月20日	0.0226 円
第2特定期間	2006年1月21日～2006年7月20日	0.0106 円
第3特定期間	2006年7月21日～2007年1月22日	0.0206 円
第4特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	0.0206 円
第5特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	0.0006 円
第6特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	0.0094 円
第7特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	0.0122 円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

「Bコース」

特定期間	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2005年5月30日～2006年1月20日	0.0742 円
第2特定期間	2006年1月21日～2006年7月20日	0.0362 円
第3特定期間	2006年7月21日～2007年1月22日	0.0718 円
第4特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	0.0720 円
第5特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	0.0174 円
第6特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	0.0224 円
第7特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	0.0224 円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

③【収益率の推移】

「Aコース」

特定期間	計算期間	収益率
第1特定期間	2005年5月30日～2006年1月20日	8.0 %
第2特定期間	2006年1月21日～2006年7月20日	△4.1 %
第3特定期間	2006年7月21日～2007年1月22日	6.2 %
第4特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	0.2 %
第5特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	△6.6 %
第6特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	△4.5 %
第7特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	△16.1 %

「Bコース」

特定期間	計算期間	収益率
第1特定期間	2005年5月30日～2006年1月20日	14.4 %
第2特定期間	2006年1月21日～2006年7月20日	△0.3 %
第3特定期間	2006年7月21日～2007年1月22日	12.4 %
第4特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	4.8 %
第5特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	△13.5 %
第6特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	△0.7 %
第7特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	△31.5 %

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(期間中の分配金を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成17年5月30日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付については、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。なお、販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約[※]を締結した場合、当該契約で規定する取得申込みの単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。

また、スイッチングによる申込みは、「一般コース」を選択した投資者は1万口以上1万口単位または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者は1万円以上1円単位からできます。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者がスイッチングに際し、当該投資者が保有する「マイストーリー分配型(年6回)Aコース」または「マイストーリー分配型(年6回)Bコース」の受益権の全てをご換金し

た場合の手取金の全額をもって取得申込みする場合は1口単位とします。

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

販売会社によっては「マイストーリー分配型(年6回)Aコース」もしくは「マイストーリー分配型(年6回)Bコース」のどちらか一方のみのお取り扱いとなる場合があります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込(スイッチングの申込みを含みます)の受付けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込(スイッチングの申込みを含みます)の受付けを取り消す場合があります。※

※上記の買付のお申込みの受付けの中止等を行なう事情等によっては、スイッチングのお申込みについては可能な場合もあります。

また、販売会社の営業日であっても、申込不可日には取得およびスイッチングの申込ができません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

<申込手数料>

(i)取得申込日の翌々営業日の基準価額に、2.1%(税抜2.0%)以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

(ii)収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金(解約)手続等】

受益者は、委託者に1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位(自動けいぞく投資契約等にかかる受益権については1口単位)で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付については、午後3時(平日営業日の場合は午前11時)までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

なお、1日1件5億円を超える解約請求のお申込みについては、上記時間を午前11時(平日営業日の場合は午前9時30分)までとします。

手取り額は、解約申込み受付日の翌々営業日の基準価額から、(i)信託財産留保額[※](1万口につき基準価額の0.25%)、および(ii)所得税および地方税を差し引いた金額となります。

※ 「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額(1万口につき基準価額に0.25%を乗じて得た額)をいい、信託財産に繰り入れられます。

ファンドの基準価額および解約価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

(平日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。この他に、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。

なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には受益権の一部解約の実行の請求の受付を行いません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法[※]により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

※一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
投資信託証券	原則として、基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価します。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします(平成17年5月30日設定)。

(4)【計算期間】

原則として、毎年1月21日から3月20日まで、3月21日から5月20日まで、5月21日から7月20日まで、7月21日から9月20日まで、9月21日から11月20日までおよび11月21日から翌年1月20日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間は、下記「(5)その他 (a)ファンドの繰上償還条項 等」による解約の日までとします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により各ファンドにつき受益権の口数が50億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはその他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、信託終了日前にこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- (i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」にしたがい信託を終了させる場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ii) 上記(i)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (iii) 上記(ii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
- (iv) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (v) 上記(ii)から(iv)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ii)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (vi) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (vii) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e) 信託約款の変更(iv)」に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。
- (viii) 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、毎年1月、7月に終了する計算期間の末日および償還時に、各々運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

(d) 有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を原則毎年1月、7月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

(e)信託約款の変更

- (i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ii) 委託者は、上記(i)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (iii) 上記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (iv) 上記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(i)の信託約款の変更をしません。
- (v) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (vi) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(i)から(v)までの規定にしたがいます。

(f)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(g)反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(i)または「(e)信託約款の変更」(ii)に規定する公告または書面に付記します。

(h)関係法人との契約の更新に関する手続

- (i) 委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
- (ii) 委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

＜自動けいぞく投資契約を結んでいない場合＞

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

＜自動けいぞく投資契約を結んでいる場合＞

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

②償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③換金(解約)請求権

■換金(解約)の単位■

受益者は、受益権を1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位(自動けいぞく投資契約等を結んでいる場合は1口単位)で換金できます。

■換金(解約)代金の支払い開始日■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、7営業日目から受益者にお支払いします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第4【ファンドの経理状況】

マイストーリー分配型（年6回）Aコース

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号および平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、前期（平成20年1月22日から平成20年7月22日まで）については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則および内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成されており、当期（平成20年7月23日から平成21年1月20日まで）については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則および内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成20年12月5日付内閣府令第79号により改正されておりますが、前期（平成20年1月22日から平成20年7月22日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、当期（平成20年7月23日から平成21年1月20日まで）については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期（平成20年1月22日から平成20年7月22日まで）および当期（平成20年7月23日から平成21年1月20日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】
 【マイストーリー分配型（年6回）Aコース】
 (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成20年 7月22日現在	当期 平成21年 1月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	117,601,065	84,662,995
投資信託受益証券	5,810,534,245	4,416,737,058
未収入金	82,359,608	51,648,047
未収利息	1,717	314
流動資産合計	6,010,496,635	4,553,048,414
資産合計	6,010,496,635	4,553,048,414
負債の部		
流動負債		
未払金	13,495,346	40,225,385
未払収益分配金	44,039,848	49,933,591
未払解約金	78,529,123	13,310,117
未払受託者報酬	227,822	154,603
未払委託者報酬	8,429,437	5,720,228
その他未払費用	22,761	15,443
流動負債合計	144,744,337	109,359,367
負債合計	144,744,337	109,359,367
純資産の部		
元本等		
元本	6,476,448,357	5,944,475,207
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△610,696,059	△1,500,786,160
（分配準備積立金）	179,870,979	198,081,443
元本等合計	5,865,752,298	4,443,689,047
純資産合計	5,865,752,298	4,443,689,047
負債純資産合計	6,010,496,635	4,553,048,414

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自平成20年 1月22日 至平成20年 7月22日	当期 自平成20年 7月23日 至平成21年 1月20日
営業収益		
受取配当金	99,088,595	96,695,720
受取利息	209,203	133,672
有価証券売買等損益	△371,609,154	△977,947,621
その他収益	228	46,035
営業収益合計	△272,311,128	△881,072,194
営業費用		
受託者報酬	689,982	520,615
委託者報酬	25,529,160	19,262,658
その他費用	68,937	52,005
営業費用合計	26,288,079	19,835,278
営業利益	△298,599,207	△900,907,472
経常利益	△298,599,207	△900,907,472
当期純利益	△298,599,207	△900,907,472
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	△9,271,867	△21,155,186
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△306,447,430	△610,696,059
剰余金増加額又は欠損金減少額	60,587,195	96,761,873
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	60,587,195	96,761,873
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,413,034	34,012,603
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,413,034	34,012,603
分配金	62,095,450	73,087,085
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△610,696,059	△1,500,786,160

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	前期 自 平成20年1月22日 至 平成20年7月22日	当期 自 平成20年7月23日 至 平成21年1月20日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	(1) 投資信託受益証券 同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金の計上基準 同左 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 同左
3 その他	当該財務諸表の特定期間は前期末及び当期末が休日のため、平成20年1月22日から平成20年7月22日までとなっております。	当該財務諸表の特定期間は前期末が休日のため、平成20年7月23日から平成21年1月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 平成20年7月22日現在	当期 平成21年1月20日現在
1 特定期間の末日における受益権の総数 6,476,448,357 口	1 特定期間の末日における受益権の総数 5,944,475,207 口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 610,696,059 円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,500,786,160 円
3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9057 円 (10,000口当たり純資産額 9,057 円)	3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7475 円 (10,000口当たり純資産額 7,475 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成20年1月22日 至 平成20年7月22日	当期 自 平成20年7月23日 至 平成21年1月20日
1 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 2,047,083,447 円	1 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 1,450,857,390 円

2 分配金の計算過程
平成20年1月22日から平成20年3月21日まで
当該期末における分配対象金額276,333,032円(10,000口当たり386円)のうち、7,148,448円(10,000口当たり10円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	24,020,466 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	104,654,360 円
分配準備積立金額	D	147,658,206 円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	276,333,032 円
当ファンドの期末残存口数	F	7,148,448,978口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	386 円
10,000口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	7,148,448 円

平成20年3月22日から平成20年5月20日まで
当該期末における分配対象金額286,789,366円(10,000口当たり420円)のうち、10,907,154円(10,000口当たり16円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	29,545,161 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	101,145,192 円
分配準備積立金額	D	156,099,013 円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	286,789,366 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,816,971,297口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	420 円
10,000口当たり分配金額	H	16 円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	10,907,154 円

平成20年5月21日から平成20年7月22日まで
当該期末における分配対象金額288,325,248円(10,000口当たり445円)のうち、44,039,848円(10,000口当たり68円)を分配金額としております。

2 分配金の計算過程
平成20年7月23日から平成20年9月22日まで
当該期末における分配対象金額258,230,277円(10,000口当たり416円)のうち、12,393,228円(10,000口当たり20円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	23,878,389 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	62,523,089 円
分配準備積立金額	D	171,828,799 円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	258,230,277 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,196,614,429口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	416 円
10,000口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	12,393,228 円

平成20年9月23日から平成20年11月20日まで
当該期末における分配対象金額264,534,203円(10,000口当たり442円)のうち、10,760,266円(10,000口当たり18円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	26,735,467 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	62,591,106 円
分配準備積立金額	D	175,207,630 円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	264,534,203 円
当ファンドの期末残存口数	F	5,977,925,651口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	442 円
10,000口当たり分配金額	H	18 円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	10,760,266 円

平成20年11月21日から平成21年1月20日まで
当該期末における分配対象金額282,804,708円(10,000口当たり475円)のうち、49,933,591円(10,000口当たり84円)を分配金額としております。

項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	25,451,796 円	費用控除後の配当等収益額	A	30,095,294 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	96,796,662 円	収益調整金額	C	64,512,050 円
分配準備積立金額	D	166,076,790 円	分配準備積立金額	D	188,197,364 円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	288,325,248 円	当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	282,804,708 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,476,448,357口	当ファンドの期末残存口数	F	5,944,475,207口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	445 円	10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	475 円
10,000口当たり分配金額	H	68 円	10,000口当たり分配金額	H	84 円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	44,039,848 円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000	49,933,591 円

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 平成20年1月22日 至 平成20年7月22日	当期 自 平成20年7月23日 至 平成21年1月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、同左 一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 平成20年1月22日 至 平成20年7月22日	当期 自 平成20年7月23日 至 平成21年1月20日
期首元本額 7,374,449,203 円	期首元本額 6,476,448,357 円
期中追加設定元本額 209,353,719 円	期中追加設定元本額 171,365,117 円
期中一部解約元本額 1,107,354,565 円	期中一部解約元本額 703,338,267 円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

	前期 自 平成20年1月22日 至 平成20年7月22日		当期 自 平成20年7月23日 至 平成21年1月20日	
種類	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた 評価差額(円)
投資信託受益証券	5,810,534,245	△339,277,553	4,416,737,058	128,240,224
合計	5,810,534,245	△339,277,553	4,416,737,058	128,240,224

3 デリバティブ取引関係

前期(自 平成20年1月22日 至 平成20年7月22日)

該当事項はございません。

当期(自 平成20年7月23日 至 平成21年1月20日)

該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式（平成21年1月20日現在）

該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

（平成21年1月20日現在）

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	ノムラ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用）		80,101,484	
	ノムラ・ジャパン・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）		3,634,815	
	リサーチ・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）		12,881,964	
	ノムラ・アクサ・ローゼンバーグ日本株バリューオープンF （適格機関投資家専用）		56,530,845	
	フィデリティ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用）		13,300,785	
	フィデリティ・中小型株・オープンF（適格機関投資家専用）		19,546,226	
	BGIジャパン・バリュー・ファンドF（適格機関投資家専用）		61,481,184	
	ヨーロッパオープンF（適格機関投資家専用）		5,398,850	
	フィデリティ・グローバル・エクイティ・オープンF（適格機関投資家専用）		9,414,174	
	ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンF（適格機関投資家専用）		63,436,622	
	ピクテ欧州ファンドF（適格機関投資家専用）		21,387,640	
	JFアジア・成長株・ファンドF（適格機関投資家専用）		9,395,456	
	ニッセイ／パトナム・グローバル・コア株式F（適格機関投資家専用）		29,885,625	

	アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 F（適格機関投資家専用）		14,506,793	
	ノムラブラックロック米国債券オープンFC（適 格機関投資家専用）		94,674,187	
	野村豪州債券ファンドFC（適格機関投資家専用）		88,622,910	
	ドイチェ欧州債券ファンドFC（適格機関投資家専 用）		182,021,988	
	フィデリティ・U S ハイ・イールド・ファンドFC （適格機関投資家専用）		213,779,520	
	エマージング・ボンド・オープンFC（適格機関投 資家専用）		82,245,324	
	モルガン・スタンレー・エマージング・ボンド・ オープンFC （適格機関投資家専用）		183,077,840	
	JPMジャパン50・オープンF（適格機関投資家専 用）		85,885,443	
	ノムラWestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールド ボンド オープン FC （適格機関投資家専用）		51,046,425	
	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FC （適格機関投資家専用）		209,806,035	
	アイエヌジー・欧州債券ファンドFC（適格機関投 資家専用）		157,643,430	
	アクサIM 欧州債券ファンド FC（適格機関投資家 専用）		69,282,486	
	UBS海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）		47,524,022	
	LM・米国債券コア・プラスFC（適格機関投資家 専用）		18,532,404	
	ノムラージャナス・インテック米国大型成長株 ファンドF（適格機関投資家専用）		44,875,644	
	ノムラAMP豪州債券ファンドFC（適格機関投資 家専用）		94,420,929	

	ノムラースレッドニードル欧州ハイ・イールド ボ ンド ファンドFC (適格機関投資家専用)		35,616,105	
	ノムラーアイエヌジー新興国債券ファンドFC (適 格機関投資家専用)		111,513,856	
	ピクテ・ジャパン・ファンドF (適格機関投資家 専用)		42,202,656	
	東京海上日本成長株ファンドF (適格機関投資家 専用)		88,404,189	
	野村米国好利回り社債投信FC (適格機関投資家専 用)		18,809,106	
	JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFC (適 格機関投資家専用)		190,060,680	
	JPMエマージング・ボンド・ファンドFC (適格機 関投資家専用)		54,315,072	
	AIG米国ハイ・イールド・ボンドファンドFC (適 格機関投資家専用)		173,502,722	
	MFS欧州株ファンドF (適格機関投資家専用)		56,140,266	
	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エ クイティ・ファンド F (適格機関投資家専用)		68,385,779	
	野村エマージング債券ファンドFC (適格機関投資 家専用)		222,772,830	
	ノムラーコロンビア米国株バリュー・ファンドF (適格機関投資家専用)		14,334,584	
	ストラテジック・バリュー・オープンF (適格機 関投資家専用)		103,972,792	
	みずほ日本株バリューファンドF (適格機関投資 家専用)		101,086,335	
	メロン米国コア・プラス債券ファンドFC (適格機 関投資家専用)		111,672,918	
	野村海外株式ファンドF (適格機関投資家専用)		47,986,816	
	ノムラーインサイト欧州債券ファンドFC (適格機 関投資家専用)		320,396,180	

	ノムラールームス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド ファンドFC (適格機関投資家専用)		180,681,824	
	ノムラーアバディーン欧州ハイ・イールド ボンド ファンド FC (適格機関投資家専用)		4,807,701	
	ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・ アルファ・ファンドFC (適格機関投資家専用)		219,107,091	
	ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・ アルファ・ファンドFC (適格機関投資家専用)		94,710,446	
	野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFC (適格機関投資家専用)		131,916,060	
投資信託受益 証券計	銘柄数：51		4,416,737,058	
	組入時価比率：99.4%		100%	
合計			4,416,737,058	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はございません。

マイストーリー分配型（年6回）Bコース

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号および平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、前期(平成20年1月22日から平成20年7月22日まで)については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則および内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成されており、当期(平成20年7月23日から平成21年1月20日まで)については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則および内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成20年12月5日付内閣府令第79号により改正されておりますが、前期(平成20年1月22日から平成20年7月22日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、当期(平成20年7月23日から平成21年1月20日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期(平成20年1月22日から平成20年7月22日まで)および当期(平成20年7月23日から平成21年1月20日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【マイストーリー分配型（年6回）Bコース】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成20年 7月22日現在	当期 平成21年 1月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	42,813,505,775	27,234,112,169
投資信託受益証券	1,707,197,559,239	1,016,702,650,688
未収入金	14,688,964,752	19,799,810,649
未収利息	625,171	101,251
流動資産合計	1,764,700,654,937	1,063,736,674,757
資産合計	1,764,700,654,937	1,063,736,674,757
負債の部		
流動負債		
未払金	5,384,145,363	9,173,982,804
未払収益分配金	21,262,007,512	19,186,565,613
未払解約金	11,895,055,398	9,155,925,967
未払受託者報酬	66,129,940	36,825,374
未払委託者報酬	2,446,807,838	1,362,538,863
その他未払費用	6,612,971	3,682,518
流動負債合計	41,060,759,022	38,919,521,139
負債合計	41,060,759,022	38,919,521,139
純資産の部		
元本等		
元本	1,968,704,399,263	1,776,533,853,065
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△245,064,503,348	△751,716,699,447
（分配準備積立金）	66,420,183,251	57,602,303,850
元本等合計	1,723,639,895,915	1,024,817,153,618
純資産合計	1,723,639,895,915	1,024,817,153,618
負債純資産合計	1,764,700,654,937	1,063,736,674,757

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自平成20年 1月22日 至平成20年 7月22日	当期 自平成20年 7月23日 至平成21年 1月20日
営業収益		
受取配当金	41,408,091,290	35,437,789,337
受取利息	57,807,562	35,296,565
有価証券売買等損益	△47,259,141,164	△546,329,741,793
その他収益	—	15,325,617
営業収益合計	△5,793,242,312	△510,841,330,274
営業費用		
受託者報酬	194,542,837	138,611,180
委託者報酬	7,198,085,098	5,128,613,676
その他費用	19,454,220	13,861,055
営業費用合計	7,412,082,155	5,281,085,911
営業利益	△13,205,324,467	△516,122,416,185
経常利益	△13,205,324,467	△516,122,416,185
当期純利益	△13,205,324,467	△516,122,416,185
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	601,143,192	△8,927,041,984
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△205,757,766,487	△245,064,503,348
剰余金増加額又は欠損金減少額	23,290,412,571	45,488,062,491
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	23,290,412,571	45,488,062,491
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,377,805,361	4,290,317,499
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,377,805,361	4,290,317,499
分配金	45,412,876,412	40,654,566,890
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△245,064,503,348	△751,716,699,447

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	前期 自 平成20年1月22日 至 平成20年7月22日	当期 自 平成20年7月23日 至 平成21年1月20日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	(1) 投資信託受益証券 同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金の計上基準 同左 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 同左
3 その他	当該財務諸表の特定期間は前期末及び当期末が休日のため、平成20年1月22日から平成20年7月22日までとなっております。	当該財務諸表の特定期間は前期末が休日のため、平成20年7月23日から平成21年1月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 平成20年7月22日現在	当期 平成21年1月20日現在
1 特定期間の末日における受益権の総数 1,968,704,399,263 口	1 特定期間の末日における受益権の総数 1,776,533,853,065 口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 245,064,503,348 円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 751,716,699,447 円
3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8755 円 (10,000口当たり純資産額 8,755 円)	3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5769 円 (10,000口当たり純資産額 5,769 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成20年1月22日 至 平成20年7月22日	当期 自 平成20年7月23日 至 平成21年1月20日
1 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 2,047,083,447 円	1 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 1,450,857,390 円

2 分配金の計算過程

平成20年1月22日から平成20年3月21日まで

当該期末における分配対象金額152,050,673,298円(10,000口当たり722円)のうち、12,203,495,796円(10,000口当たり58円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	12,130,628,325 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	68,750,916,818 円
分配準備積立金額	D	71,169,128,155 円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	152,050,673,298 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,104,050,999,414口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	722 円
10,000口当たり分配金額	H	58 円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	12,203,495,796 円

平成20年3月22日から平成20年5月20日まで

当該期末における分配対象金額149,392,945,166円(10,000口当たり725円)のうち、11,947,373,104円(10,000口当たり58円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	12,408,757,681 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	67,631,835,962 円
分配準備積立金額	D	69,352,351,523 円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	149,392,945,166 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,059,891,914,546口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	725 円
10,000口当たり分配金額	H	58 円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	11,947,373,104 円

平成20年5月21日から平成20年7月22日まで

当該期末における分配対象金額142,703,120,588円(10,000口当たり724円)のうち、21,262,007,512円(10,000口当たり108円)を分配金額としております。

2 分配金の計算過程

平成20年7月23日から平成20年9月22日まで

当該期末における分配対象金額127,639,751,242円(10,000口当たり677円)のうち、10,920,330,321円(10,000口当たり58円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	11,326,413,722 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	52,857,866,171 円
分配準備積立金額	D	63,455,471,349 円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	127,639,751,242 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,882,815,572,752口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	677 円
10,000口当たり分配金額	H	58 円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	10,920,330,321 円

平成20年9月23日から平成20年11月20日まで

当該期末における分配対象金額123,208,746,956円(10,000口当たり677円)のうち、10,547,670,956円(10,000口当たり58円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,367,196,997 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	51,224,730,517 円
分配準備積立金額	D	61,616,819,442 円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	123,208,746,956 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,818,563,958,032口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	677 円
10,000口当たり分配金額	H	58 円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	10,547,670,956 円

平成20年11月21日から平成21年1月20日まで

当該期末における分配対象金額118,115,584,484円(10,000口当たり664円)のうち、19,186,565,613円(10,000口当たり108円)を分配金額としております。

項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	11,150,369,672 円	費用控除後の配当等収益額	A	7,998,245,195 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	64,864,451,822 円	収益調整金額	C	50,209,384,287 円
分配準備積立金額	D	66,688,299,094 円	分配準備積立金額	D	59,907,955,002 円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	142,703,120,588 円	当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	118,115,584,484 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,968,704,399,263口	当ファンドの期末残存口数	F	1,776,533,853,065口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	724 円	10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	664 円
10,000口当たり分配金額	H	108 円	10,000口当たり分配金額	H	108 円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	21,262,007,512 円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000	19,186,565,613 円

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 平成20年1月22日 至 平成20年7月22日	当期 自 平成20年7月23日 至 平成21年1月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、同左 一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 平成20年1月22日 至 平成20年7月22日	当期 自 平成20年7月23日 至 平成21年1月20日
期首元本額 2,145,449,479,348 円	期首元本額 1,968,704,399,263 円
期中追加設定元本額 30,670,600,222 円	期中追加設定元本額 17,168,536,759 円
期中一部解約元本額 207,415,680,307 円	期中一部解約元本額 209,339,082,957 円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

	前期 自 平成20年1月22日 至 平成20年7月22日		当期 自 平成20年7月23日 至 平成21年1月20日	
種類	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた 評価差額(円)
投資信託受益証券	1,707,197,559,239	△51,328,319,533	1,016,702,650,688	1,407,552,180
合計	1,707,197,559,239	△51,328,319,533	1,016,702,650,688	1,407,552,180

3 デリバティブ取引関係

前期(自 平成20年1月22日 至 平成20年7月22日)

該当事項はございません。

当期(自 平成20年7月23日 至 平成21年1月20日)

該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式（平成21年1月20日現在）

該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

（平成21年1月20日現在）

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	ノムラ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用）		18,435,370,996	
	ノムラ・ジャパン・バリュース・オープンF（適格機関投資家専用）		810,850,920	
	リサーチ・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）		2,927,333,643	
	ノムラ・アクサ・ローゼンバーグ日本株バリュース・オープンF （適格機関投資家専用）		12,781,259,505	
	フィデリティ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用）		3,025,997,990	
	フィデリティ・中小型株・オープンF（適格機関投資家専用）		4,159,954,776	
	BGIジャパン・バリュース・ファンドF（適格機関投資家専用）		12,385,402,176	
	ノムラ・ブラックロック米国債券オープンFD（適格機関投資家専用）		20,861,036,520	
	野村豪州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）		21,023,160,730	
	ドイチェ欧州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）		41,285,104,608	
	フィデリティ・USハイ・イールド・ファンドFD（適格機関投資家専用）		50,430,333,590	
	エマージング・ボンド・オープンFD（適格機関投資家専用）		19,324,501,988	

	モルガン・スタンレー・エマージング・ボンド・オープンFD (適格機関投資家専用)		43,105,277,963	
	ヨーロッパオープンFB (適格機関投資家専用)		1,152,543,000	
	JFアジア・成長株・ファンドFB (適格機関投資家専用)		2,225,872,968	
	ニッセイ／パトナム・グローバル・コア株式FB (適格機関投資家専用)		5,928,590,646	
	フィデリティ・グローバル・エクイティ・オープンFB (適格機関投資家専用)		2,048,752,370	
	ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンFB (適格機関投資家専用)		14,750,666,280	
	アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信FB (適格機関投資家専用)		2,934,386,100	
	ピクテ欧州ファンドFB (適格機関投資家専用)		4,563,097,634	
	JPMジャパン50・オープンF (適格機関投資家専用)		18,951,746,616	
	ノムラーWestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールドボンドオープンFD (適格機関投資家専用)		12,037,687,971	
	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FD (適格機関投資家専用)		49,355,206,005	
	アイエヌジー・欧州債券ファンドFD (適格機関投資家専用)		35,604,494,250	
	アクサIM 欧州債券ファンドFD (適格機関投資家専用)		14,227,897,698	
	UBS海外株式ファンドFB (適格機関投資家専用)		10,725,716,980	
	LM・米国債券コア・プラスFD (適格機関投資家専用)		4,383,283,814	

	ノムラージャナス・インテック米国大型成長株ファンドFB (適格機関投資家専用)		10,411,845,850	
	ノムラーAMP豪州債券ファンドFD (適格機関投資家専用)		21,991,376,802	
	ノムラースレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド ファンドFD (適格機関投資家専用)		8,040,731,000	
	ノムラーアイエヌジー新興国債券ファンドFD (適格機関投資家専用)		26,348,069,016	
	ピクテ・ジャパン・ファンドF (適格機関投資家専用)		9,800,157,069	
	東京海上日本成長株ファンドF (適格機関投資家専用)		20,243,315,701	
	野村米国好利回り社債投信FD (適格機関投資家専用)		4,234,023,279	
	JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFD (適格機関投資家専用)		44,924,764,800	
	JPMエマージング・ボンド・ファンドFD (適格機関投資家専用)		11,501,505,255	
	AIG米国ハイ・イールド・ボンドファンドFD (適格機関投資家専用)		38,827,163,044	
	MFS欧州株ファンドFB (適格機関投資家専用)		12,634,236,912	
	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F (適格機関投資家専用)		15,779,837,920	
	野村エマージング債券ファンドFD (適格機関投資家専用)		52,483,175,719	
	ノムラーコロンビア米国株バリュー・ファンドFB (適格機関投資家専用)		3,406,850,928	
	ストラテジック・バリュー・オープンF (適格機関投資家専用)		23,611,421,768	

	みずほ日本株バリューファンドF（適格機関投資家専用）		23,335,229,078	
	メロン米国コア・プラス債券ファンドFD（適格機関投資家専用）		25,967,461,300	
	ノムラーアバディーン欧州ハイ・イールド ボンド ファンド FD （適格機関投資家専用）		1,035,685,752	
	野村海外株式ファンドFB（適格機関投資家専用）		11,039,118,279	
	ノムラーインサイト欧州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）		74,890,002,732	
	ノムラールームス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド ファンドFD （適格機関投資家専用）		42,603,306,700	
	ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFD （適格機関投資家専用）		50,523,735,446	
	ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFD （適格機関投資家専用）		22,218,370,944	
	野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFD（適格機関投資家専用）		31,405,737,657	
投資信託受益証券計	銘柄数：51		1,016,702,650,688	
	組入時価比率：99.2%		100%	
合計			1,016,702,650,688	

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年2月27日現在

「Aコース」

I	資産総額	4,227,983,288	円
II	負債総額	152,659,420	円
III	純資産総額(I－II)	4,075,323,868	円
IV	発行済口数	5,643,999,325	口
V	1口当たり純資産額(III／IV)	0.7221	円

「Bコース」

I	資産総額	991,032,538,581	円
II	負債総額	24,295,299,345	円
III	純資産総額(I－II)	966,737,239,236	円
IV	発行済口数	1,658,871,367,011	口
V	1口当たり純資産額(III／IV)	0.5828	円

第5【設定及び解約の実績】

「Aコース」

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2005年5月30日～ 2006年1月20日	5,964,038,340	351,815,169	5,612,223,171
第2特定期間	2006年1月21日～ 2006年7月20日	2,430,556,600	1,478,899,499	6,563,880,272
第3特定期間	2006年7月21日～ 2007年1月22日	1,794,846,442	1,419,960,571	6,938,766,143
第4特定期間	2007年1月23日～ 2007年7月20日	1,828,187,885	1,283,676,457	7,483,277,571
第5特定期間	2007年7月21日～ 2008年1月21日	904,172,142	1,013,000,510	7,374,449,203
第6特定期間	2008年1月22日～ 2008年7月22日	209,353,719	1,107,354,565	6,476,448,357

第7特定期間	2008年7月23日～ 2009年1月20日	171,365,117	703,338,267	5,944,475,207
--------	---------------------------	-------------	-------------	---------------

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

「Bコース」

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2005年5月30日～ 2006年1月20日	275,162,822,967	2,006,178,986	273,156,643,981
第2特定期間	2006年1月21日～ 2006年7月20日	397,996,861,695	7,363,294,462	663,790,211,214
第3特定期間	2006年7月21日～ 2007年1月22日	556,319,926,360	18,316,392,227	1,201,793,745,347
第4特定期間	2007年1月23日～ 2007年7月20日	652,260,217,872	36,933,337,934	1,817,120,625,285
第5特定期間	2007年7月21日～ 2008年1月21日	391,659,510,547	63,330,656,484	2,145,449,479,348
第6特定期間	2008年1月22日～ 2008年7月22日	30,670,600,222	207,415,680,307	1,968,704,399,263
第7特定期間	2008年7月23日～ 2009年1月20日	17,168,536,759	209,339,082,957	1,776,533,853,065

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成21年2月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

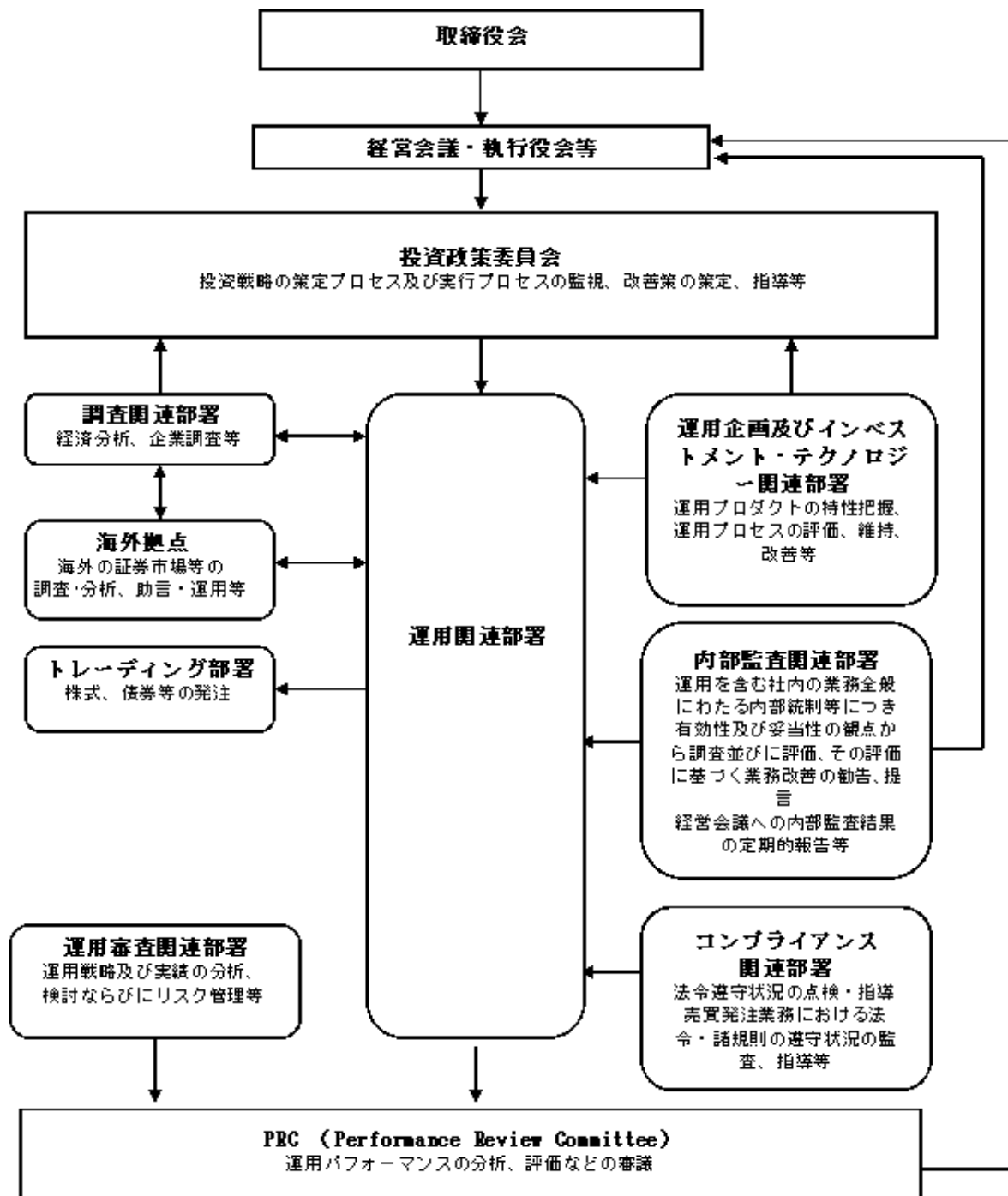
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成21年2月27日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	539	7,656,696
単位型株式投資信託	21	169,776
追加型公社債投資信託	20	4,842,660
単位型公社債投資信託	0	0
合計	580	12,669,133

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、前事業年度については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)ならびに同規則第2条の規定に基づいて改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」(平成12年11月17日総理府令第129号)により、当事業年度については、財務諸表等規則ならびに同規則第2条の規定に基づいて「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により、作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、前事業年度及び当事業年度については、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。なお、中間財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、委託会社の中間財務諸表は、同内閣府令附則第4条第1項第1号により、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社の前事業年度の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当事業年度の財務諸表ならびに中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		構成比 (%)	
(資産の部)					
流動資産					
現金			0		—
預金			23,241		—
現金・預金			—		2,855
金銭の信託			2,105		32,058
有価証券			—		6,300
関係会社短期貸付金			14,000		—
短期貸付金			—		1,526
支払委託金			73		—
収益分配金		73			—
前払金			30		45
前払費用			16		9
未収入金			356		81
未収委託者報酬			14,048		13,910
未収収益			2,261		2,030
繰延税金資産			1,352		1,137
その他			748		1,072
貸倒引当金			△15		△7
流動資産計			58,221	45.6	61,020 52.0
固定資産					
有形固定資産			1,743		1,972
建物	※ 2	638			800
器具備品	※ 2	1,104			1,171
無形固定資産			7,642		8,857
ソフトウェア		7,637			8,852
電話加入権		2			2
その他		2			2
投資その他の資産			60,050		45,424
投資有価証券		44,125			27,606
関係会社株式	※ 3	15,405			15,739
従業員長期貸付金		231			194
長期差入保証金		30			34
長期前払費用		9			17
繰延税金資産		—			1,567
その他		247			264
貸倒引当金		△0			△0
固定資産計			69,436	54.4	56,253 48.0
資産合計			127,657	100.0	117,274 100.0

		前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		構成比 (%)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			74		148

未払金	※ 1		14,332			12,848	
未払収益分配金		85			5		
未払償還金		261			105		
未払手数料		6,040			6,115		
その他未払金		7,944			6,622		
未払費用	※ 1		8,486			8,363	
未払法人税等	※ 4		2,640			1,591	
前受収益			9			8	
賞与引当金			1,650			1,730	
その他			86			102	
流動負債計			27,279	21.4		24,794	21.2
固定負債							
退職給付引当金			5,034			5,359	
時効後支払損引当金			—			467	
繰延税金負債			2,434			—	
その他			59			64	
固定負債計			7,528	5.9		5,890	5.0
負債合計			34,808	27.3		30,685	26.2
(純資産の部)							
株主資本			82,451	64.6		81,714	69.7
資本金			17,180			17,180	
資本剰余金			11,729			11,729	
資本準備金		11,729			11,729		
利益剰余金			53,541			52,804	
利益準備金		685			685		
その他利益剰余金		52,856			52,119		
別途積立金		35,606			35,606		
繰越利益剰余金		17,249			16,512		
評価・換算差額等			10,397	8.1		4,874	4.1
その他有価証券評価差額金			11,008			5,124	
繰延ヘッジ損益			△610			△250	
純資産合計			92,849	72.7		86,589	73.8
負債・純資産合計			127,657	100.0		117,274	100.0

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)		当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
営業収益					
委託者報酬		82,515		124,893	
投資顧問収入		11,959		—	
運用受託報酬		—		10,506	
その他営業収益		7		8	
営業収益計		94,482	100.0	135,408	100.0
営業費用					
支払手数料		37,426		57,704	
広告宣伝費		2,150		2,439	
公告費		39		27	
受益証券発行費		90		27	
調査費		19,783		32,108	

調査費		1,198			1,576		
委託調査費		18,585			30,532		
委託計算費			882			681	
営業雑経費			2,383			2,950	
通信費		141			175		
印刷費		963			1,375		
協会費		65			76		
諸経費		1,212			1,322		
営業費用計			62,756	66.4		95,938	70.9
一般管理費							
給料			9,292			10,229	
役員報酬	※ 2	1,021			667		
給料・手当		5,542			6,480		
賞与		2,729			3,081		
交際費			205			212	
旅費交通費			615			786	
租税公課			432			637	
不動産賃借料			1,821			1,687	
退職給付費用			93			951	
固定資産減価償却費			1,915			2,543	
諸経費			3,970			5,902	
一般管理費計			18,347	19.4		22,949	16.9
営業利益			13,378	14.2		16,519	12.2

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
営業外収益	※ 1						
受取配当金		1,854			2,369		
有価証券利息		160			282		
受取利息		68			86		
デリバティブ利益		—			1,308		
その他		548			337		
営業外収益計			2,632	2.8		4,384	3.2
営業外費用							
デリバティブ損失		86			—		
金銭の信託運用損		—			392		
為替差損		—			67		
時効後支払損引当金繰入額		—			178		
その他		181			8		
営業外費用計			267	0.3		647	0.4
経常利益			15,743	16.7		20,256	15.0
特別利益							
投資有価証券等売却益		7,863			1,421		
関係会社株式売却益		4,893			—		
株式報酬受入益		127			312		
特別利益計			12,884	13.6		1,734	1.3
特別損失							

投資有価証券等売却損		113			80		
投資有価証券等評価損		—			23		
固定資産除却損	※ 3	601			56		
事務所移転費用	※ 4	1,115			—		
過年度時効後支払損引当金 繰入額		—			429		
特別損失計			1,830	1.9		589	0.5
税引前当期純利益			26,797	28.4		21,400	15.8
法人税等	※ 5		9,913	10.5		—	
法人税、住民税及び事業税			—			9,211	6.8
法人税等調整額			73	0.1		50	0.0
当期純利益			16,810	17.8		12,139	9.0

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合 計
		資 本 準備金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
					別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金		
平成18年 3 月31日残高 (百万円)	17,180	11,729	11,729	685	63,606	13,644	77,936	106,846
事業年度中の変動額								
別途積立金の取崩					△28,000	28,000	—	—
剰余金の配当						△41,205	△41,205	△41,205
当期純利益						16,810	16,810	16,810
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）								
事業年度中の変動額合 計（百万円）	—	—	—	—	△28,000	3,605	△24,394	△24,394
平成19年 3 月31日残高 (百万円)	17,180	11,729	11,729	685	35,606	17,249	53,541	82,451

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高（百 万円）	17,435	—	17,435	124,282
事業年度中の変動額				
別途積立金の取崩				—
剰余金の配当				△41,205
当期純利益				16,810
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額（純 額）	△6,427	△610	△7,038	△7,038
事業年度中の変動額合計 （百万円）	△6,427	△610	△7,038	△31,433
平成19年3月31日残高（百 万円）	11,008	△610	10,397	92,849

当事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

有価証券報告書（四国投資信託）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合 計
		資 本 準備金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
					別 途 積立金	繰越利益 剰余金		
平成19年 3 月31日残高 （百万円）	17,180	11,729	11,729	685	35,606	17,249	53,541	82,451
事業年度中の変動額								
剰余金の配当						△12,876	△12,876	△12,876
当期純利益						12,139	12,139	12,139
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）								
事業年度中の変動額合 計（百万円）	—	—	—	—	—	△737	△737	△737
平成20年 3 月31日残高 （百万円）	17,180	11,729	11,729	685	35,606	16,512	52,804	81,714

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高（百 万円）	11,008	△610	10,397	92,849
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△12,876
当期純利益				12,139
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額（純 額）	△5,883	360	△5,522	△5,522
事業年度中の変動額合計 （百万円）	△5,883	360	△5,522	△6,259
平成20年3月31日残高（百 万円）	5,124	△250	4,874	86,589

[重要な会計方針]

前事業年度 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	当事業年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 （1）子会社株式及び関連会社株式 …移動平均法による原価法	1. 有価証券の評価基準及び評価方法 （1）子会社株式及び関連会社株式 （同左）

(2) その他有価証券 時価のあるもの… 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの… 移動平均法による原価法 2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 時価法 3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 時価法 4. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 38～50年 附属設備 8～15年 構築物 20年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。	(2) その他有価証券 時価のあるもの (同左) 時価のないもの (同左) 2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 (同左) 3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 (同左) 4. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 (同左) (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 (同左) 5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 (同左) (2) 賞与引当金 (同左)
前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び適格退職年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 適格退職年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び適格退職年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。	(3) 退職給付引当金 (同左)

6. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 7. ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段－為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象－投資有価証券 (3)ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 (4)ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。 8. 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 9. 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。	(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 6. リース取引の処理方法 (同左) 7. ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 (同左) (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左) (3)ヘッジ方針 (同左) (4)ヘッジ有効性評価の方法 (同左) 8. 消費税等の会計処理方法 (同左) 9. 連結納税制度の適用 (同左)
--	--

[会計方針の変更]

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は93,459百万円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。	-----

（ストック・オプション等に関する会計基準） 当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）を適用しております。 当社は、親会社において計上された株式報酬費用相当額を人件費として計上し、同額を特別利益に計上しております。 これにより、営業利益及び経常利益が127百万円減少し、特別利益が同額増加しております。なお、税引前当期純利益への影響はございません。	-----
-----	（有形固定資産の減価償却方法） 当事業年度より、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」（平成19年3月30日 法律第6号）及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」（平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得したもののについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。
-----	（負債計上を中止した項目に対する引当金に関する会計処理） 当事業年度より、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日）を適用しております。 この適用により、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を当事業年度より「時効後支払損引当金」として計上しております。 この結果、従来の方法に比して、経常利益は38百万円、税引前当期純利益は467百万円減少しております。

[表示方法の変更]

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
-----	（貸借対照表関係） 前事業年度において「預金」に含めておりました譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第14号 平成19年7月4日）において有価証券として取り扱うこととされたため、当事業年度より「有価証券」として表示しております。 なお、前事業年度において「預金」に含めておりました譲渡性預金は、19,800百万円であります。
-----	（損益計算書関係） 1. 前事業年度において「投資顧問収入」として表示していたものは、当事業年度から「運用受託報酬」と表示しております。 2. 「金銭の信託運用損」は営業外費用の総額の10/100を超えたため、区分掲記することとしました。前事業年度は、営業外収益の「その他」に105百万円含まれております。

	3. 「為替差損」は営業外費用の総額の10/100を超えたため、区分掲記することとしました。前事業年度は、営業外費用の「その他」に1百万円含まれております。 4. 前事業年度において「法人税等」として表示していたものは、当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。
--	---

[追加情報]

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
-----	(有形固定資産の減価償却方法) 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (平成19年3月31日)	当事業年度末 (平成20年3月31日)
※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金 7,067百万円 未払費用 2,029	※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金 5,619百万円 未払費用 934
※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 118百万円 器具備品 362 合計 481	※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 201百万円 器具備品 534 合計 736
※3. 消費貸借契約に基づき貸出されている有価証券は、次のとおりであります。 関係会社株式 3,064百万円	※3. 消費貸借契約に基づき貸出されている有価証券は、次のとおりであります。 関係会社株式 3,064百万円
※4. 未払法人税等には、事業所税の未納付額35百万円が含まれております。	※4. 未払法人税等には、事業所税の未納付額37百万円が含まれております。

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 1,404百万円	※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 2,214百万円
※2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。	※2. 役員報酬の範囲額 (同左)

※ 3. 固定資産除却損 ソフトウェアの除却損であります。	※ 3. 固定資産除却損 器具備品 ソフトウェア 合計	1百万円 54 56
※ 4. 事務所移転費用の内訳 固定資産除却損 287百万円 器具備品費用 643百万円 原状回復費用 185百万円		
※ 5. 法人税等 法人税、住民税及び事業税の充当額であります。		

◇株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成18年5月17日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	41,205百万円
1株当たり配当額	8,000円
基準日	平成18年3月31日
効力発生日	平成18年5月31日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成19年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	12,876百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	2,500円
基準日	平成19年3月31日
効力発生日	平成19年5月31日

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成19年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	12,876百万円
--------	-----------

1株当たり配当額	2,500円
基準日	平成19年3月31日
効力発生日	平成19年5月31日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成20年5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,526百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,150円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年6月2日

◇ リース取引関係

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																												
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr> <td></td><td>器具備品</td></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>1,569百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>807</td></tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td><td>—</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>761</td></tr> </table> ② 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 <table> <tr> <td>未経過リース料期末残高相当額</td><td></td></tr> <tr> <td>1年以内</td><td>294百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>483</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>777</td></tr> <tr> <td>リース資産減損勘定期末残高</td><td>—百万円</td></tr> </table> ③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>314百万円</td></tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>—</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>294</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>21</td></tr> <tr> <td>減損損失</td><td>—</td></tr> </table> ④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ⑤ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。		器具備品	取得価額相当額	1,569百万円	減価償却累計額相当額	807	減損損失累計額相当額	—	期末残高相当額	761	未経過リース料期末残高相当額		1年以内	294百万円	1年超	483	合計	777	リース資産減損勘定期末残高	—百万円	支払リース料	314百万円	リース資産減損勘定の取崩額	—	減価償却費相当額	294	支払利息相当額	21	減損損失	—	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr> <td></td><td>器具備品</td></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>1,453百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>814</td></tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td><td>—</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>639</td></tr> </table> ② 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 <table> <tr> <td>未経過リース料期末残高相当額</td><td></td></tr> <tr> <td>1年以内</td><td>281百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>368</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>650</td></tr> <tr> <td>リース資産減損勘定期末残高</td><td>—百万円</td></tr> </table> ③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>332百万円</td></tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>—</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>309</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>19</td></tr> <tr> <td>減損損失</td><td>—</td></tr> </table> ④ 減価償却費相当額の算定方法 (同左) ⑤ 利息相当額の算定方法 (同左)		器具備品	取得価額相当額	1,453百万円	減価償却累計額相当額	814	減損損失累計額相当額	—	期末残高相当額	639	未経過リース料期末残高相当額		1年以内	281百万円	1年超	368	合計	650	リース資産減損勘定期末残高	—百万円	支払リース料	332百万円	リース資産減損勘定の取崩額	—	減価償却費相当額	309	支払利息相当額	19	減損損失	—
	器具備品																																																												
取得価額相当額	1,569百万円																																																												
減価償却累計額相当額	807																																																												
減損損失累計額相当額	—																																																												
期末残高相当額	761																																																												
未経過リース料期末残高相当額																																																													
1年以内	294百万円																																																												
1年超	483																																																												
合計	777																																																												
リース資産減損勘定期末残高	—百万円																																																												
支払リース料	314百万円																																																												
リース資産減損勘定の取崩額	—																																																												
減価償却費相当額	294																																																												
支払利息相当額	21																																																												
減損損失	—																																																												
	器具備品																																																												
取得価額相当額	1,453百万円																																																												
減価償却累計額相当額	814																																																												
減損損失累計額相当額	—																																																												
期末残高相当額	639																																																												
未経過リース料期末残高相当額																																																													
1年以内	281百万円																																																												
1年超	368																																																												
合計	650																																																												
リース資産減損勘定期末残高	—百万円																																																												
支払リース料	332百万円																																																												
リース資産減損勘定の取崩額	—																																																												
減価償却費相当額	309																																																												
支払利息相当額	19																																																												
減損損失	—																																																												

2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料	2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料
1年以内	1年以内
1年超	1年超
合計	合計
6百万円	4百万円
9	5
16	9

◇ 有価証券関係

1. 売買目的有価証券

前事業年度末 (平成19年3月31日)	当事業年度末 (平成20年3月31日)
該当事項はありません。	(同左)

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

前事業年度末 (平成19年3月31日)	当事業年度末 (平成20年3月31日)
該当事項はありません。	(同左)

3. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	前事業年度末 (平成19年3月31日)			当事業年度末 (平成20年3月31日)		
	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	150,552	147,488	3,064	113,023	109,959
合計	3,064	150,552	147,488	3,064	113,023	109,959

4. その他有価証券で時価のあるもの

区分	前事業年度末 (平成19年3月31日)			当事業年度末 (平成20年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの						
(1)株式	282	15,022	14,739	282	7,649	7,366
(2)債券(社債)	—	—	—	—	—	—
(3)その他(※1)	17,966	21,998	4,032	11,678	13,542	1,864
小計	18,249	37,020	18,771	11,961	21,192	9,231
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの						
(1)株式	—	—	—	—	—	—
(2)債券(社債)	—	—	—	—	—	—
(3)その他	5,955	5,842	△112	5,906	5,362	△544
小計	5,955	5,842	△112	5,906	5,362	△544
合計	24,205	42,863	18,658	17,868	26,554	8,686

- (※ 1) 前事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は610百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。
- 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は353百万円（税効果会計適用後）であり、ヘッジ会計の適用要件を充足しなくなったためにヘッジ会計の中止として処理し、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べている繰延ヘッジ利益103百万円（税効果会計適用後）との純額を貸借対照表に計上しております。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
売却額	14,047百万円	7,970百万円
売却益の合計額	7,844百万円	1,419百万円
売却損の合計額	113百万円	80百万円

6. 時価評価されていない主な有価証券(上記 2. 及び 3. を除く)

区分	前事業年度末 (平成19年 3 月31日)	当事業年度末 (平成20年 3 月31日)
	貸借対照表計上額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)
(1) その他有価証券		
譲渡性預金	—	6,300
非上場株式	1,261	1,052
合計	1,261	7,352
(2) 子会社株式及び関連会社株式		
子会社株式	4,073	4,408
関連会社株式	8,267	8,267
合計	12,341	12,675

7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

前事業年度末(平成19年 3 月31日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	—	—	—	—
(2) 社債	—	—	—	—
(3) その他	—	—	—	—
2. その他	378	—	6,867	2,973
合計	378	—	6,867	2,973

当事業年度末(平成20年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	—	—	—	—
(2) 社債	—	—	—	—
(3) その他	—	—	—	—
2. その他	6,300	—	6,813	—
合計	6,300	—	6,813	—

◇ デリバティブ取引関係

1. 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(1) 取引の内容及び利用目的 当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引及び株価指数先物取引であり、当社が保有する投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクを軽減するために利用しております。 なお、デリバティブ取引を利用して、ヘッジ会計を行っております。 ①ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段—為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象—投資有価証券 ②ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 ③ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。 (2) 取引に対する取組方針 デリバティブ取引については、将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。 (3) 取引に係るリスクの内容 為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを、株価指数先物取引は株価の変動によるリスクを有しております。 (4) 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。財務部長は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。また、取引結果及び損益状況については、定期的にヘッジ対象である投資有価証券の信託契約先から報告を受け、財務部で内容を検討しております。	(1) 取引の内容及び利用目的 当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引、株価指数先物取引及びスワップ取引であり、当社が保有する投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクを軽減するために利用しております。 なお、デリバティブ取引を利用して、ヘッジ会計を行っております。 ①ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左) ②ヘッジ方針 (同左) ③ヘッジ有効性評価の方法 (同左) (2) 取引に対する取組方針 (同左) (3) 取引に係るリスクの内容 為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを、株価指数先物取引及びスワップ取引は株価の変動によるリスクを有しております。 (4) 取引に係るリスク管理体制 (同左)

２．取引の時価等に関する事項

（１）前事業年度末(平成19年３月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち １年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	2,922	—	3,008	△86
合計		2,922	—	3,008	△86

（注）１．時価の算定方法

期末の時価は取引所の最終の価格によっております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

（２）当事業年度末(平成20年３月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち １年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	2,691	—	2,787	△96
市場取引以外の取引	スワップ取引 短期変動金利受取 ・ 株価指数変化率 支払	4,663	—	△6	△6
合計		7,354	—	2,781	△102

（注）１．時価の算定方法

株価指数先物取引につきましては、期末の時価は取引所の最終の価格によっております。

スワップ取引につきましては、取引先金融機関から提示された価格によっております。

なお、スワップ取引の契約額は、想定元本に基づいて表示しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日)	
１．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
２．退職給付債務に関する事項(平成19年３月31日)	
イ．退職給付債務	△12,512百万円
ロ．年金資産	5,929
ハ．未積立退職給付債務(イ＋ロ)	△6,583
ニ．会計基準変更時差異の未処理額	—
ホ．未認識数理計算上の差異	1,271
ヘ．未認識過去勤務債務(債務の増額)	277
ト．貸借対照表計上額純額(ハ＋ニ＋ホ＋ヘ)	△5,034
チ．前払年金費用	—
リ．退職給付引当金(トーチ)	△5,034

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

イ. 勤務費用	468百万円
ロ. 利息費用	256
ハ. 期待運用収益	△142
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	—
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	△545
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	16
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	53
チ. その他(注)	40
計	93

(注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.1%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 適格退職年金に係るもの 18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項(平成20年3月31日)

イ. 退職給付債務	△13,227百万円
ロ. 年金資産	5,569
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△7,657
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	—
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,037
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	260
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	△5,359
チ. 前払年金費用	—
リ. 退職給付引当金(トーチ)	△5,359

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

イ. 勤務費用	529百万円
ロ. 利息費用	262
ハ. 期待運用収益	△148
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	—
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	243
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	16
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	904
チ. その他(注)	46
計	951

(注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.1%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 適格退職年金に係るもの 18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

◇ 税効果会計関係

前事業年度末 (平成19年3月31日)	当事業年度末 (平成20年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 百万円	繰延税金資産 百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額 2,063	退職給付引当金損金算入限度超過額 2,197
所有株式税務簿価通算差異 884	所有株式税務簿価通算差異 884
ゴルフ会員権評価減 549	ゴルフ会員権評価減 508
投資有価証券評価減 800	投資有価証券評価減 673
減価償却超過額 265	減価償却超過額 273
子会社株式売却損 196	子会社株式売却損 196
賞与引当金損金算入限度超過額 676	賞与引当金損金算入限度超過額 709
事業税 604	事業税 350
繰延ヘッジ損失 424	時効後支払損引当金 191
その他 101	繰延ヘッジ損失 173
繰延税金資産計 6,567	その他 107
繰延税金負債	繰延税金資産計 6,266
有価証券評価差額金 7,650	繰延税金負債
繰延税金負債計 7,650	有価証券評価差額金 3,561
繰延税金負債(純額) 1,082	繰延税金負債計 3,561
	繰延税金資産(純額) 2,705
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 41.0%	法定実効税率 41.0%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 1.3%	交際費等永久に損金に算入されない項目 1.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △2.7%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △3.6%
住民税等均等割 0.0%	住民税等均等割 0.0%
タックスヘイブン課税済留保金 △1.3%	タックスヘイブン課税 4.7%
外国税額控除 △1.1%	外国税額控除 △1.1%
その他 0.1%	その他 0.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 37.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 43.3%

◇ 関連当事者との取引

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	182,799	持株会社	(被所有) 直接 100%	兼任 3人	資産の賃貸借等	資金の貸付 (*1)	—	関係会社短期貸付金	14,000
								貸付金利息の受入	39	未収金	4

2. 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

3. 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600	情報サービス業	(所有) 直接 21.3%	なし	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託 (*2)	5,137	未払費用	1,282

4. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社の 子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業	—	なし	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	28,227	未払手数料	4,919

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受入れておりません。

(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格を勘案し総合的に決定しております。

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				

親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	182,799	持株会社	(被所有) 直接 100%	兼任 3人	資産の賃貸借等	資金の貸付 (*1)	57,000	—	—
								資金の回収	71,000	—	—
								貸付金利息の受入	33	—	—

2. 役員及び個人主要株主等 該当はありません。

3. 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600	情報サービス業	(所有) 直接 21.8%	なし	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託(*2)	6,161	未払費用	74

4. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業	—	兼任 1人	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	41,864	未払手数料	4,990
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都千代田区	400	投資顧問業	—	なし	当社投資信託の運用委託	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4)	7,261	未払費用	1,949

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受入れておりません。また、当事業年度中に全額返済されたため、期末残高はありません。

(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
--	--

1株当たり純資産額	18,026円51銭	1株当たり純資産額	16,811円16銭
1株当たり当期純利益	3,263円77銭	1株当たり当期純利益	2,356円90銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	16,810百万円	損益計算書上の当期純利益	12,139百万円
普通株式に係る当期純利益	16,810百万円	普通株式に係る当期純利益	12,139百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株
(追加情報)			
当事業年度より、改正後の「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準委員会 最終改正平成18年1月31日 企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成18年1月31日 企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。			
なお、前事業年度と同様の方法により算定した当事業年度の1株当たり純資産額は18,145円12銭となります。			

中間財務諸表

◇中間貸借対照表

		平成20年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		1,540
金銭の信託		41,940
有価証券		5,600
短期貸付金		1,678
未収委託者報酬		12,038
未収収益		2,788
繰延税金資産		1,042
その他		1,514
貸倒引当金		△7
流動資産計		68,135
固定資産		
有形固定資産	※ 1	2,148
無形固定資産		10,920
ソフトウェア		10,916
その他		4
投資その他の資産		37,068
投資有価証券		19,041
関係会社株式	※ 2	15,739
繰延税金資産		1,432
その他		855
貸倒引当金		△0
固定資産計		50,137
資産合計		118,272

		平成20年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
関係会社短期借入金		26,000
未払収益分配金		5
未払償還金		92
未払手数料		5,204
その他未払金	※ 3	2,665
未払費用		7,239
リース債務		99
未払法人税等		1,649
賞与引当金		1,410
その他		156
流動負債計		44,521
固定負債		
リース債務		388
退職給付引当金		5,574
時効後支払損引当金		468
その他		21
固定負債計		6,452
負債合計		50,974
(純資産の部)		
株主資本		62,101
資本金		17,180
資本剰余金		11,729
資本準備金		11,729
利益剰余金		33,191
利益準備金		685
その他利益剰余金		32,506
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		7,899
評価・換算差額等		5,197
その他有価証券評価差額金		5,358
繰延ヘッジ損益		△161
純資産合計		67,298
負債・純資産合計		118,272

◇中間損益計算書

		自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		52,507
運用受託報酬		4,697
その他営業収益		8
営業収益計		57,213
営業費用		
支払手数料		24,565
調査費		13,117
その他営業費用		2,441
営業費用計		40,124
一般管理費	※ 1	11,296
営業利益		5,791
営業外収益	※ 2	5,343
営業外費用	※ 3	979
経常利益		10,155
特別利益	※ 4	1,117
特別損失	※ 5	664
税引前中間純利益		10,608
法人税、住民税及び事業税		3,689
法人税等調整額		6
中間純利益		6,913

◇中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間

(単位：百万円)

	自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日
株主資本	
資本金	
前期末残高	17,180
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	17,180
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	11,729
資本剰余金合計	
前期末残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	11,729
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	685
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	685
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	35,606
当中間期変動額	
別途積立金の取崩	△11,000
当中間期変動額合計	△11,000
当中間期末残高	24,606
繰越利益剰余金	
前期末残高	16,512
当中間期変動額	
別途積立金の取崩	11,000
剰余金の配当	△26,526
中間純利益	6,913
当中間期変動額合計	△8,612
当中間期末残高	7,899

利益剰余金合計	
前期末残高	52,804
当中間期変動額	
剰余金の配当	△26,526
中間純利益	6,913
当中間期変動額合計	△19,612
当中間期末残高	33,191
株主資本合計	
前期末残高	81,714
当中間期変動額	
剰余金の配当	△26,526
中間純利益	6,913
当中間期変動額合計	△19,612
当中間期末残高	62,101
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	5,124
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	233
当中間期変動額合計	233
当中間期末残高	5,358
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	△250
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	88
当中間期変動額合計	88
当中間期末残高	△161
評価・換算差額等合計	
前期末残高	4,874
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	322
当中間期変動額合計	322
当中間期末残高	5,197
純資産合計	
前期末残高	86,589
当中間期変動額	
剰余金の配当	△26,526
中間純利益	6,913
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	322
当中間期変動額合計	△19,290
当中間期末残高	67,298

[中間財務諸表作成の基本となる重要な事項]

	自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日
1 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの…移動平均法による原価法
2 デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	時価法
3 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び適格退職年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 適格退職年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び適格退職年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6 リース取引の処理方法	リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

	自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日
7 ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段－為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象－投資有価証券 (3) ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。
8 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
9 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更]

	自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日
リース取引に関する会計基準	当中間会計期間より、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会）を適用しております。 この適用により、リース取引開始日が平成20年4月1日以降に開始する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じた会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会）第79項により、リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 この結果、従来の方法に比して、「有形固定資産」は334百万円、「無形固定資産」は150百万円、「流動負債 リース債務」は99百万円、「固定負債 リース債務」は388百万円増加しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

[注記事項]

◇中間貸借対照表関係

平成20年 9月30日現在	
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額	951百万円
※ 2 消費貸借契約に基づき貸出されている有価証券は、次のとおりであります。	
関係会社株式	3,064百万円
※ 3 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。	

◇中間損益計算書関係

自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日	
※ 1 減価償却実施額	
有形固定資産	216百万円
無形固定資産	1,286百万円
長期前払費用	3百万円
※ 2 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	4,697百万円
収益分配金	196百万円
受取利息	24百万円
デリバティブ利益	310百万円
※ 3 営業外費用のうち主要なもの	
金銭の信託運用損	847百万円
支払利息	80百万円
※ 4 特別利益の内訳	
投資有価証券売却益	964百万円
株式報酬受入益	152百万円
※ 5 特別損失の内訳	
投資有価証券売却損	664百万円
投資有価証券評価損	0百万円

◇中間株主資本等変動計算書関係

自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日				
1 発行済株式に関する事項				
株式の種類	平成20年3月末	増加	減少	平成20年9月末
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株
2 配当に関する事項				
配当金支払額				
平成20年5月28日の取締役会において、次のとおり決議しております。				
・ 普通株式の配当に関する事項				
(1) 配当金の総額	26,526百万円			
(2) 1株当たり配当額	5,150円			
(3) 基準日	平成20年3月31日			
(4) 効力発生日	平成20年6月2日			

◇リース取引関係

自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日	
1 ファイナンス・リース取引	
(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)	
① リース資産の内容	
有形固定資産(器具備品)、無形固定資産(ソフトウェア)	
主として、コンピューター関連機器(サーバー等)であります。	
② リース資産の減価償却の方法	
中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の「4 固定資産の減価償却の方法」に記載したとおりであります。	
(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)	
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	
有形固定資産（器具備品）	
取得価額相当額	1,382百万円
減価償却累計額相当額	885
中間期末残高相当額	497
② 未経過リース料中間期末残高相当額	
1年内	249百万円
1年超	263
合計	513
③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	153百万円
減価償却費相当額	142
支払利息相当額	8
④ 減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
⑤ 利息相当額の算定方法	
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。	
2 オペレーティング・リース取引	
未経過リース料	
1年内	6百万円
1年超	6
合計	13

◇有価証券関係

当中間会計期間末(平成20年9月30日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの：該当事項はありません。

2 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	3,064	92,197	89,133
合計	3,064	92,197	89,133

3 その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
(1) 株式	282	8,893	8,610
(2) その他(※)	8,624	9,095	471
合計	8,906	17,988	9,081

(※) 当中間会計期間末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は189百万円(税効果会計適用後)であり、ヘッジ会計の適用要件を充足しなくなったためにヘッジ会計の中止として処理し、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べている繰延ヘッジ利益28百万円(税効果会計適用後)との純額を貸借対照表に計上しております。

4 時価評価されていない主な有価証券(上記1及び2を除く)

	中間貸借対照表計上額(百万円)
(1) 子会社株式及び関連会社株式	12,675
(2) その他有価証券	
譲渡性預金	5,600
非上場株式	1,052

(注) その他有価証券で時価のあるものについての減損処理にあたっては、中間会計期間末時価が取得価額より30%以上下落したものについて、原則として下落額について評価減を行なうこととしております。

◇デリバティブ取引関係

当中間会計期間末(平成20年9月30日)

1 株式関連

種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
スワップ取引 短期変動金利受取・ 株価指数変化率支払	1,350	—	359	359

2 商品関連

種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
商品指数先物取引 売建	647	—	598	48

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

◇1株当たり情報

自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日	
1株当たり純資産額	13,065円91銭
1株当たり中間純利益	1,342円19銭
(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。	
2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	6,913百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	6,913百万円
期中平均株式数	5,150千株

◇重要な後発事象

自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日

当社は、平成20年10月15日の経営会議において、平成20年12月31日付で退職一時金制度から確定拠出金制度への移行を目的とした退職一時金制度の一部廃止ならびに平成21年1月1日付で適格退職年金制度から確定給付企業年金制度への移行を目的とした退職一時金・年金制度の改訂を行うことを決定しました。当社は、移行時に「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用し当該制度の改廃に伴う財務諸表に与える影響額を認識する予定であります。なお、移行時の退職給付債務等が確定していないことからその影響額は未確定であります。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

＊平成21年1月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
静銀ティーエム証券株式会社	3,000百万円	
ジョインベスト証券株式会社	21,400百万円	
株式会社 池田銀行	64,365百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社 伊予銀行	20,948百万円	
株式会社 関西アーバン銀行	37,040百万円	
株式会社 北日本銀行	7,238百万円	
株式会社 熊本ファミリー銀行	2,802百万円	
株式会社 山陰合同銀行	20,705百万円	
株式会社 四国銀行	25,000百万円	
株式会社 七十七銀行	24,658百万円	
株式会社 十六銀行	36,839百万円	
株式会社 親和銀行	25,831百万円	
スルガ銀行株式会社	30,043百万円	
株式会社 泉州銀行	44,575百万円	
株式会社 第四銀行	32,776百万円	
株式会社 大東銀行	14,706百万円	
株式会社 東和銀行	39,500百万円	
株式会社 徳島銀行	11,036百万円	
株式会社 名古屋銀行	25,090百万円	
株式会社 八十二銀行	52,243百万円	
株式会社 福井銀行	17,965百万円	
株式会社 福岡銀行	82,329百万円	
株式会社 北海道銀行	93,524百万円	
株式会社 北國銀行	26,673百万円	
株式会社 みなと銀行	27,484百万円	
株式会社 武蔵野銀行	45,743百万円	
株式会社 山形銀行	12,008百万円	
株式会社 山梨中央銀行	15,400百万円	

株式会社 琉球銀行	44,127百万円
-----------	-----------

＊平成21年1月末現在

(3)投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
野村ファンド・リサーチ・ア ンド・テクノロジー株式会社	400百万円	「金融商品取引法」に定める投資運用業などを 営んでいます。

＊平成20年12月末現在

2【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

(3)投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行ないます。

3【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成20年7月28日	臨時報告書
平成20年9月29日	臨時報告書
平成20年10月17日	有価証券届出書、有価証券報告書
平成20年11月27日	臨時報告書

1 ノムラ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ・ジャパン・オープンマザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、当面、TOPIXをベンチマークとします。

ファンドは、「ノムラ・ジャパン・オープンマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成13年8月28日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.90825%（税抜年0.865%）の率を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（1）投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

（2）投資態度

①運用については、ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないます。

②わが国の株式への投資にあたっては、上場株式および店頭登録銘柄の中から、株価の割安性をベースに企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行なうことを基本とします。なお、一部、アジア諸国の株式に投資を行なう場合があります。

③株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。

④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

（3）主な投資制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

2 リサーチ・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるリサーチ・アクティブ・オープンマザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の中・長期的な成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、当面、TOPIXをベンチマークとします。

ファンドは、「リサーチ・アクティブ・オープンマザーファンド」（マザーファンドといいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成13年8月28日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.67725%（税抜年0.645%）以内の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（1）投資対象

わが国の株式を実質的な投資対象とします。

（2）投資態度

①わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中・長期的な成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

②株式への投資に当っては、厳選した業績成長企業群（今期あるいは来期の利益成長が期待できる企業や将来の収益成長が期待できる企業等）に中・長期的な視野から投資します。

③非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

④資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（3）主な投資制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資は行ないません。

③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

3 ノムラーアクサ・ローゼンバーグ日本株バリュオープンF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラーアクサ・ローゼンバーグ日本株バリュオープンマザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、当面、TOPIX（配当込み）をベンチマークとします。

ファンドは、「ノムラーアクサ・ローゼンバーグ日本株バリュオープンマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成13年8月22日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.6825%（税抜年0.65%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①個別銘柄の市場価格が、適正と考えられる価格（「適正価格」といいます。）に比べて過小に評価されていると判断される「割安株」（バリュー株）を選別してポートフォリオを構築することで、ベンチマークを安定的に上回る運用を目指します。
- ②銘柄選択から売買指示に至る一連の投資意思決定プロセスは、主として、委託者が運用の指図に関する権限を一部委託する者が独自に開発した定量分析・評価モデル（「クオンツモデル」といいます。以下同じ。）により行なうことを基本とします。
- ③割安株の選別にあたっては、銘柄選択用のクオンツモデル等により、個別企業の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）の各項目および企業収益の変化等の要因からみた割安度に着目し、個別企業を詳細に分析・評価するというボトムアップ・アプローチにより行なうことを基本とします。
- ④ポートフォリオの構築にあたっては、主として、リスク分析用のクオンツモデルにより、ベンチマークに対するリスク特性を計測し、ベンチマークに対する相対リスクをコントロールすることを基本とします。
- ⑤株式の実質的な組み入れにあたっては、フルインベストメントを基本とします。非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。
- ⑥マザーファンドの運用に当たっては、アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社に、国内株式の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑦資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資は行ないません。
- ③投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

4 ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるストラテジック・バリュー・オープンマザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、「ストラテジック・バリュー・オープンマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限（平成19年10月11日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.63%（税抜年0.60%）の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①株式への投資にあたっては、わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している株式の中から、資産・利益等に比較して株価が割安と判断され、今後の株価上昇が期待できる銘柄を厳選し、投資を行なうことを基本とします。

②株式の実質的な組入にあたっては、フルインベストメントを基本とします。非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、投資環境、資金動向などを勘案して、運用担当者が適切と判断した際等には先物取引の利用も含めて株式組入比率を引き下げる場合があります。

③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

④投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

5 みずほ日本株バリューファンドF（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である「みずほ日本株バリューマザーファンド」への投資を通じて、わが国の株式を実質的な投資対象とし、信託財産の中・長期的な成長を目指します。ファンドは、TOPIX（配当込み）をベンチマークとします。ファンドは、「みずほ日本株バリューマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、この他わが国の株式へ直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限（平成19年10月11日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	みずほ投信投資顧問株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.5775%（税抜年0.55%）の率を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

- (1) 投資対象
- わが国の金融商品取引所に上場している株式（これに準ずる市場を含む）を実質的な主要投資対象とします。
- (2) 投資態度
- ①わが国の金融商品取引所に上場している株式（これに準ずる市場を含む）を主要投資対象とし、信託財産の中・長期的な成長を目指して運用を行います。
- ②TOPIX（配当込み）[※]を運用上のベンチマークとし、個別企業のファンダメンタルズ調査・予測に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指すボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行います。
- ※ベンチマークは、わが国の株式市場の構造変化、インデックスの改廃等によっては今後見直す場合があります。
- ③株式への投資にあたっては、企業の将来的なフリーキャッシュフロー対比で割安な銘柄の選定を行うことを基本とします。
- ④株式への実質投資割合は、原則として高位を維持します。

- ⑤現物株式の実質組入比率は、通常の状態では50%以上とすることを基本とします。
- ⑥非株式（株式以外の資産）への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ⑦マザーファンドの運用に関しては、みずほ信託銀行株式会社より投資助言を受けます。
- ⑧市場動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

6 JPMジャパン50・オープンF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるJPMジャパン50・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。

- ① ファンドは、主にわが国の株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。ファンドの運用はファミリーファンド方式により、マザーファンドを通じて行います。
- ② アナリストの調査・分析活動においては、「JPM日本株式ストラテジー」独自の業種分類に基づき、調査対象企業の長期的な業績予想を行います。
- ③ ポートフォリオの構築にあたっては、アナリストやポートフォリオ・マネジャーの定性的な判断（主観的判断）のみに頼ることなく、配当割引モデル（DDM）等を通じてその修正を行います。
- ④ ベンチマークであるTOPIX（配当込み）に対するリスクを一定水準に保ちつつ、安定した超過収益を積み上げることを目指します。

（B）信託期間

無期限（平成16年11月18日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日信託財産の純資産総額に年率0.8505%（税抜0.81%）を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、ファンドの監査費用については、実際に支払う金額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税抜300万円）を上限とします。）を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

日本の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①日本の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長をめざした運用を行います。
- ②株式以外の資産への実質的な投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①株式への投資には、制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ③デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。
- ④投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

7 フィデリティ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるフィデリティ・ジャパン・オープン・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式に実質的に投資を行ない、投資信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、TOPIX（配当金込）をベンチマークとします。

ファンドは、「フィデリティ・ジャパン・オープン・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限（平成13年8月28日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	フィデリティ投信株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年0.924%（税抜年0.88%）以内の率を乗じて得た額とします。（なお、税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。）

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を投資信託財産から支払います。その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込み）を上限として投資信託財産から支払う場合があります（なお、当該上限率については変更する場合があります。）。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

わが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を実質的に主要な投資対象とします。

(2) 投資態度（マザーファンドの投資態度を含みます。）

①主としてわが国の株式に投資します。ただし、日本株式とその他のアジアの株式を比較し、その相対的な投資魅力の状況によってはその他のアジアの株式にも投資することができます。ファンドは通常ポートフォリオの少なくとも65%を日本株式に投資します。

②企業を実地に訪問し、徹底した調査にもとづき個別銘柄を選別する「ボトム・アップ・アプローチ」により運用を行います。

③フルインベストメントを基本とします。

④資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 主な投資制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。

③マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

8 **フィデリティ・中小型株・オープンF（適格機関投資家専用）**

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるフィデリティ・中小型株・オープン・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式に実質的に投資を行ない、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックス（配当金込）をベンチマークとします。

ファンドは、「フィデリティ・中小型株・オープン・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（B）信託期間

無期限（平成13年8月28日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	フィデリティ投信株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年0.945%（税抜年0.90%）の率を乗じて得た額とします。（なお、税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。）

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を投資信託財産から支払います。その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込み）を上限として投資信託財産から支払う場合があります（なお、当該上限率については変更する場合があります。）。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

わが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を実質的に主要な投資対象とします。

(2) 投資態度（マザーファンドの投資態度を含みます。）

- ①わが国の株式のうち、主として中小型株に実質的に投資を行ないます。
- ②個別企業分析に基づき、比較的中・小規模の高成長企業（市場平均等に比較し高い成長力があり、その持続が長期的に可能と判断される企業）を選定し、利益等の成長性と比較して妥当と判断される株価水準で投資を行ないます。
- ③個別企業分析にあたっては、フィデリティの日本および世界主要拠点のアナリストによる独自の企業調査情報を活用し、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
- ④ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。
- ⑤株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。
- ⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ③マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

9 ピクテ・ジャパン・ファンドF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、主としてピクテ・ジャパン・マザーファンドへの投資を通じて、わが国の証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目的に積極的な運用を行います。

東証株価指数をベンチマークとします。

ファンドは、「ピクテ・ジャパン・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成18年11月16日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ピクテ投信投資顧問株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.8505%（税抜年0.81%）の率を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

わが国の証券取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①組入銘柄の選択にあたっては、企業訪問を基本とした調査活動を行い、成長率と企業評価価値から割安と考えられる銘柄に着目します。

②利益成長の源泉が明快な企業を選別し、ボトムアップ100%の一貫したグロース運用を行います。

③成長パターンを3分類し、成長株の変化を的確に捉えた銘柄選択を行ないます。

④株式の実質組入比率は、高位に維持することを基本とします。

⑤東証株価指数をベンチマークとします。

⑥非株式割合（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）は、原則として信託財産総額の50%未満とします。

⑦資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

10 BGIジャパン・バリュース・ファンドF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるBGIジャパン・バリュース・マザーファンドへの投資を通じて、主として東証一部上場銘柄株式に実質的に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、Russell/Nomura Large Cap Valueインデックスをベンチマークとします。

ファンドは、「BGIジャパン・バリュース・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、有価証券等へ直接投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成13年8月10日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.6195%（税抜年0.59%）の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

東証一部上場銘柄株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①東証一部上場銘柄を主要投資対象とし、Russell/Nomura Large Cap Value Indexの動きを上回る投資成果をめざして運用を行ないます。
- ②ポートフォリオ構築にあたっては、主として、BGIグループが独自に開発した計量モデル（「コア・アルファモデル」といいます。）を活用します。
- ③個別銘柄の収益・財務及び業績予想を基に個別銘柄のアルファ値を算出することにより、割安・割高を判断し、一定のリスク許容範囲内でリターンを最大化する銘柄構成をもつポートフォリオの構築を目指します。
- ④運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ⑤資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。

11 東京海上日本成長株ファンドF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である「東京海上日本成長株マザーファンド」への投資を通じて、主として金融商品取引所に上場されている株式（これらに準じるものを含みます。）に実質的に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとして、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目標とします。

ファンドは、「東京海上日本成長株マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（B）信託期間

無期限（平成18年11月16日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	東京海上アセットマネジメント投信株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.609%（税抜年0.58%）の率を乗じて得た額とします。（なお、税法が変更・改正された場合には、前記数値が変更になることがあります。）

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に売買委託手数料、投資信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

金融商品取引所に上場されている株式（これらに準じるものを含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度（マザーファンドの投資態度を含みます。）

①主に金融商品取引所に上場されている株式（これらに準じるものを含みます。）に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、「セクター判断(業種配分)」と「銘柄選択」を超過収益の源泉として、これを上回る投資成果を目指します。

「セクター判断(業種配分)」については、当社独自の業種分類により、アナリストによる定性判断、モデルによる定量判断をもとに、ファンドマネジャーがセクター間の相对比较等を考慮して決定します。

一方「銘柄選択」においては、アナリストが徹底的な調査に基づき「事業環境の予測」や「競争優位の評価」を主な着眼点として中期的な業績を予測するとともに、株価面での魅力度等も総合的に判断し、セクター内の相対優位評価を行います。

これらに加え、ファンドマネジャー(トップダウン)とアナリスト(ボトムアップ)による複眼的な議論の中から生まれる「投資アイデア」も加味し、最適なポートフォリオを構築します。

③株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

④資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 主な投資制限

①株式への投資割合には、制限を設けません。

②外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③マザーファンド受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

12 キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である「キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド」への投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行い、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行うことを基本とします。

ファンドは、TOPIX（配当込み）をベンチマークとします。

ファンドは、「キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

※キャピタル・グループの運用の特徴・・・

“徹底した個別銘柄調査”、“現地調査とグローバル・アプローチの融合”、“長期投資”、“マルチ・ファンド・マネジャー・システムによる多様なアイディアの反映と運用の継続性”などが挙げられます。中でも特徴的な“マルチ・ファンド・マネジャー・システム”は、1つのアカウントの運用において、複数のファンド・マネジャーが各々独自の裁量で行った投資判断を反映し、最終的なポートフォリオを構築するものであり、さまざまな投資環境において市場を上回る成果の達成を目指します。（マルチ・ファンド・マネジャー・システムは1958年からキャピタル・グループにおいて採用されています。）

（B）信託期間

無期限（平成19年4月5日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	キャピタル・インターナショナル株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.60375%（税抜年0.575%）の率を乗じて得た額とします。信託財産に係る監査費用については、上限を年額36万7千500円（税抜 35万円）とし日々計上します。またその他の費用（ファンドの組入
有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務に係る諸費用等）等についても信託財産から支払います。上記
その他の費用については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を記載することができません。

（E）投資方針等

（1）投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

（2）投資態度

①主としてわが国の証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。）（これに準ずるものを含む）に上場されている株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含む）を主要投資対象とします。

②運用については、マイクロ・ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指す、ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行います。

③投資に当たっては、上場株式等の中から、企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行うことを基本とします。

④株式の実質組入比率は、高位を維持することを基本とします。

⑤非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

（3）主な投資制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②マザーファンドを除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③外貨建資産への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以下とします。

④デリバティブ取引は主にヘッジ目的で使用しますが、市況動向等によってはヘッジ目的以外で使用する場合があります。

13 野村海外株式ファンドF／FB（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託である野村海外株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界主要先進国の株式に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。

野村海外株式ファンドF（「F」といいます。）はMSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジあり）^{※1}をベンチマークとします。また、野村海外株式ファンドFB（「FB」といいます。）はMSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）^{※2}をベンチマークとします。

※1 「MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジあり）」は、MSCI-KOKUSAI指数をもとに、委託者が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）」は、MSCI-KOKUSAI指数をもとに、委託者が独自に円換算したものです。

各ファンドは「野村海外株式マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接有価証券に投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成20年4月10日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.8925%（税抜年0.85%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

日本を除く世界主要先進国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①銘柄の選定に当っては、独自のボトムアップ調査を通じて、高成長かつ割安な銘柄をグローバルな観点で識別します。また、国別・産業別配分に配慮し、幅広く分散投資を行ないます。

②株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

③Fの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FBの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

④ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

④同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑤投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

14 ノムラージャナス・インテック海外株式ファンドF／FB（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラージャナス・インテック海外株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く先進国の株式に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ノムラージャナス・インテック海外株式ファンドF（「F」といいます。）はMSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジあり)^{※1}をベンチマークとします。また、ノムラージャナス・インテック海外株式ファンドFB（「FB」といいます。）はMSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジなし)^{※2}をベンチマークとします。

※1 「MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジあり）」は、MSCI-KOKUSAI指数をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）」は、MSCI-KOKUSAI指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「ノムラージャナス・インテック海外株式マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限（平成21年4月9日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	インテック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.86625%（税抜年0.825%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

日本を除く先進国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①株式への投資にあたっては、数学的手法に基づいた株価変動を利用する運用手法とリスク・コントロール手法によりポートフォリオを構築し、付加価値の獲得を目指します。

②株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。

③Fの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

FBの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

④インテック・インベストメント・マネジメント・エルエルシーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

⑤資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

④同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

⑤投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

15 ノムラージャナス・インテック米国大型成長株ファンドF／FB（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラージャナス・インテック米国大型成長株 マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として米国の大型成長株に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ノムラージャナス・インテック米国大型成長株ファンドF（「F」といいます。）はS&P500グロース株価指数（円ヘッジベース）※¹をベンチマークとします。また、ノムラージャナス・インテック米国大型成長株ファンドFB（「FB」といいます。）はS&P500グロース株価指数（円換算ベース）※²をベンチマークとします。

※1 「S&P500グロース株価指数（円ヘッジベース）」は、S&P500グロース株価指数（ドルベース）をもとに、委託者が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「S&P500グロース株価指数（円換算ベース）」は、S&P500グロース株価指数（ドルベース）をもとに、委託者が独自に円換算したものです。

各ファンドは「ノムラージャナス・インテック米国大型成長株 マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接有価証券に投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成18年9月14日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	インテック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.91875%（税抜年0.875%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

米国の大型成長株を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①米国の大型成長株を実質的な主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。
- ②株式への投資にあたっては、数学的手法に基づいた株価変動を利用する運用手法とリスク・コントロール手法によりポートフォリオを構築し、付加価値の獲得を目指します。
- ③株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。
- ④Fの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FBの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑤インテック・インベストメント・マネジメント・エルエルシーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。
- ④同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑤投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

16 ノムラーコロンビア米国株バリュース・ファンドF／FB（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラーコロンビア米国株バリュース・ファンド マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として米国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ノムラーコロンビア米国株バリュース・ファンドF（「F」といいます。）はS&P500株価指数（円ヘッジベース）^{※1}をベンチマークとします。また、ノムラーコロンビア米国株バリュース・ファンドFB（「FB」といいます。）はS&P500株価指数（円換算ベース）^{※2}をベンチマークとします。

※1 「S&P500株価指数（円ヘッジベース）」は、S&P500株価指数（ドルベース）をもとに、委託者が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「S&P500株価指数（円換算ベース）」は、S&P500株価指数（ドルベース）をもとに、委託者が独自に円換算したものです。

各ファンドは「ノムラーコロンビア米国株バリュース・ファンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接有価証券に投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成19年10月11日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	コロンビア・マネジメント・アドバイザーズ・エル・エル・シー

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.8715%（税抜年0.83%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

米国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①株式への投資にあたっては、個別企業やその企業が属する業種・業界の変化を捉え、ファンダメンタルズの改善が見られ株価が割安と判断される企業の株式に投資を行ないます。
- ②株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。
- ③Fの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FBの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ④コロンビア・マネジメント・アドバイザーズ・エル・エル・シーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。
- ④同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑤投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

17 ノムラーレイニア米国成長株ファンドF／FB（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラーレイニア米国成長株ファンド マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として米国の株式（DR（預託証書）を含みます。）に実質的に投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ノムラーレイニア米国成長株ファンドF（「F」といいます。）はS&P500株価指数（円ヘッジベース）^{※1}をベンチマークとします。また、ノムラーレイニア米国成長株ファンドFB（「FB」といいます。）はS&P500株価指数（円換算ベース）^{※2}をベンチマークとします。

※1 「S&P500株価指数（円ヘッジベース）」は、S&P500株価指数（ドルベース）をもとに、委託者が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「S&P500株価指数（円換算ベース）」は、S&P500株価指数（ドルベース）をもとに、委託者が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「ノムラーレイニア米国成長株ファンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成21年4月9日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	レイニア・インベストメント・マネジメント・インク

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.84%（税抜年0.80%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

米国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①株式への投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析に基づいたボトムアップ・アプローチを重視します。
- ②銘柄の選定は、成長性の観点に加え、バリュエーション等の観点から個別銘柄の分析・評価をし、流動性等を勘案して行ないます。
- ③株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。
- ④Fの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
FBの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤レイニア・インベストメント・マネジメント・インクにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑥資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
- ④同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

18 ユーロッパオープンF／FB（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるヨーロッパオープンマザーファンドへの投資を通じて、主として欧州の株式（DR（預託証券）およびカントリーファンドを含みます。）に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ヨーロッパオープンF（「F」といいます。）は、当面MSCI ユーロパインデックス（円ヘッジベース）※¹をベンチマークとします。また、ヨーロッパオープンFB（「FB」といいます。）は、当面、MSCI ユーロパインデックス（円換算ベース）※²をベンチマークとします。

※¹ MSCI ユーロパインデックス（円ヘッジベース）は、MSCI ユーロパインデックス（現地通貨ベース）をもとに、委託会社がヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※² MSCI ユーロパインデックス（円換算ベース）は、MSCI ユーロパインデックス（現地通貨ベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。

各ファンドは、「ヨーロッパオープンマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接欧州の株式（DR（預託証券）およびカントリーファンドを含みます。）に投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（F：平成13年8月28日設定／FB：平成16年8月19日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED （ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド）

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7035%（税抜年0.67%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

欧州の株式（DR（預託証券）およびカントリーファンドを含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①株式への投資にあたっては、イギリス、ドイツ、フランスおよびその周辺国（北欧、南欧等）の企業の中から今後予想される世界的な大きな構造変化の中で、企業間競争に勝ち残ると思われる企業、今後成長が期待される企業を厳選し投資を行なうことを基本とします。

②組入銘柄の見直しは状況に応じて適宜行ないます。

③Fの実質組入外貨建資産については、原則として為替予約を活用し、為替変動リスクの限定を図ります。FBの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

④ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド（NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LTD.）に、マザーファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

19 シュロダー・アジア・パシフィック株式ファンドF／FB（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるシュロダー・アジア・パシフィック株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として香港、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドを中心とした日本を除くアジア・オセアニア地域の先進国株式に実質的に投資し、信託財産の長期的な成長を目的とした運用を行います。

シュロダー・アジア・パシフィック株式ファンドF(以下「F」といいます。)は、MSCIパシフィック・フリー・インデックス（日本を除く）（円ヘッジベース）^{※1}をベンチマークとします。また、シュロダー・アジア・パシフィック株式ファンドFB（以下「FB」といいます。）は、MSCIパシフィック・フリー・インデックス（日本を除く）（円ベース）^{※2}をベンチマークとします。ファンドのベンチマークは、投資対象地域の株式市場の構造変化等によっては見直す場合があります。

※1 MSCIパシフィック・フリー・インデックス（日本を除く）（円ヘッジベース）は、MSCIパシフィック・フリー・インデックス（日本を除く）（米ドルベース）をもとに、委託会社が独自に為替ヘッジコストを考慮して算出したものです。MSCI Inc.が作成したものではありません。

※2 MSCIパシフィック・フリー・インデックス（日本を除く）（円ベース）は、MSCIパシフィック・フリー・インデックス（日本を除く）（米ドルベース）をもとに、委託会社が独自に算出したものです。MSCI Inc.が作成したものではありません。

各ファンドは、「シュロダー・アジア・パシフィック株式マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限（平成21年4月9日設定）

(C) ファンドの関係法人

	名称
委託会社	シュロダー証券投信投資顧問株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	シュロダー・インベストメント・マネージメント（シンガポール）リミテッド

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7875%（税抜年0.75%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受け取る報酬は信託財産から直接支払うことは行わず、委託会社が受け取る報酬の中から支払います。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および信託事務の諸費用（監査費用を含みます）を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

香港、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドを中心とした日本を除くアジア・オセアニア地域の先進国株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として香港、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドを中心とした日本を除くアジア・オセアニア地域の先進国株式への投資を行います。
- ② Fの運用にあたっては、MSCIパシフィック・フリー・インデックス（日本を除く）（円ヘッジベース）をベンチマークとします。また、FBの運用にあたっては、MSCIパシフィック・フリー・インデックス（日本を除く）（円ベース）をベンチマークとします。ファンドのベンチマークは、投資対象地域の株式市場の構造変化等によっては見直す場合があります。
- ③ 株式への実質投資にあたっては、企業訪問等による調査・分析に基づいて組入銘柄の選定を行い、各国の市場動向やマクロ経済環境等を考慮し国別配分の調整を行います。
- ④ Fの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。また、FBの実質外貨建資産については、為替ヘッジは行いません。
- ⑤ 株式等の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。
- ⑥ マザーファンドの運用にあたっては、シュロダー・インベストメント・マネージメント（シンガポール）リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑦ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ デリバティブの利用は、原則としてヘッジ目的に限定します。

20 ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンF／FB（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン・マザーファンドへの投資を通じて、主として米国株式の個別銘柄に実質的に投資を行ない、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行ないます。

ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンF（「F」といいます。）は、S&P500種株価指数を委託会社が円ヘッジベースに換算した指数をベンチマークとします。また、ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンFB（「FB」といいます。）は、S&P500種株価指数を委託会社が円ベースに換算した指数をベンチマークとします。

各ファンドはファミリーファンド方式で運用します。なお、直接有価証券に投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（F：平成13年8月28日設定／FB：平成16年8月19日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
F、FBおよびマザーファンドの投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）

（D）管理報酬等

（1）信託報酬

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.91875%（税抜年0.875%）の率を乗じて得た額とします。なお、F、FBおよびマザーファンドの各投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

（2）その他

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等として信託財産の純資産総額に対して年率0.05%を信託財産から支払います（なお、当該率については、年率0.05%を上限として変更する場合があります。）。

（E）投資方針等

（1）投資対象

米国株式の個別銘柄を実質的な主要投資対象とします。

（2）投資態度

①米国株式の個別銘柄を中心に投資し、株式等の実質組入比率を高位に保ちながら、長期的に米国株式市場のもたらすリターンを享受することを目指します。

②個別銘柄の選択は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが開発した計量モデルを使用します。定量分析と定性分析による情報を計量モデルに取り込むことにより魅力的と考えられる銘柄を発掘し、ベンチマークからの乖離リスクを計量的に管理しながらポートフォリオを構築、かつその最適化を目指します。

- ③Fの実質組入外貨建資産については、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FBの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）にF、FBおよびマザーファンドの米国株式および為替の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑤市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。
- ③投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

21 ピクテ欧州ファンドF／FB（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるピクテ欧州ファンド・マザーファンドへの投資を通じて、主として欧州各国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行ないます。

ピクテ欧州ファンドF（「F」といいます。）はMSCI欧州株価指数（円ヘッジ指数）をベンチマークとします。また、ピクテ欧州ファンドFB（「FB」といいます。）はMSCI欧州株価指数（円換算指数）をベンチマークとします。

各ファンドは「ピクテ欧州ファンド・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（F：平成13年8月28日設定／FB：平成16年8月19日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ピクテ投信投資顧問株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
F、FBおよびマザーファンドの投資顧問会社	ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.8925%（税抜年0.85%）の率を乗じて得た額とします。なお、F、FBおよびマザーファンドの各投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（1）投資対象

欧州各国の株式を実質的な主要投資対象とします。

（2）投資態度

①欧州各国の株式を主要投資対象とし、分散投資を行ない、信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行ないます。

②株式への実質投資割合は、株式100%を基本とします。

③株式への投資にあたっては、企業のファンダメンタル分析等に基づくボトムアップアプローチにより銘柄を発掘し、投資することを基本とします。

④株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、投資対象市場が休場等の場合や市況動向、資金動向等によっては、一時的に投資割合を引き下げることがあります。

- ⑤Fの実質外貨建資産については、組み入れているピクテ欧州ファンド・マザーファンドの通貨配分の如何に関わらず、原則としてピクテ欧州ファンド・マザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円での為替ヘッジを行うことを基本とします。

FBの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- ⑥ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッドにF、FBおよびマザーファンドの株式の運用の指図に関する権限を委託します。

- ⑦資金動向、市況動向等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④有価証券先物取引等はヘッジ目的に限定します。

22 UBS海外株式ファンドF／FB（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるUBSグローバル株式（除く日本）ファンド・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてMSCIコクサイ（日本を除く世界）インデックスを構成する世界の株式市場における発行体の株式等に投資を行い、アクティブに運用することにより、信託財産の成長を目指します。

UBS海外株式ファンドF（「F」といいます。）は、MSCIコクサイ（日本を除く世界）インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとします。

UBS海外株式ファンドFB（「FB」といいます。）は、MSCIコクサイ（日本を除く世界）インデックス（円ベース）をベンチマークとします。

各ファンドは、「UBSグローバル株式（除く日本）ファンド・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成17年10月13日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.9765%（税抜年0.93%）の率を乗じて得た金額とします。なお、投資顧問会社が受ける報酬は、委託会社報酬から支弁するものとします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（1）投資対象

日本を除く世界各国の株式を実質的な主要投資対象とします。

（2）投資態度

①日本を除く世界の株式に投資を行い、アクティブに運用することにより、信託財産の成長を目指します。

②投資プロセスは、個別銘柄選択、産業配分、国別配分、通貨配分の4つの側面から成ります。

③Fの実質外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。実質外貨建資産に係る為替ヘッジは、原則としてマザーファンドのベンチマークであるMSCI コクサイ（日本を除く世界）インデックスの資産配分と同程度として行います。FBの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市場動向等により、弾力的に変更を行う場合があります。

⑤UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッドに実質的な運用指図に関する権限を委託します。

⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）主な投資制限

①株式への実質投資割合には、制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

③外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

④投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

23 MFS欧州株ファンドF／FB（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、MFS欧州株マザーファンド受益証券への投資を通じて、欧州の証券取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている株式を中心に投資し、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

MFS欧州株ファンドF（「F」といいます。）はMSCI ヨーロッパ インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとし、MFS欧州株ファンドFB（「FB」といいます。）はMSCI ヨーロッパ インデックス（円ベース）をベンチマークとします。

各ファンドは、「MFS欧州株マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（B）信託期間

無期限（平成19年4月5日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
Fおよびマザーファンド の 投資顧問会社	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年0.7875%（税抜0.75%）の率を乗じて得た金額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（1）投資対象

欧州の証券取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている株式を実質的な主要投資対象とします。

（2）投資態度

①欧州の証券取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている株式を実質的な主要投資対象とし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

②マザーファンドにおける具体的な銘柄の選定にあたっては、「独自のリサーチによる個別企業のファンダメンタル分析に基づく銘柄選択こそが、優れた運用成果を中長期的に獲得するための最良の運用手法である」との投資哲学のもと、徹底したボトムアップ・アプローチによりアクティブに投資を行います。実際に企業リサーチを行うアナリスト自身が“ベスト・アイデア銘柄”を持ち寄ってポートフォリオを運用します。

③株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

- ④Fの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、為替ヘッジは、原則としてマザーファンドのベンチマークであるMSCIヨーロッパインデックスの通貨配分に準じて行います。

FBの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- ⑤マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーにマザーファンドの運用の指図（国内の短期金融資産の運用の指図に係る権限を除きます。）ならびにFの為替ヘッジの指図に関する権限を委託します。

- ⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

24 ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FC／FD（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界の公社債に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行なうことを基本とします。

ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FC（「FC」といいます。）はパークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円ヘッジベース）、およびパークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円ヘッジベース）※¹を20%：60%：20%の比率で委託者が独自に合成した指数をベンチマークとします。また、ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FD（「FD」といいます。）はパークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）、およびパークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円換算ベース）※²を20%：60%：20%の比率で委託者が独自に合成した指数をベンチマークとします。

※1 「パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）」、「パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円ヘッジベース）」、「パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円ヘッジベース）」は、各々「パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米国ドルベース）」、「パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（現地通貨ベース）」、「パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（現地通貨ベース）」を委託会社が為替ヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）」、「パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）」、「パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円換算ベース）」は、各々「パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米国ドルベース）」、「パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（現地通貨ベース）」、「パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（現地通貨ベース）」をもとに、委託会社が円換算したものです。

各ファンドは、「ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限（平成21年4月9日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド ノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシー※

※ノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシーは、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インクに代行させます。

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.3885%（税抜年0.37%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

日本を除く世界の公社債（国債、政府保証債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債、モーゲージ証券等）を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①ポートフォリオの構築にあたっては、原則として、投資時点においてBBB-格相当以上の格付（投資適格格付）を有する公社債、または同等の信用度を有すると判断される公社債を組入れることを基本とします。
- ②ポートフォリオのデュレーションは、ベンチマーク±2年程度の範囲内に維持することを基本とします。
- ③ポートフォリオのデュレーションのコントロール等のために債券先物取引等のデリバティブを活用する場合があります。
- ④マザーファンドにおける外貨のエクスポージャーの調整にあたっては、為替予約取引等を利用し、ロング・ポジションとショート・ポジションを構築します。
- ⑤FCの実質組入外貨建資産については、原則としてマザーファンドの通貨配分の如何に関わらず、マザーファンドのベンチマーク[※]の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とします。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
※マザーファンドのベンチマークは、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）、パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円換算ベース）を20%：60%：20%の比率で委託者が独自に合成した指数です。
- ⑥マザーファンドの運用にあたっては、ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドおよびノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシーに運用の指図に関する権限の一部を委託します。
- ⑦資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ④株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

25 ノムラーモンドリアン海外債券ファンド（カスタムBM型）FC／FD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラーモンドリアン海外債券ファンド（カスタムBM型） マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除く世界先進主要国の公社債に実質的に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長とインカムゲインの確保を目標に運用を行なうことを基本とします。

ノムラーモンドリアン海外債券ファンド（カスタムBM型）FC（「FC」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円ヘッジベース）、およびパークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円ヘッジベース）※¹を20%：60%：20%の比率で委託者が独自に合成した指数をベンチマークとします。また、ノムラーモンドリアン海外債券ファンド（カスタムBM型）FD（「FD」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）、およびパークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円換算ベース）※²を20%：60%：20%の比率で委託者が独自に合成した指数をベンチマークとします。

※1 「パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）」、「パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円ヘッジベース）」、「パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円ヘッジベース）」は、各々「パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米国ドルベース）」、「パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（現地通貨ベース）」、「パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（現地通貨ベース）」を委託会社が為替ヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）」、「パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）」、「パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円換算ベース）」は、各々「パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米国ドルベース）」、「パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（現地通貨ベース）」、「パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（現地通貨ベース）」をもとに、委託会社が円換算したものです。

各ファンドは「ノムラーモンドリアン海外債券ファンド（カスタムBM型） マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成21年4月9日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッド

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7875%（税抜年0.75%）以内の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

日本を除く世界先進主要国の公社債を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①公社債への投資にあたっては、独自のモデルを活用した定量分析及び定性判断等に基づいて、国別配分、通貨配分、銘柄選択等を行ないポートフォリオを構築し、収益の獲得を目指します。
 - ②マザーファンドにおける通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。
 - ③FCの実質組入外貨建資産については、原則としてマザーファンドの通貨配分の如何に関わらず、マザーファンドのベンチマーク※の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とします。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ※マザーファンドのベンチマークは、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）、パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円換算ベース）を20％：60％：20％の比率で委託者が独自に合成した指数です。
- ④モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッドにマザーファンドの海外の公社債等（含む金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。
 - ⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ④株式への直接投資は行ないません。株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するもの、または転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

26 ノムラーブラックロック米国債券オープンFC／FD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラーブラックロック米国債券オープンマザーファンドへの投資を通じて、主として米国ドル建ての公社債に実質的に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。

ノムラーブラックロック米国債券オープンFC（「FC」といいます。）は、当面、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）^{※1}をベンチマークとします。また、ノムラーブラックロック米国債券オープンFD（「FD」といいます。）は、当面、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）^{※2}をベンチマークとします。

※1 パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米国ドルベース）を委託者が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米国ドルベース）を委託者が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「ノムラーブラックロック米国債券オープンマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接公社債等に投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成16年7月28日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.42%（税抜年0.40%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

米国ドル建の公社債を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①公社債への投資にあたっては、主として、（i）米国の国債（政府機関債を含む。以下同じ。）（以下「米国国債」といいます。）、（ii）会社およびその他の発行体によって発行された債券（以下「社債」といいます。）および（iii）アセット・バック証券の、3つのセクターの証券に配分し、信用格付の高い証券を中心に投資することを基本とします。
- ②ファンドは、米国国債、社債およびアセット・バック証券の、3つのセクターの証券を、バランス良く配分したポートフォリオを維持することを基本とします。ただし、その投資割合は、市況動向、市場環境および他の要因を勘案して、適宜、機動的に変更します。なお、市況動向等を勘案し、米国国債、社債またはアセット・バック証券のいずれかにその資産の100%を上限として投資する場合があります。
- ③ファンドの投資戦略および意思決定プロセスにおいては、以下の点に主として重点をおきます。
 - （i）相対価値に基づくセクター・ローテーションおよび銘柄の選択
 - （ii）デュレーション管理
 - （iii）個別銘柄およびポートフォリオのバリュエーションに関する厳密な定量分析
 - （iv）徹底した信用分析
- ④米国国債への投資に関しては、主として、米国の政府および政府機関によって発行または、元本および利息の支払いが保証されている債券に投資します。
- ⑤社債投資に関しては、分散ポートフォリオを構築・維持することを基本とし、投資機会の獲得と投資リスクの最小化を行なうためにクレジット調査・分析を含む専門的投資技術・知識を活用することを基本とします。
- ⑥アセット・バック証券への投資に関しては、分散ポートフォリオを構築・維持することを基本とします。アセット・バック証券のセクター配分および個別銘柄の選択にあたっては、各セクターや個別銘柄のリターンおよびリスク特性の分析に基づき行なうことを基本とし、適宜機動的に変更します。
- ⑦ファンド全体のデュレーションは、通常、米国債券の市場指標のデュレーションを中心としてその±20%の変動幅の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。
- ⑧投資する証券は、主として、投資適格格付が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとし、ます。ただし、信託財産の純資産総額の10%を限度として原則としてB格相当以上の投資適格格付未満の証券へ投資できるものとします。
- ⑨投資する外貨建資産は、主として米国ドル建の公社債等とし、米国ドル建以外の外貨建資産の実質投資割合は信託財産の純資産総額の原則として10%以内とします。

FCの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

マザーファンドにおいては、外貨建資産のうち、米国ドル建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。米国ドル建以外の外貨建資産については、当該資産を米国ドルに為替ヘッジを行なうことと同等の効果が得られる為替予約を行なうことができます。

⑩ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクに、マザーファンドの海外の公社債等（短期金融商品を含む）の運用の指図に関する権限を委託します。

⑪資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）主な投資制限

①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

②為替予約の利用はヘッジ目的に限定しません。

③デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

④株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換したもの等に関し、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑤投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

（4）収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行います。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。

27 ノムラーインサイト欧州債券ファンドFC／FD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラーインサイト欧州債券 マザーファンドへの投資を通じて、主として汎欧州通貨建ての公社債に実質的に投資を行ない、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行ないます。

ノムラーインサイト欧州債券ファンドFC（「FC」といいます。）は、バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円ヘッジベース）^{※1}をベンチマークとします。また、ノムラーインサイト欧州債券ファンドFD（「FD」といいます。）は、バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）^{※2}をベンチマークとします。

※1 「バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円ヘッジベース）」は、バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（現地通貨ベース）をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）」は、バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（現地通貨ベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは「ノムラーインサイト欧州債券 マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成20年4月10日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッド※

※インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッドは、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をThe Northern Trust Companyに代行させます。

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.4725%（税抜年0.45%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

汎欧州通貨建ての公社債を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①公社債への投資にあたっては、投資環境分析および定量分析等に基づき、国別配分、セクター配分および銘柄選択を行ない、ポートフォリオを構築し、収益の獲得を目指します。
- ②マザーファンドにおいて、投資する公社債は、原則として、投資時点において、投資適格格付（BBB格相当以上の格付）を有する公社債、または同等の信用度を有すると判断される公社債とします。ただし、BBB-相当未満B-相当以上の格付を有する公社債（同等の信用度を有すると判断される公社債を含みます。）については、取得時において信託財産の純資産総額の10%を限度として投資することができます。なお、C格相当以下の格付が付与されている公社債には投資しません。
- ③マザーファンドにおける通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。
- ④FCの実質組入外貨建資産については、原則として現地通貨による為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑤インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッド（Insight Investment Management (Global) Limited）にマザーファンドの海外の公社債等（含む金融商品等）の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ④株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

28 野村豪州債券ファンドFC／FD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託である野村豪州債券ファンドマザーファンドへの投資を通じて、主としてオーストラリアドル建ての公社債に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

野村豪州債券ファンドFC（「FC」といいます。）は、UBSオーストラリア債券インデックス（円ヘッジベース）^{※1}をベンチマークとします。また、野村豪州債券ファンドFD（「FD」といいます。）は、UBSオーストラリア債券インデックス（円換算ベース）^{※2}をベンチマークとします。

※1 「UBSオーストラリア債券インデックス（円ヘッジベース）」は、UBS Australian All Maturities Composite Bond Index（オーストラリアドルベース）をもとに、委託者が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「UBSオーストラリア債券インデックス（円換算ベース）」は、UBS Australian All Maturities Composite Bond Index（オーストラリアドルベース）をもとに、委託者が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「野村豪州債券ファンドマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成16年7月28日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	コロニアル・ファーストステート・アセットマネジメント（オーストラリア）リミテッド

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.525%（税抜年0.50%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

オーストラリアドル建ての公社債（国債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債等）を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①投資する公社債は、投資時点において、BBB－相当以上の格付（投資適格格付）を有する公社債、または同等の信用度を有すると判断される公社債とします。
- ②モーゲージ証券、アセットバック証券、転換社債ならびに優先証券等に投資を行なう場合があります。
- ③公社債への投資にあたっては、マクロ経済・投資環境等のファンダメンタルズ分析およびマーケットリスク分析等を行なうと共に、セクター分析や個別発行体の信用リスク分析に基づき、デュレーション、イールドカーブ戦略、セクター配分（種別・格付別等の配分）、個別銘柄選定等をアクティブに決定・変更し、収益の獲得を目指します。
- ④ファンド全体のデュレーションは、通常、豪州債券の市場全体のデュレーションを中心として±1.5年程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。
- ⑤オーストラリアドル建て以外の外貨建資産への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。オーストラリアドル建て以外の外貨建資産に投資を行なった場合は、当該資産について、原則としてオーストラリアドルに為替ヘッジを行ないます。
- ⑥FCの実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ることを目指します。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑦コロニアル・ファーストステート・アセットマネジメント（オーストラリア）リミテッドにマザーファンドの海外の公社債等（含む短期金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑧資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ②株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換したもの等に限る、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ③投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、分配対象額の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。

29 ノムラーAMP豪州債券ファンドFC／FD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラーAMP豪州債券ファンド マザーファンドへの投資を通じて、主としてオーストラリアドル建ての公社債に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ノムラーAMP豪州債券ファンドFC（「FC」といいます。）は、UBS オーストラリア債券インデックス（円ヘッジベース）※¹をベンチマークとします。また、ノムラーAMP豪州債券ファンドFD（「FD」といいます。）は、UBS オーストラリア債券インデックス（円換算ベース）※²をベンチマークとします。

※1 「UBSオーストラリア債券インデックス（円ヘッジベース）」は、UBS Australian All Maturities Composite Bond Index（オーストラリアドルベース）をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「UBSオーストラリア債券インデックス（円換算ベース）」は、UBS Australian All Maturities Composite Bond Index（オーストラリアドルベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「ノムラーAMP豪州債券ファンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成18年9月14日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド※

※AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドは、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をBNP Paribas Fund Services Australasia Pty Limitedに代行させます。

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.5775%（税抜年0.55%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

オーストラリアドル建ての公社債（国債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債等）を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①投資する公社債については、ファンド全体の加重平均格付をA-格相当以上とすることを基本とします。なお、BB+格相当以下の格付が付与されている債券（格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）に投資する場合があります。
- ②モーゲージ証券、アセットバック証券、転換社債および優先証券等を実質的に投資を行なう場合があります。
- ③公社債への投資にあたっては、ポートフォリオの効率的なリスク配分（＝リスク・バジェットिंग）を決定し、付加価値の源泉の分散を図り、マクロ経済分析および個別発行体の信用リスク分析等に基づき、デュレーション、イールドカーブ戦略、セクター配分（種別の配分）、個別銘柄選定等をアクティブに決定・変更し、収益の獲得を目指します。
- ④ファンド全体のデュレーションは、通常、豪州債券の市場全体のデュレーションを中心として±1.5年程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。
- ⑤マザーファンドにおいては、オーストラリアドル建て以外の外貨建資産への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。オーストラリアドル建て以外の外貨建資産に投資を行なった場合は、当該資産について、原則としてオーストラリアドルに為替ヘッジを行ないません。

⑥FCの実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ることを目指します。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

⑦AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドにマザーファンドの海外の公社債等（含む短期金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。

⑧資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）主な投資制限

①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④株式への実質的な投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

⑤投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

（4）収益分配方針

収益分配金額は、分配対象額の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

30 野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFC／FD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託である野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンド マザーファンドへの投資を通じて、主として豪ドル建ての公社債に実質的に投資を行なうとともに、世界各国通貨の為替予約取引等を実質的な主要取引対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFC（「FC」といいます。）は、バークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円ヘッジベース）^{※1}をベンチマークとします。また、野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFD（「FD」といいます。）は、バークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円換算ベース）^{※2}をベンチマークとします。

※1 「バークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円ヘッジベース）」は、バークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（現地通貨ベース）をもとに、委託会社がヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「バークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円換算ベース）」は、バークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（現地通貨ベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。

各ファンドは「野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成20年10月9日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.2625%（税抜年0.25%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

豪ドル建ての公社債（国債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債等）を実質的な主要投資対象とします。また、世界各国通貨の為替予約取引等を実質的な主要取引対象とします。

(2) 投資態度

- ①豪ドル建ての公社債を実質的な主要投資対象とし、豪州債券の市場全体の中長期的な動きを概ね捉えることを目指して現物ポートフォリオを構築しつつ、世界各国（先進国を中心としますが、それに限りません。）通貨の為替予約取引等の積極的な活用により、豪州債券市場の全体の投資収益に対する超過収益の獲得を目指します。
- ②モーゲージ証券、アセットバック証券、転換社債および優先証券等に投資を行なう場合があります。
- ③ポートフォリオのデュレーションのコントロール等のために、債券先物取引等のデリバティブを活用する場合があります。
- ④マザーファンドにおいては、マクロ経済等のファンダメンタルズ分析による世界各国通貨の投資環境判断に基づき、有望な投資機会があると判断した市場について、為替リスク・ポジションを調整し、積極的に投資することを基本とします。
- ⑤マザーファンドにおける為替リスク・ポジションの調整にあたっては、為替予約取引等を利用し、世界各国のロング・ポジションとショート・ポジションを活用します。
- ⑥マザーファンドにおける短期的な戦略にもとづく為替リスク・ポジションの調整には、為替予約取引等の短期売買を積極的行なうことがあります。
- ⑦FCの実質組入外貨建資産については、原則としてマザーファンドの通貨配分の如何に関わらず、バークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円換算ベース）の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とします。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑧ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド（NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED）にマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の一部を委託します。
- ⑨資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ④株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑦投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。

ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

31 ドイチェ欧州債券ファンドFC／FD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるドイチェ欧州債券マザーファンドへの投資を通じて、主として欧州諸国の現地通貨建債券に実質的に投資を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行なうことを基本とします。

ドイチェ欧州債券ファンドFC（「FC」といいます。）は、当面、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円ベースヘッジ付き）※をベンチマークとします。

ドイチェ欧州債券ファンドFD（「FD」といいます。）は、当面、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円ベースヘッジなし）※をベンチマークとします。

各ファンドは、「ドイチェ欧州債券マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接債券に投資する場合があります。

※パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックスは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの投資銀行部門であるパークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表を行うインデックスであり、汎欧州通貨建投資適格債券市場のパフォーマンスを表わします。当該インデックスに関する知的財産権及びその他の一切の権利はパークレイズ・キャピタルに帰属します。

（B）信託期間

無期限（平成16年7月28日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
FCおよびマザーファンドの投資顧問会社	ドイチェ・アセット・マネジメント・インターナショナルGmbH

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.42%（税抜年0.40%）の率を乗じて得た額とします。なお、FCおよびマザーファンドの各投資顧問会社が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

欧州諸国の現地通貨建債券を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主要投資対象国は、ユーロ圏、非ユーロ圏を合わせた欧州諸国とします。

②公社債への投資は、原則としてB格相当以上の債券とします。

③FCの実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行ないます。

FDの実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行ないません。

④ドイチェ・アセット・マネジメント・インターナショナルGmbHに、FCの為替ヘッジに関する運用指図並びにマザーファンドの運用指図に関する権限を委託します。

⑤資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(4) 収益分配方針

収益分配額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

32 LM・米国債券コア・プラスFC／FD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるLM・米国債券コア・プラス・マザーファンドへの投資を通じて、主として幅広いセクターの米国ドル建ての公社債に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

LM・米国債券コア・プラスFC（「FC」といいます。）は、バークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）※¹をベンチマークとします。また、LM・米国債券コア・プラスFD（「FD」といいます。）は、バークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）※²をベンチマークとします。

※ バークレイズ・キャピタル米国総合インデックスは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの投資銀行部門であるバークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、米ドル建て投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はバークレイズ・キャピタルに帰属します。

※1 バークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）は、バークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米国ドルベース）を、ヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 バークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）は、バークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米国ドルベース）を委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「LM・米国債券コア・プラス・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（B）信託期間

無期限（平成18年4月13日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.4935%（税抜年0.47%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

米国ドル建ての公社債を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①米国ドル建ての高格付の公社債（モーゲージ証券及び資産担保証券を含みます。）及び米国のハイ・イールド社債またはエマージング・マーケット債に分散投資を行います。
- ②原則として信託財産の純資産総額の70%以上を、スタンダード・アンド・プアーズ社、ムーディーズ社、フィッチ・レーティングス社のうち1社以上の格付機関から投資適格（BBB－またはBaa3以上）以上の格付を付与された公社債に投資します。組入れ公社債の格下げにより投資適格債の組入比率が信託財産の純資産総額の70%を下回った場合には、投資適格未満の格付けを付与された公社債への追加投資は行いません。
- ③ポートフォリオ全体の加重平均デュレーションは、ベンチマークの加重平均デュレーションを基準として、デュレーション戦略に基づき一定の範囲内で機動的に変動させます。
- ④長期的観点に基づくバリュエーション（債券価値）志向の投資を行うことを基本とし、複数の投資戦略に分散することで、信託財産の成長を目指します。
- ⑤米国ドル建て以外の外貨建資産への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の20%以内とします。

FCの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指します。

FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

マザーファンドにおいては、外貨建資産のうち、米国ドル建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
米国ドル建て以外の外貨建資産については、当該資産を米国ドルに為替ヘッジを行うことと同等の効果が得られる為替予約を行うことができます。

- ⑥債券及び金利等の派生商品を効率的運用のため使用します。
- ⑦資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑧運用の指図に関する権限のうち、米国ドル建ての公社債を中心とする有価証券等（派生商品を含みます。）の運用の指図に関する権限をウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニーに、米国ドル以外の通貨建ての公社債を中心とする有価証券等（派生商品を含みます。）及び外国為替の運用の指図に関する権限をウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドに委託します。

(3) 主な投資制限

- ①株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ②投資信託証券（親投資信託を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④為替予約の利用及びデリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定しません。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。但し、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合もあります。

33 ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFC／FD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・マザーファンドへの投資を通じて、主として米国の国債、政府機関債等を実質的に投資を行ない、ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFC（「FC」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index, 円ヘッジベース）の動きを概ね捉えつつ、また、ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFD（「FD」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index, 円ベース）の動きを概ね捉えつつ、定量的運用モデル「アクティブ・カレンシー・モデル」に基づき、為替市場の各種非効率性を示す複数のファクター（要因）に付加価値の源泉を分散しながら主要先進国通貨のロング／ショートポジション構築することで、多様な市場環境下で安定的な超過収益の獲得を目指して運用を行います。

FCは、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index, 円ヘッジベース）をベンチマークとします。また、FDは、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index, 円ベース）をベンチマークとします。

各ファンドは、「ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成20年10月9日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.2625%（税抜0.25%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

(1) 投資対象

米国の国債、政府機関債等および短期金融資産を実質的な主要投資対象とします。加えて、各国為替取引等を実質的な主要取引対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンドにおいては、バークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index、円ベース）の動きを概ね捉えつつ、定量的運用モデル「アクティブ・カレンシー・モデル」に基づき、為替市場の各種非効率性を示す複数のファクター（要因）に付加価値の源泉を分散しながら主要先進国通貨のロング／ショートポジション構築することで、多様な市場環境下で安定的な超過収益の獲得を目指して運用を行います。
- ② FCにおける外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産について、マザーファンドの通貨配分の如何にかかわらず、原則としてバークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index、円ベース）の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行います。FDにおける外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーにマザーファンドにおける運用指図に関する権限の一部を委託します。
- ④ 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ① 米国の国債、政府機関債等への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ デリバティブ取引の実質的な利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑦ 外国為替予約取引の実質的な利用はヘッジ目的に限定しません。

(4) 収益分配方針

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

34 ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFC／FD（適格機関投資家専用）

（Ａ）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・マザーファンドへの投資を通じて、主として欧州各国の国債、政府機関債等を実質的に投資を行ない、ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFC（「FC」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index、円ヘッジベース）の動きを概ね捉えつつ、また、ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFD（「FD」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index、円ベース）の動きを概ね捉えつつ、定量的運用モデル「アクティブ・カレンシー・モデル」に基づき、為替市場の各種非効率性を示す複数のファクター（要因）に付加価値の源泉を分散しながら主要先進国通貨のロング／ショートポジション構築することで、多様な市場環境下で安定的な超過収益の獲得を目指して運用を行います。

FCは、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index、円ヘッジベース）をベンチマークとします。また、FDは、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index、円ベース）をベンチマークとします。

各ファンドは、「ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（Ｂ）信託期間

無期限（平成20年10月9日設定）

（Ｃ）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド

（Ｄ）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.2625%（税抜0.25%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（Ｅ）投資方針等

(1) 投資対象

欧州各国の国債、政府機関債等および短期金融資産を実質的な主要投資対象とします。加えて、各国為替取引等を実質的な主要取引対象とします。

(2) 投資態度

- ①マザーファンドにおいては、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index, 円ベース）の動きを概ね捉えつつ、定量的運用モデル「アクティブ・カレンシー・モデル」に基づき、為替市場の各種非効率性を示す複数のファクター（要因）に付加価値の源泉を分散しながら主要先進国通貨のロング／ショートポジション構築することで、多様な市場環境下で安定的な超過収益の獲得を目指して運用を行います。
- ②FCにおける外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については、マザーファンドの通貨配分の如何にかかわらず、原則としてパークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index, 円ベース）の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行います。FDにおける外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・リミテッドにマザーファンドにおける運用指図に関する権限の一部を委託します。
- ④大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①欧州各国の国債、政府機関債等への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥デリバティブ取引の実質的な利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑦外国為替予約取引の実質的な利用はヘッジ目的に限定しません。

(4) 収益分配方針

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

35 TCW 米国債券ファンド FC／FD （適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるTCW 米国債券マザーファンド受益証券への投資を通して、主として米国ドル建の国債、社債、モーゲージ担保証券等を実質的に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長と安定した収益の確保を目標として運用を行います。

TCW 米国債券ファンドFC（以下「FC」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）※¹をベンチマークとします。また、TCW 米国債券ファンドFD（以下「FD」といいます。）はパークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）※²をベンチマークとします。

※¹ 1米ドルベースの指数をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※² 2米ドルベースの指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「TCW 米国債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）」を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、米国ドル建の国債、政府機関債、社債、モーゲージ担保証券等に直接投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成21年4月9日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	TCW アセットマネジメントカンパニー

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年0.3465%（税抜年0.33%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬のうち委託会社が受け取る報酬分から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を投資信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

米国ドル建の国債、政府機関債、社債、モーゲージ担保証券等を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①投資に当たっては、主として、（i）米国国債（政府機関債を含む）、（i i）社債および（i i i）モーゲージ担保証券の3つのセクターに分散投資を行い、トップダウンによるセクター配分および各セクターにおける銘柄選択により、ベンチマークを中長期的に上回る投資成果をめざします。
- ②セクター配分については、各セクターのバリュエーションおよびファンダメンタルズ分析等に基づいて、機動的な配分を行います。銘柄選択については、各セクターの運用チームがボトムアップ分析等に基づいて個別銘柄の評価を行い、ポートフォリオを構築します。
- ③主として投資適格格付（BBB格相当以上の格付）を有する債券、または同等の信用度を有すると判断される債券に投資します。ただし、投資機会に応じて、投資適格格付未満の格付けを有する債券または同等の信用度を有すると判断される債券への投資を行うことがあります。
- ④FCの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い為替リスクの低減を図ることをめざし、FDの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤TCW アセットマネジメントカンパニーに、マザーファンドの外貨建資産にかかる運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ②株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(4) 収益分配方針

収益分配額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行います。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。また、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

36 アイエヌジー・欧州債券ファンドFC／FD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるアイエヌジー・欧州債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として欧州の債券に実質的に投資を行い、インカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。

アイエヌジー・欧州債券ファンドFC（「FC」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとします。

アイエヌジー・欧州債券ファンドFD（「FD」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。

各ファンドは、「アイエヌジー・欧州債券マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（B）信託期間

無期限（平成17年10月13日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	アイエヌジー投信株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	アイエヌジー・アセット・マネジメントB.V.

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し、年0.42%（税抜年0.40%）の率を乗じて得た金額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

欧州の債券を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①アイエスジー・欧州債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、インカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。なお、債券等に直接投資する場合があります。

②実質的に投資する債券のポートフォリオの平均格付をBBB格以上に保ちます。

③実質的に投資する債券の最低格付はCCC一格とします。

④マザーファンドの外貨建資産については為替ヘッジを行いません。

FCコースの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。為替ヘッジは、代表的なヨーロッパ債券インデックス[※]の通貨配分と同程度として行います。

※代表的なヨーロッパ債券インデックスは、バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックスとします。

FDコースの実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

⑤債券の運用プロセスは、

(1) ファンダメンタル分析ならびにクオンツ手法による市場分析

(2) デュレーション、通貨配分、イールドカーブ・ポジショニング、クレジット他、各エクスポージャーのポジショニングの決定

(3) モデルポートフォリオの構築とコントロール

(4) 当ファンドのポートフォリオの構築とリスクコントロール

の4つのステップで行います。

⑥資金動向、市場動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

②株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

③投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

④外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

(4) 収益分配方針

分配金額は、分配原資の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行いません。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

37 メロン米国コア・プラス債券ファンドFC／FD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるメロン米国コア・プラス債券マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として米ドル建ての公社債、国際機関債、資産担保証券（ABS、MBS等）などの債券に実質的に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行うことを基本とします。

メロン米国コア・プラス債券ファンドFC（以下、「FC」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）^{※1}をベンチマークとします。また、メロン米国コア・プラス債券ファンドFD（以下、「FD」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）^{※2}をベンチマークとします。

※1 パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米ドルベース）を委託者が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米ドルベース）を委託者が独自に円換算したものです。

各ファンドは、マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接公社債等に投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成19年10月11日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
FCおよびマザーファンドの投資顧問会社	スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、純資産総額に年0.43575%（税抜0.415%）の率を乗じて得た額とします。

なお、投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託財産中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、ファンドにかかる監査費用等をファンドから支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

米ドル建ての公社債、国際機関債および資産担保証券（ABS、MBS等）などを実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①主として米ドル建ての公社債、国際機関債および資産担保証券（ABS、MBS等）などに実質的に投資します。債券種別や業種毎の投資配分は、経済状況や市場動向を総合的に勘案して、機動的に変更します。
- ②債券種類毎のアナリストおよびポートフォリオマネジャーによる定性的なボトムアップ分析により銘柄の評価や景気動向の予測を行うとともに、定量モデルによる割安割高分析や金利動向分析等を組み合わせて、最終的ポートフォリオを構築します。
- ③主として投資適格債（BBB-ないしBaa3以上）に投資します。また、個別銘柄の格付けには制限を設けず、投資機会に応じて、信用格付けの低い銘柄あるいは無格付けの銘柄への投資を行うことがあります。
- ④投資対象国や発行体の所在国には制限を設けず、また投資対象通貨にも制限を設けません。ただし、マザーファンドにおける米ドル以外の資産の時価総額は、原則としてマザーファンド純資産総額の±20%以下とします。通貨運用においても機動的なポジション造成を行い投資収益の向上を目指します。
- ⑤投資集中による信用リスクや価格変動リスクが過度に高まらない様に配慮し、マザーファンドにおいて、国債および政府機関債を除き、一発行体当たりの投資上限は5%までとし、一業種（金融業を除く）当たりの投資上限は25%までとします。
- ⑥現物債への投資に加えて、デリバティブをヘッジ目的に限定せず、ポジション造成に活用し、投資収益の向上に努めます。
- ⑦FCの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ります。FDの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑧スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーに、マザーファンドの運用の指図ならびにFCにおける実質外貨建資産の為替ヘッジにかかる指図に関する権限を委託します。
- ⑨市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④為替予約の利用およびデリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定しません。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わない場合があります。

38 アクサIM 欧州債券ファンド FC／FD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、主として親投資信託への投資を通じて、実質的に汎欧州通貨建ての公社債等に分散投資を行い、インカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を図ることにより、中長期的にベンチマークを上回る収益の獲得を目指すことを基本方針とします。アクサIM 欧州債券ファンド FC（以下、「FC」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円建て・ヘッジあり）をベンチマークとします。また、アクサIM 欧州債券ファンド FD（以下、「FD」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（ユーロ建て・ヘッジなし）を委託会社が円換算した指数をベンチマークとします。各ファンドは「アクサIM 欧州債券マザーファンド（適格機関投資家専用）」（以下、「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（B）信託期間

無期限（平成17年10月13日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
FCおよびマザーファンドの投資顧問会社	アクサ・インベストメント・マネージャーズ・パリ・エスエー

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.43575%（税抜年0.415%）の率を乗じて得た額とします。なお、FCおよびマザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、委託者と投資顧問会社との間で別に定める取決めに基づく金額とし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。また、ファンドの組入保有証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、信託財産に係る監査費用等、および、それらから生じる消費税等相当額は信託財産から支弁します。

（E）投資方針等

（1）投資対象

マザーファンドは、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックスの採用銘柄を主たる投資対象とします。すなわちユーロ、英ポンド、スウェーデン・クローナ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ等の汎欧州通貨建て公社債、および当該インデックスの基準を充たした中央ヨーロッパ諸国（クロアチア、ハンガリー、ポーランド、スロベニア、スロバキア等）の汎欧州通貨建ての公社債を主要な投資対象とします。また、欧州諸国のインフレ指数連動国債、欧州地域のエマージング諸国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券（以下、「エマージング・マーケット債」といいます。）、ならびに、欧州地域の発行体が発行した投資適格未満の公社債にも投資を行う場合があります。

（2）投資態度

①マザーファンドは、主として汎欧州通貨建ての公社債等に分散投資を行い、インカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を図ることにより、中長期的にベンチマークを上回る収益の獲得を目指します。

②社債への投資にあたっては、社内クレジット・アナリストによる調査・分析に基づく、いわゆるボトムアップ手法を主軸としたポートフォリオ構築を行うことにより付加価値の獲得を図ります。また、投資リスクの管理には入念な配慮を行い、分散ポートフォリオを構築することによりリスクの低減を目指します。

- ③投資を行う公社債は、原則として、取得時に格付機関により投資適格（BBB-またはBaa3）以上の格付を付与されたものとし、また、格付を取得していない債券に関しては、委託者（委託者から運用を委任された者を含みます。以下、合わせて「委託者等」といいます。）が前記の格付と同等の信用度を有すると判断する場合は、投資することができます。加えて、BBB-未満B-以上の格付を有するもの（同等の信用度があると委託者等が判断する場合を含みます。）については、その取得時に信託財産の純資産総額の10%を上限として投資することができます。ただし、格付機関によりC格以下の格付を付与されている債券には投資しません。
- ④中央ヨーロッパ諸国の汎欧州通貨建て債券とエマージング・マーケット債への投資割合は、原則として、合計で信託財産の純資産総額の20%以内を目処とします。
- ⑤欧州諸国のインフレ指数連動国債への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内を目処とします。
- ⑥信託財産の平均デュレーションは、当該インデックスの平均デュレーションと比較して、その上下30%の範囲内にとどめるものとします。
- ⑦FCの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ります。
FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑧投資一任契約に基づき、アクサ・インベストメント・マネージャーズ・パリ・エスエーに、マザーファンドの運用に関する権限ならびに、FCの外国為替予約取引の指図に関する権限を委託します。
- ⑨資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ②株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ③投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は分配原資の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行います。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。また、分配対象額が少額の場合等、委託者の判断により、分配を行わないこともあります。

39 ウェリントン・マネージメント・ポートフォリオ（ケイマン） - 海外債券ファンド（カスタムBM型） FC／F

（A）ファンドの特色

ファンドは、世界に分散した債券ポートフォリオへ投資することにより、ベンチマーク指数を上回る収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドは、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス、パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックスの3指数の各20%：60%：20%の比率による加重平均指数をベンチマークとします。

ウェリントン・マネージメント・ポートフォリオ（ケイマン）－海外債券ファンド（カスタムBM型）FC（「FC」といいます。）は、上記加重平均指数の円ヘッジ指数をベンチマークとします。また、ウェリントン・マネージメント・ポートフォリオ（ケイマン）－海外債券ファンド（カスタムBM型）FD（「FD」といいます。）は、上記加重平均指数の円換算指数をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領西インド諸島ケイマン籍契約型外国籍投資信託です。

（B）信託期間

ファンド設定日（2009年4月9日）から約149年間

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー
受託会社、管理事務代行会社	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド
保管受託銀行	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

（D）管理報酬等

（1）投資顧問報酬および成功報酬

投資顧問会社は、投資顧問報酬として1年の日々のファンドの純資産総額の平均額の実質年率0.30%の金額を、ファンドから一年毎、ファンド決算日に受領します。

投資顧問会社は、成功報酬として、以下に規定する金額をファンドから年一回受領します。

・成功報酬はファンドの各会計年度（1月1日から12月31日）における成功報酬控除前基準価額（分配金込み）の収益率が、同期

間の指数の収益率を上回っている場合、当該超過分の20%に相当する額を成功報酬としてファンドから受領します。

・成功報酬の払い出しは、ファンドの会計年度の末日（12月31日）にのみ行われます。

・各会計年度の最終成功報酬控除前基準価額（分配金込み）、ならびに同日の指数を、翌会計年度の成功報酬計算のための新た

な基準とします。尚、ハイウォーターマークや前年度からのパフォーマンス繰越などの方式は採用されていません。

（2）受託報酬

受託会社は受託報酬として年額1万8,000米ドルを等分し、毎月ファンドから受領します。

（3）保管報酬等

保管受託銀行は、ファンドの保管にかかる諸費用をファンドから受領しますが、当該費用は、投資対象市場及び証券、取引の頻度や量によって変動します。

管理事務代行会社は、ファンドの管理事務にかかる諸費用をファンドから受領しますが、当該費用はファンドの純資産総額に比例して変動する部分（年率0.0675%以内）と固定の部分とによって構成されます。主な固定費用としては、シェアクラス管理費用（年額24,000米ドル）、成功報酬管理費用（年額12,000米ドル）、財務諸表作成費用（年額7,500米ドル）、受益者口座管理費用（一口座当り年額6,000米ドル、年間最低24,000米ドル）があります。

（4）その他

①ファンドは、監査人の費用、法律関係の費用、取引費用、その他ファンドに係る費用を負担します。

②ファンドの設立に係る費用は、ファンドが負担し、1年間を超えない期間にわたり償却します。

（E）投資方針等

（1）投資対象

世界各国の発行体が発行する債券および先進諸国上場国債先物に主に投資を行います。

（2）投資態度

①主としてベンチマーク指数に含まれる債券に投資します。なお、指数に含まれない政府・政府関連機関、国際機関の発行する債券、モーゲージ担保証券、社債、アセットバック証券、その他の債券、ならびに短期金融資産等に投資することがあります。

②国債先物の他、短期金利先物等、その他上場・店頭デリバティブを組み入れることがあります。

③ポートフォリオの投資目標の達成のために、上記のデリバティブのショート・ポジションを単独で保有することがあります。

④FCの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ります。FDの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

（3）主な投資制限

①株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債を転換したもの等に関し、株式への実質投資割合はファンド純資産総額の5%以下とします。

②少なくともファンド資産総額の50%以上を社債、国債・地方政府債、モーゲージ担保証券およびその他のアセットバック証券、CPに投資します。

③有価証券（現物に限る）の空売りについて、空売りを行った有価証券の時価総額がファンド純資産総額を超えないものとします。

④資金の借入れは、合併等による一時的な場合を除き、ファンド純資産総額の10%以下とします。

⑤流動性の低い資産への投資は、ファンド純資産総額の15%以下とします。

⑥投資信託証券への投資（REIT、ETFを含む）は、ファンド純資産総額の5%以下とします。

（4）収益分配方針

受託会社が投資顧問会社と協議の上、市況動向、基準価額水準等を考慮して分配金を決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

40 野村米国好利回り社債投信FC／FD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託である野村米国好利回り社債投信 マザーファンドへの投資を通じて、主として米国ドル建の高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）に実質的に投資し、高水準のインカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンの追求を目指し、積極的な運用を行ないます。

野村米国好利回り社債投信FC（「FC」といいます。）は、メリルリンチ・USハイ・イールド・マスターⅡ・コンストレインド・インデックス（円ヘッジベース）^{※1}をベンチマークとします。また、野村米国好利回り社債投信FD（「FD」といいます。）は、メリルリンチ・USハイ・イールド・マスターⅡ・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）^{※2}をベンチマークとします。

※1 「メリルリンチ・USハイ・イールド・マスターⅡ・コンストレインド・インデックス（円ヘッジベース）」は、Merrill Lynch US High Yield MasterⅡ Constrained Index（US\$ベース）をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「メリルリンチ・USハイ・イールド・マスターⅡ・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）」は、Merrill Lynch US High Yield MasterⅡ Constrained Index（US\$ベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「野村米国好利回り社債投信 マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成19年4月12日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.9975%（税抜年0.95%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

米国ドル建の高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を実質的な主要投資対象とします。ディストレス債券やデフォルト債券などを含め幅広い低格付証券に投資を行ないます。投資対象には、米国以外の企業の発行する債券等が含まれます。なお、LPS（リミテッド・パートナーシップ）の発行する債務証券または債務証書、転換社債型新株予約権付社債、優先証券またはこれに類する証券、コーポレート・ローン、新株予約権などの権利が付与された債券、債務証券の保有に関連して発行される株式などへ投資を行なう場合があります。

(2) 投資態度

①投資する事業債は主としてBB格相当以下の格付が付与されているもの（格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）とします。

②ハイ・イールド・ボンドへの投資にあたっては、投資対象の徹底したクレジット分析を行なうことにより、信用リスクのコントロールを行ないます。

③ポートフォリオによる分散投資によりリスクの低減を図ることを基本とします。

④同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドへの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑤投資対象を40業種に分類し、1業種あたりの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。

⑥FCの実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

⑦資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑧ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インクにマザーファンドの海外の公社債等（含む金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。

(3) 主な投資制限

①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

②株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものの、転換社債を転換および新株予約権を行使したものおよび社債権者割当等より取得したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

③投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

④デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、分配対象額の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

[次へ](#)

41 ノムラールームス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド ファンドFC/FD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラールームス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド マザーファンドへの投資を通じて、米国ドル建のハイ・イールド債券を中心とする先進国のハイ・イールド債券、および新興国の債券に実質的に投資を行ない、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

ノムラールームス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド ファンドFC（「FC」といいます。）は、メリルリンチ・USハイ・イールド・マスターⅡ・コンストレインド・インデックス（円ヘッジベース）^{※1}をベンチマークとします。また、ノムラールームス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド ファンドFD（「FD」といいます。）は、メリルリンチ・USハイ・イールド・マスターⅡ・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）^{※2}をベンチマークとします。

※1 「メリルリンチ・USハイ・イールド・マスターⅡ・コンストレインド・インデックス（円ヘッジベース）」は、Merrill Lynch US High Yield MasterⅡ Constrained Index（US\$ベース）をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「メリルリンチ・USハイ・イールド・マスターⅡ・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）」は、Merrill Lynch US High Yield MasterⅡ Constrained Index（US\$ベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは「ノムラールームス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成20年4月10日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ルームス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピー

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.84%（税抜年0.80%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

米国ドル建のハイ・イールド債券を中心とする先進国のハイ・イールド債券、および新興国の債券を実質的な主要投資対象とします。

※新興国とは、いわゆる先進国を除く諸国で、一般にエマージング・カントリー、発展途上国、中所得国および低所得国などと認識される国々をいいます。

(2) 投資態度

①投資する債券については、ファンド全体の加重平均格付をBB格相当以下とすることを基本とします。

②マクロ経済分析および個別発行体の信用リスク分析等に基づき、銘柄分散に配慮し、ポートフォリオの構築を行なうことを基本とします。

③先進国のハイ・イールド債券および新興国の債券等への投資配分比率を投資環境に応じて変更し、高水準のインカムゲインの確保と多様な投資機会の追求を図ります。

④投資にあたっては、原則として次の範囲内で行ないます。

- ・米国ドル建のハイ・イールド債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以上とします。

- ・米国ドル建以外の債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

- ・同一発行体の発行する債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑤FCの実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、現地通貨による為替ヘッジが困難な一部の通貨については、当該現地通貨との連動性等を勘案し、先進主要国通貨等他の通貨を用いた代替ヘッジを行なう場合があります。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

⑥ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピーにマザーファンドの海外の公社債等（含む金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。

⑦資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）主な投資制限

①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

②株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するもの、転換社債を転換および新株予約権を行使したものおよび社債権者割当等より取得したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

③投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

④外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

（4）収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行います。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

42 ノムラーWestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールドボンドオープンFC／FD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラーWestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールドボンドオープンマザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてユーロ建の高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）に実質的に投資を行ない、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

ノムラーWestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールドボンドオープンFC（「FC」といいます。）は、メリルリンチ・ユーロ・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（円ヘッジベース）^{※1}をベンチマークとします。

ノムラーWestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールドボンドオープンFD（「FD」といいます。）は、メリルリンチ・ユーロ・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）^{※2}をベンチマークとします。

※1 「メリルリンチ・ユーロ・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（円ヘッジベース）」は、メリルリンチ・ユーロ・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックスを委託者が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「メリルリンチ・ユーロ・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）」は、メリルリンチ・ユーロ・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックスを委託者が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「ノムラーWestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールドボンドオープンマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（B）信託期間

無期限（平成17年4月14日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ウエストエルビー メロン アセット マネジメントKAG

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.9975%（税抜年0.95%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

ユーロ建ての高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を実質的な主要投資対象とします。なお、ユーロ建以外のハイ・イールド・ボンドに実質的に投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ①主としてユーロ建のハイ・イールド・ボンドに実質的に投資し、高水準のインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。なお、ユーロ建以外のハイ・イールド・ボンドに実質的に投資する場合があります。
- ②投資する事業債は、主としてBB格相当以下の格付が付与されているもの（格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）とします。
- ③ハイ・イールド・ボンドへの投資にあたっては、主としてボトムアップアプローチに基づき、企業のファンダメンタル調査・クレジット分析ならびに計量的手法を活用したポートフォリオ構築を行なうことにより付加価値の獲得を図ります。また、業種分散、発行体分散に一定の配慮を行ない分散ポートフォリオを構築することで、リスクの低減を目指します。
- ④同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤マザーファンドの外貨建資産のうち、ユーロ建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。ユーロ建以外の外貨建資産については、当該資産をユーロに為替ヘッジを行なうことと同等の効果が得られる為替予約を行なうことができます。
FCコースの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより、為替変動リスクの低減を図ることを目指します。
FDコースの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑥マザーファンドの運用に当たっては、ウエストエルビーメロン アセットマネジメントKAG（WestLB Mellon Asset Management Kapitalanlagegesellschaft mbH）に海外の公社債等（含む金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑦資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ④株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ⑤投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

43 ノムラースレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド ファンドFC／FD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラースレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド マザーファンドへの投資を通じて、主として欧州の高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

ノムラースレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド ファンドFC（「FC」といいます。）は、メリルリンチ・ヨーロピアン・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（円ヘッジベース）※¹をベンチマークとします。また、ノムラースレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド ファンドFD（「FD」といいます。）は、メリルリンチ・ヨーロピアン・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）※²をベンチマークとします。

※1 メリルリンチ・ヨーロピアン・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（円ヘッジベース）は、メリルリンチ・ヨーロピアン・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（現地通貨ベース）を委託者が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 メリルリンチ・ヨーロピアン・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）は、メリルリンチ・ヨーロピアン・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（現地通貨ベース）を委託者が独自に円換算したものです。

各ファンドは「ノムラースレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、債券に直接投資する場合もあります。

（B）信託期間

無期限（平成18年9月14日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッド※

※スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッド は、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をジェイ・ピー・モルガン・チェースバンク・ナショナル・アソシエーションに代行させます。

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.9975%（税抜年0.95%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

欧州の高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①主として欧州の高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）に実質的に投資し、高水準のインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。
- ②投資する事業債は主としてBB格相当以下の格付が付与されているもの（格付けがない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）とします。
- ③ハイ・イールド・ボンドへの投資にあたっては、企業のファンダメンタル調査・クレジット分析および相対価値分析等に基づきポートフォリオ構築を行なうことにより付加価値の獲得を目指します。また、業種分散、発行体分散に一定の配慮を行ない分散ポートフォリオを構築することで、リスクの低減を図ります。
- ④マザーファンドにおける同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドへの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤マザーファンドにおいては、外貨建資産の通貨配分にかかわらず、為替予約取引等を活用し、外貨建資産の実質的な通貨配分については、原則として、欧州の高利回り事業債市場を代表するインデックスの通貨配分と同程度とすることを基本とします。

⑥FCの実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑦スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッドにマザーファンドの海外の公社債等（含む金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。

⑧資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）主な投資制限

①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

②株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

③投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

④外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

（4）収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行います。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

44 JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFC／FD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるJPM・USハイイールド・ボンド・マザーファンド（適格機関投資家専用）の受益証券への投資を通じて、主として米ドル建ての高利回り社債に実質的に投資を行い、安定的かつ高水準の配当等収益を確保し、かつこの投資信託にかかる信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFC(以下「FC」といいます。)は、信託財産に属する外貨建資産およびみなし保有外貨建資産（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については、為替ヘッジを行い、為替変動リスクを抑えます。

JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFD(以下「FD」といいます。)は、信託財産に属する外貨建資産およびみなし保有外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

FCは、メリルリンチ・USハイ・イールド・マスターII・コンストレインド・インデックス（為替ヘッジあり、円ベース）^{※1}をベンチマークとします。また、FDは、メリルリンチ・USハイ・イールド・マスターII・コンストレインド・インデックス（円ベース）^{※2}をベンチマークとします。

※1 「メリルリンチ・USハイ・イールド・マスターII・コンストレインド・インデックス(為替ヘッジあり、円ベース)」は、Merrill Lynch US High Yield Master II Constrained Index(US\$ベース)をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「メリルリンチ・USハイ・イールド・マスターII・コンストレインド・インデックス(円ベース)」は、Merrill Lynch US High Yield Master II Constrained Index(US\$ベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「JPM・USハイイールド・ボンド・マザーファンド（適格機関投資家専用）」（以下「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（B）信託期間

無期限（平成19年4月12日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日信託財産の純資産総額に年率0.672%(税抜0.64%)を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、ファンドの監査費用については、実際に支払う金額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%(税抜0.02%)を乗じて得た額(ただし、年間315万円(税抜300万円)を上限とします。)を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

- ①米ドル建ての高利回り社債（下記(2)②および③に掲げる社債をいいます。）を実質的な主要投資対象とします。
- ②上記①の社債のほか、信託財産の純資産総額の20%を上限として、BBB-格（スタンダード&プアーズ社による格付け）またはBaa3格（ムーディーズ社による格付け）以上の社債に投資する場合があります。（各格付機関から異なる格付けを得ている場合は、下位の格付けにより判断します。以下同じ。）

(2) 投資態度

- ①安定的かつ高水準の配当等収益の確保と、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。
- ②実質的な主要投資対象とする社債の格付けは、BBB-格（スタンダード&プアーズ社による格付け）またはBaa3格（ムーディーズ社による格付け）未満とします。
- ③上記②にかかわらず、上記②の格付機関のいずれからも格付けを得ていない社債であっても、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（以下「運用委託先」といいます。）が、上記②に掲げる社債と同等であると判断したものに投資する場合があります、当該社債も主要投資対象に含めます。
- ④保有する社債の格付けが変更され、上記②の基準を満たさなくなった場合でも、運用委託先の判断により保有し続ける場合があります。ただし、当該社債は、上記(1)②に掲げる社債とみなし、その投資割合の制限に従います。

(3) 主な投資制限

- ①株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ②投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
- ④デリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定しません。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案し、決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

45 フィデリティ・USハイ・イールド・ファンドFC／FD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるフィデリティ・USハイ・イールド・マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に米ドル建て高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を中心に分散投資を行ない、高水準の利息等の収入を確保するとともに、値上り益の追求を目指します。

フィデリティ・USハイ・イールド・ファンドFC（「FC」といいます。）は、メリルリンチ・USハイ・イールド・マスターII・コンストレインド・インデックス（円ヘッジベース）※¹をベンチマークとします。また、フィデリティ・USハイ・イールド・ファンドFD（「FD」といいます。）は、メリルリンチ・USハイ・イールド・マスターII・コンストレインド・インデックス（円ベース）※²をベンチマークとします。

※¹ 「メリルリンチ・USハイ・イールド・マスターII・コンストレインド・インデックス（円ヘッジベース）」は、Merrill Lynch US High Yield Master II Constrained Index（US\$ベース）をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※² 「メリルリンチ・USハイ・イールド・マスターII・コンストレインド・インデックス（円ベース）」は、Merrill Lynch US High Yield Master II Constrained Index（US\$ベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「フィデリティ・USハイ・イールド・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（B）信託期間

無期限（平成16年7月26日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	フィデリティ投信株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.95025%（税抜年0.905%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。（なお、税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。）

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等を信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込み）を上限として信託財産から支払う場合があります（なお、当該上限率については変更する場合があります。）。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

米ドル建て高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を実質的に主要な投資対象とします。

(2) 投資態度（マザーファンドの投資態度を含みます。）

- ①ハイ・イールド・ボンドを中心に分散投資を行ない、高水準の利息等の収入を確保するとともに、値上り益の追求を目指します。
- ②格付に関しては、主に、Ba格（ムーディーズ社）以下またはBB格（スタンダード・アンド・プアーズ社）以下の格付の事業債に投資を行ない、一部、格付を持たない債券や、米国以外の国の発行体のハイ・イールド・ボンドを組み入れることもあります。
- ③銘柄選別に関しては、個別企業分析により判断します。個別企業分析にあたっては、フィデリティのアナリストによる独自の企業調査情報を活用し、個別の企業の信用分析とポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
- ④ハイ・イールド・ボンドの実質組入率は原則として高くします。
- ⑤FCの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。FDの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑥フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニーにマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑦資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 主な投資制限

- ①ハイ・イールド・ボンドへの実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③株式への実質投資割合は投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。

46 AIG米国ハイ・イールド・ボンドファンドFC/FD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるAIG米国ハイ・イールド・ボンドマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に米国ドル建ての高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）に投資を行ない、高水準のインカム収入の確保を図りながら、信託財産の中長期的な成長を目指します。

AIG米国ハイ・イールド・ボンドファンドFC（「FC」といいます。）は、メリルリンチ・USハイ・イールド・マスターII・コンストレインド・インデックス（円ヘッジベース）^{※1}をベンチマークとします。また、AIG米国ハイ・イールド・ボンドファンドFD（「FD」といいます。）は、メリルリンチ・USハイ・イールド・マスターII・コンストレインド・インデックス（円ベース）^{※2}をベンチマークとします。

※1 メリルリンチ・USハイ・イールド・マスターII・コンストレインド・インデックス（円ヘッジベース）は、Merrill Lynch US High Yield Master II Constrained Index（US\$ベース）をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 メリルリンチ・USハイ・イールド・マスターII・コンストレインド・インデックス（円ベース）は、Merrill Lynch US High Yield Master II Constrained Index（US\$ベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「AIG米国ハイ・イールド・ボンドマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（B）信託期間

無期限（平成19年4月12日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	AIGインベストメンツ株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	AIGグローバル・インベストメント・コープ

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.672%（税抜年0.64%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

米国ドル建ての高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として米国ドル建てのハイ・イールド・ボンドに実質的に投資し、高水準のインカム収入の確保を図りながら、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- ② ハイ・イールド・ボンドの実質組入比率は、原則として高位を維持します。
- ③ 実質組入対象とするハイ・イールド・ボンドは、主に、BB格（スタンダード・アンド・プアーズ社）以下またはBa格（ムーディーズ・インベスターズ・サービス社）以下の格付けを取得している銘柄とします。なお、上記を上回る格付けを取得している銘柄、格付けを取得していない銘柄を組入れることもあります。
- ④ ポートフォリオの構築にあたっては、独自の信用リスク分析に加え、発行体の収益動向、バリュエーションなど各種分析を通じて、割安と判断される銘柄を選定するとともに、銘柄分散、業種分散に配慮して運用を行ないます。
- ⑤ FCの実質外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則として為替のフルヘッジを行ないます。FDの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑦ 運用にあたっては、AIGグローバル・インベストメント・コープにマザーファンドの外貨建資産の運用に関する権限を委託します。

(3) 主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ② ハイ・イールド・ボンドへの実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一発行体の発行する債券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑥ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託会社が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

47 エマージング・ボンド・オープンFC／FD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるエマージング・ボンド・オープンマザーファンドへの投資を通じて、主としてエマージング・カントリーの政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券（エマージング・マーケット債）に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

エマージング・ボンド・オープンFC（「FC」といいます。）は、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円ヘッジベース）^{※1}をベンチマークとします。また、エマージング・ボンド・オープンFD（「FD」といいます。）は、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円換算ベース）^{※2}をベンチマークとします。

※1 「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円ヘッジベース）」はJP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Global（US\$ベース）をもとに、委託会社がヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円換算ベース）」は、JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Global（US\$ベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。

各ファンドは「エマージング・ボンド・オープンマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、エマージング・マーケット債に直接投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成16年7月28日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7875%（税抜年0.75%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

エマージング・カントリーの政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券（エマージング・マーケット債）を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①エマージング・マーケット債を実質的な主要投資対象とし、通常の優良格付けを有する債券に比べ高水準のインカムゲインの確保に加え、金利や為替、信用力など投資環境の好転等によるキャピタルゲインの獲得を目指します。

②エマージング・マーケット債への投資にあたっては、以下を含む債券に投資することを基本とします。

- ・1989年のブレディ提案に基づいてエマージング・カントリーが発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券（ブレディ債）。

- ・ユーロ市場をはじめとする国際的な市場で主として米ドル建てで発行され、流通するエマージング・マーケット債で上記ブレディ債以外の債券（ユーロ債）。

- ・エマージング・カントリーの政府・政府機関等が自国市場において米ドル建てで発行し、流通する債券（現地米ドル建債）。

- ・エマージング・カントリーの政府・政府機関等が自国市場において自国通貨建てで発行し、流通する債券（現地通貨建債）。

③分散投資とクレジットリスク分析に基づく銘柄選定を基本としたアクティブ運用を行ないます。

④投資にあたっては、原則として次の範囲内で行ないます。

- ・エマージング・カンTRIES単一国への実質投資割合は、合計で純資産総額の25%以内とします。
- ・エマージング・カンTRIESの同一企業発行の債券への実質投資割合は、純資産総額の5%以内とします。
- ・エマージング・カンTRIESの現地通貨建資産への実質投資割合は、合計で純資産総額の25%以内とします。
- ・エマージング・カンTRIES単一国の現地通貨建資産への実質投資割合は、純資産総額の5%以内とします。

⑤FCの実質組入外貨建資産については、エマージング・カンTRIESの自国通貨建資産（現地通貨建資産）を除き、原則として為替ヘッジを行ないます。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

⑥投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑦投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

⑧ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメント・インクにマザーファンドの海外の公社債（含む短期金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。

（3）主な投資制限

①株式への投資は転換社債を転換したもの等に関し、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%未満とします。

②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

（4）収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

48 ノムラーアイエヌジー新興国債券ファンドFC／FD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラーアイエヌジー新興国債券マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国[※]の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券（以下、「新興国債券」といいます。）に実質的に投資を行ない、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

※ 新興国とは、いわゆる先進国を除く諸国で、一般にエマージング・カントリー、発展途上国、中所得国および低所得国などと認識される国々をいいます。

ノムラーアイエヌジー新興国債券ファンドFC（「FC」といいます。）は、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円ヘッジベース）^{※1}をベンチマークとします。また、ノムラーアイエヌジー新興国債券ファンドFD（「FD」といいます。）は、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円換算ベース）^{※2}をベンチマークとします。

※1 「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円ヘッジベース）」はJP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Global（US\$ベース）をもとに、委託会社がヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円換算ベース）」は、JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Global（US\$ベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。

各ファンドは「ノムラーアイエヌジー新興国債券マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成18年9月14日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	アイエヌジー・アセット・マネジメントB.V. アイエヌジー・インベストメント・マネジメントCo. アイエヌジー・インベストメント・マネジメント・アジア・パシフィック（ホンコン・リミテッド）

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.9975%（税抜年0.95%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①新興国債券を実質的な主要投資対象とし、通常の優良格付を有する債券に比べ高水準のインカムゲインの安定的確保に加え、金利や為替、信用力など投資環境の好転等によるキャピタルゲインの獲得を目指します。なお、投資する債券の格付については制限を設けません。
- ②新興国債券への投資にあたっては、ファンダメンタル分析、クレジット分析、相対価値分析等に基づいて、国別配分、デュレーション、個別銘柄選定等をアクティブに決定・変更し、収益の獲得を目指します。また、分散ポートフォリオを構築することで、リスクの低減を図ります。
- ③マザーファンドにおける投資にあたっては、原則として次の範囲内で行いません。
 - ・単一国への投資割合は、合計で信託財産の純資産総額の40%以内とします。
 - ・企業が発行する債券への投資割合は、合計で信託財産の純資産総額の30%以内とします。
 - ・新興国の現地通貨建資産への投資割合は、合計で信託財産の純資産総額の40%以内とします。
- ④マザーファンドにおける通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。

- ⑤FCにおける、マザーファンド受益証券への投資を通じての実質的な外貨のエクスポージャーについては、原則として為替ヘッジ（先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。）により為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。ただし、代替ヘッジによる為替変動リスクの低減の効果が小さいあるいは得られないと判断した通貨については、為替ヘッジを行わない場合があります。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑥投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑦投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
- ⑧アイエヌジー・アセット・マネジメントB.V.、アイエヌジー・インベストメント・マネジメントCo.ならびにアイエヌジー・インベストメント・マネジメント・アジア・パシフィック（ホンコン・リミテッド）にマザーファンドの海外の公社債等（含む金融商品等）の運用の指図に関する権限を委託します。

(3) 主な投資制限

- ①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ④株式への直接投資は行いません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%未満とします。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行いません。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

49 野村エマージング債券ファンドFC／FD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託である野村エマージング債券マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国[※]の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券（以下、「新興国債券」といいます。）に実質的に投資を行ない、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

※ 新興国とは、いわゆる先進国を除く諸国で、一般にエマージング・カントリー、発展途上国、中所得国および低所得国などと認識される国々をいいます。

野村エマージング債券ファンドFC（「FC」といいます。）は、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円ヘッジベース）^{※1}をベンチマークとします。また、野村エマージング債券ファンドFD（「FD」といいます。）は、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円換算ベース）^{※2}をベンチマークとします。

※1 「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円ヘッジベース）」はJP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Global（US\$ベース）をもとに、委託会社がヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円換算ベース）」は、JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Global（US\$ベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。

各ファンドは「野村エマージング債券マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成19年10月11日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7875%（税抜年0.75%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券を実質的な主要投資対象とします。なお、償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ①新興国債券を実質的な主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの安定的確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。なお、投資する債券の格付については制限を設けません。
- ②新興国債券への投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析やセクター・国別のバリュエーション分析、テクニカル分析に基づき、国別配分、個別銘柄選定等を決定し、ポートフォリオの構築を行ないます。
- ③マザーファンドにおける投資にあたっては、原則として次の範囲内で行ないます。
 - ・ 単一国の発行する債券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします（OECD加盟国の国債、政府機関債、国際機関債等を除く。）。
 - ・ 企業が発行する債券への投資割合は、合計で信託財産の純資産総額の30%以内とします。
 - ・ 新興国の現地通貨建資産への投資割合は、合計で信託財産の純資産総額の40%以内とします。
- ④マザーファンドにおける通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。

- ⑤マザーファンド全体のデュレーションは、新興国債券の市場全体のデュレーションを中心として±2年程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。
- ⑥FCにおける、実質組入外貨建資産については、原則として現地通貨による為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、現地通貨による為替ヘッジが困難な一部の通貨については、当該現地通貨との連動性等を勘案し、先進主要国通貨等他の通貨を用いた代替ヘッジを行なう場合があります。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑦投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑧投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
- ⑨ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーにマザーファンドの海外の公社債等（含む金融商品等）の運用の指図に関する権限を委託します。

(3) 主な投資制限

- ①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ④株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%未満とします。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

50 JPMエマージング・ボンド・ファンドFC／FD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるJPMエマージング・ボンド・マザーファンド（適格機関投資家専用）の受益証券への投資を通じて、主として新興国の政府または政府機関の発行する債券に実質的に投資を行い、安定的かつ高水準の配当等収益を確保し、かつこの投資信託にかかる信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

JPMエマージング・ボンド・ファンドFC(以下「FC」といいます。)は、信託財産に属する外貨建資産およびみなし保有外貨建資産（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については、当該資産の建値となる通貨と円との間の為替ヘッジを行い、為替変動リスクを抑えます。その場合、米ドル等の主要通貨を通じて間接的に為替ヘッジを行うことがあります。また、上記のみなし保有外貨建資産は、マザーファンド内で円以外の通貨に対して為替ヘッジが行われている場合があり、その場合は当該為替ヘッジの対象通貨について、この投資信託において円との間のヘッジを行います。

JPMエマージング・ボンド・ファンドFD(以下「FD」といいます。)は、信託財産に属する外貨建資産およびみなし保有外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

FCは、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（為替ヘッジあり、円ベース）^{※1}をベンチマークとします。また、FDは、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円ベース）^{※2}をベンチマークとします。

※1 「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（為替ヘッジあり、円ベース）」はJP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Global（US\$ベース）をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円ベース）」は、JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Global（US\$ベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「JPMエマージング・ボンド・マザーファンド（適格機関投資家専用）」（以下「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（B）信託期間

無期限（平成19年4月12日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日信託財産の純資産総額に年率0.525%(税抜0.50%)を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、ファンドの監査費用については、実際に支払う金額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%(税抜0.02%)を乗じて得た額(ただし、年間315万円(税抜300万円)を上限とします。)を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

- ①実質的な主要投資対象は、新興国の政府または政府機関の発行する債券とします。「新興国」とは、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（以下「運用委託先」といいます。）が、国内経済が成長過程にあると判断する国をいいます（以下同じ）。また、「政府機関の発行する債券」とは、政府機関により発行され、元本および利息の支払いについて政府保証の付いた債券をいいます（以下同じ）。
- ②上記①のほか、一つまたは複数の、新興国の発行体の信用リスクまたは債券指数の収益率を主として反映する仕組債に投資する場合があります。当該債券は、反映する信用リスクまたは債券指数の収益率を増大させる仕組みを持たないものに限り、またその場合、当該債券の発行体の格付は、信用リスクを反映しようとする発行体の格付（格付機関が公表するもの）または収益率を反映しようとする債券指数の格付（当該指数の作成者が公表するもの）以上とします。当該債券への投資は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。

(2) 投資態度

- ①上記(1)①および②に掲げる債券（以下「投資対象債券」といいます。）に実質的に投資し、安定的かつ高水準の配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。
- ②実質的な投資対象債券は、主に米国ドルに基づく運用成果が得られるものとし、信託財産の純資産総額の50%以上をそのような債券に投資します。

(3) 主な投資制限

- ①株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
- ④デリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定しません。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案し、決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

51 JPM新興国好利回り債投信FC／FD（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるJPM新興国好利回り債投信マザーファンド（適格機関投資家専用）の受益証券への投資を通じて、主として新興国の発行体の発行する債券に実質的に投資を行い、安定的かつ高水準の配当等収益を確保し、かつ値上がり益の獲得を目指して運用を行います。

JPM新興国好利回り債投信FC（「FC」といいます。）は、JPモルガンGBI－エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド（為替ヘッジあり、円ベース）をベンチマークとします。

また、JPM新興国好利回り債投信FD（「FD」といいます。）は、JPモルガンGBI－エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド（円ベース）をベンチマークとします。

各ファンドは、「JPM新興国好利回り債投信マザーファンド（適格機関投資家専用）」（以下「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（B）信託期間

無期限（FC：平成21年4月9日設定／FD：平成20年2月26日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日信託財産の純資産総額に年率0.7665%(税抜0.73%)を乗じて得た額とします。

なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

その他、ファンドの監査費用については、実際に支払う金額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%(税抜0.02%)を乗じて得た額(ただし、年間315万円(税抜300万円)を上限とします。)を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

- ① 実質的な主要投資対象は、新興国の発行体の発行する債券とします。

「新興国」とは、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（以下「運用委託先」といいます。）が、国内経済が成長過程にあると判断する国をいいます（以下同じ。）。

- ② 上記①のほか、一つまたは複数の新興国の発行体の信用リスクまたは債券指数の収益率を主として反映する仕組債に投資する場合があります。当該債券は、反映する信用リスクまたは債券指数の収益率を増大させる仕組みを持たないものに限り、またその場合、当該債券の発行体の格付は、信用リスクを反映しようとする発行体の格付（格付機関が公表するもの）または収益率を反映しようとする債券指数の格付（当該指数の作成者が公表するもの）以上とします。当該債券への投資は、マザーファンドの信託財産の純資産総額の50%未満とします。

(2) 投資態度

- ① 上記(1)①および②に掲げる債券（以下「投資対象債券」といいます。）に実質的に投資し、安定的かつ高水準の配当等収益の確保と値上がり益の獲得を目指した運用を行います。
- ② 実質的な投資対象債券は、主に当該債券発行国（なお、上記（1）②に掲げる仕組債に関しては、反映対象の信用リスクまたは収益率にかかる発行体の所在国とします。）の現地通貨に基づく運用成果が得られるものとし、マザーファンドの信託財産の純資産総額の75%以上をそのような債券に投資します。
- ③ 実質的に保有する債券の平均格付は、BB－（スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス）またはBa3（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク）以上に維持します。なお、上記のいずれの格付機関からも格付を付与されていない債券にも投資する場合があります。
- ④ F Cの実質組入外貨建資産については、対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクを抑えます。その場合、原則として、米ドル、ユーロ等の主要通貨を通じて間接的に為替ヘッジを行います。ただし、例外的に当該資産の建値となる通貨と円との間で直接為替ヘッジを行うことがあります。また、マザーファンド内で円以外の通貨に対して為替ヘッジが行われている場合があり、その場合は当該為替ヘッジの対象通貨について、F Cにおいて円との間のヘッジを行います。F Dの実質組入外貨建資産については、円貨に対する為替ヘッジを行いません。

なお、マザーファンドにおいては、市況に応じて、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替リスクをヘッジするために、機動的に外国為替の売買の予約を行うことがあります。

(3) 主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ④ デリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定しません。

(4) 収益分配方針

分配対象収益の範囲内で、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

52 モルガン・スタンレー・エマージング・ボンド・オープンFC／FD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるモルガン・スタンレー・エマージング・ボンド・オープン・マザーファンドへの投資を通じて、主としてエマージング・カントリーの政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券（エマージング・マーケット債）に実質的に投資を行い、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、運用を行うことを基本とします。

モルガン・スタンレー・エマージング・ボンド・オープンFC（「FC」といいます。）は、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円ヘッジ指数）をベンチマークとします。また、モルガン・スタンレー・エマージング・ボンド・オープンFD（「FD」といいます。）は、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円換算指数）をベンチマークとします。

各ファンドは「モルガン・スタンレー・エマージング・ボンド・オープン・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（B）信託期間

無期限（平成16年7月28日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年0.945%（税抜年0.90%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、以下の費用が発生し、投資信託財産から支払います。これらの費用は事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載しておりません。

・投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および立替金の利息、組入有価証券を売買する際に生じる費用、外貨建資産の保管費用、投資信託財産に係る監査報酬、法律顧問に対する報酬、投資信託約款および運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用、公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付に係る費用、投資信託振替制度に係る費用および手数料

（E）投資方針等

(1) 投資対象

エマージング・カントリーの政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券（エマージング・マーケット債）を実質的な主要投資対象とします。なお、米ドル建転換社債および優先株に投資する場合があります。

(2) 投資態度

①主としてエマージング・マーケット債に実質的に投資し、高水準のインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目的に、投資信託財産の長期的な成長をめざします。

②エマージング・マーケット債への投資にあたっては、以下を含む債券に投資することを基本とします。

- ・ 1989年のブレディ提案に基づいてエマージング・カントリーが発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券（ブレディ債）

- ・ ユーロ市場をはじめとする国際的な市場で主として米ドル建てで発行され、流通するエマージング・マーケット債で上記ブレディ債以外の債券（ユーロ債）

- ・ エマージング・カントリーの政府・政府機関等が自国市場において米ドル建てで発行し、流通する債券（現地米ドル建債）

- ・ エマージング・カントリーの政府・政府機関等が自国市場において自国通貨建てで発行し、流通する債券（現地通貨建債）

③世界各国のファンダメンタルズ分析による分散投資とクレジット・リスク分析に基づく銘柄選定を基本としたアクティブ運用を行います。

④投資にあたっては、原則として次の範囲で行います。

・米ドル建て以外のエマージング・マーケット債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。

・エマージング・カントリー単一国への実質投資割合は、合計で投資信託財産の純資産総額の50%以内とします。

・エマージング・カントリーの企業が発行する債券（ソブリン債や準ソブリン債を除く。※）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の25%以内とします。

・エマージング・カントリーの同一企業発行の債券（ソブリン債や準ソブリン債を除く。※）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

※ソブリン債とは、各国政府や政府関係機関が発行したり保証している債券および国際機関が発行する債券等とします。また、準ソブリン債とは、政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。

⑤投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト（元利金の支払い不履行および遅延）、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）の発生、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑥重大な投資環境の変化が生じた場合には、投資信託財産保全の観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

⑦FCの実質外貨建資産については、エマージング・カントリーの自国通貨建資産（現地通貨建資産）を含め、原則として米ドルで為替ヘッジを行います。FDの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑧モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクに実質の運用の指図に関する権限を委託します。

(3) 主な投資制限

①株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。なお、株式への投資は転換社債の転換等により取得する場合に限ります。

②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③投資信託証券への実質投資割合は投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場環境等を勘案して決定します。但し、分配対象金額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

53 モルガン・スタンレー新興国現地通貨建債券オープン FC/FD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるモルガン・スタンレー新興国現地通貨建債券オープン・マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国の現地通貨建の国債および政府機関債等に実質的に投資を行い、安定した配当等収益の確保と投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行うことを基本とします。

モルガン・スタンレー新興国現地通貨建債券オープンFC（「FC」といいます。）は、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ヘッジベース）※¹をベンチマークとします。また、モルガン・スタンレー新興国現地通貨建債券オープンFD（「FD」といいます。）は、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）※²をベンチマークとします。

※1 「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ヘッジベース）」は、JP Morgan GBI-EM Global Diversified（US\$ベース）をもとに、委託会社がヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」は、JP Morgan GBI-EM Global Diversified（US\$ベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「モルガン・スタンレー新興国現地通貨建債券オープン・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（B）信託期間

FC：無期限（平成21年4月9日設定） FD：無期限（平成20年2月26日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
FCおよびマザーファンドの投資顧問会社	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年0.777%（税抜0.74%）を乗じて得た額とします。なお、投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、監査報酬、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を投資信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

新興国の現地通貨建債券を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として新興国の現地通貨建の国債および政府機関債等を実質的に投資を行うことにより、安定したインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的に、投資信託財産の長期的な成長を目指します。
- ② 国別のファンダメンタルズ分析を行い、債券および通貨のバリュエーション分析等に基づいて国および銘柄を選定するアクティブ運用を行います。
- ③ 新興国の国債および政府機関債等のほか、新興国の企業が発行する債券に実質的に投資することがあります。また、新興国の発行体の債券の価値や指数の収益率を反映する債券に実質的に投資することがあります。
- ④ FCの外国為替予約およびマザーファンドの運用の指図に係る権限を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク（米国）に委託します。
- ⑤ FCの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。なお、当該外貨建資産と異なる通貨による為替ヘッジ（新興国通貨等に対する先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。）を行うことがあります。ただし、代替ヘッジによるリスク低減効果が小さいと判断した通貨については、為替ヘッジを行わない場合があります。FDの実質外貨建資産について為替ヘッジは原則として行いません。ただし、為替に重大な影響を与えると判断される政治・経済情勢、金利動向等によっては、為替ヘッジを行うことがあります。

マザーファンドにおいて、市況動向、投資環境等に応じて、投資を行う債券についてその建値以外の通貨（円以外）に対して為替ヘッジを行うことがあります。

- ⑥ 市況動向、資金動向、投資環境の変化等により、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ① 株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。なお、株式への実質投資は転換社債の転換等により取得する場合に限ります。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、基準価額の水準および分配原資の水準等を考慮して決定します。但し、分配対象額が少額等の場合は、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

54 アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FC／FD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるアライアンス・バーンスタイン・新興国債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてエマージング・カントリーの政府、政府機関および企業の発行する債券（エマージング・マーケット債）に分散投資することにより、高水準のインカム・ゲインを確保するとともに、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

アライアンス・バーンスタイン・新興国債券 FC（「FC」といいます。）は、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円ヘッジ指数）をベンチマークとします。また、アライアンス・バーンスタイン・新興国債券 FD（「FD」といいます。）は、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円換算指数）をベンチマークとします。

各ファンドは、「アライアンス・バーンスタイン・新興国債券マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（B）信託期間

無期限（平成17年10月13日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ビー

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.84%（税抜年0.80%）の率を乗じて得た額とします。

なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬の中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

その他、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

エマージング・カントリーの政府、政府機関および企業の発行する債券（エマージング・マーケット債）を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主としてエマージング・マーケット債に実質的に投資し、高水準のインカム・ゲインを確保するとともに、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。なお、債券等に直接投資する場合があります。

②エマージング・マーケット債への投資にあたっては、独自の調査に基づき国別配分や銘柄の選択等を行います。

③投資にあたっては、原則として次の範囲で行います。

- ・米ドル建て以外のエマージング・マーケット債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。

- ・米ドル建て以外のエマージング・マーケット債の同一通貨建てへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

- ・エマージング・カントリーの企業が発行する債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の35%以内とします。

- ・エマージング・カントリー単一国のエマージング・マーケット債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

④マザーファンドの外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないことを基本としますが、経済、政治情勢および金利動向等が為替に重大な影響を与えると判断する場合には、為替ヘッジを行うことができます。なお、信託財産の効率的な運用に資するため、為替のエクスポージャーの調整を行う場合があります。FCの実質組入外貨建資産については、原則として米ドルで為替ヘッジを行います。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤当初設定数ヵ月の間は、追加設定・一部解約の資金状況をみながら、マザーファンドへの投資を通じたエマージング・マーケット債への実質的な投資を段階的に進めることもあります。

⑥投資環境に重大な変化が生じた場合には、信託財産を保全する目的で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

⑦投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資金凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

⑧アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーにマザーファンドの運用の指図に関する権限の一部を委託します。

(3) 主な投資制限

①外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

②株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものならびに転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）を行使したもの限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

③投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

④外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

(4) 収益分配方針

収益分配金は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心にして分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合もあります。

55 MFS インベストメント・ファンズ－新興国現地通貨建債券ファンド FC／FD

(A) ファンドの特色

各ファンドは、主として新興国の現地通貨建ての国債および政府機関債等を実質的な投資を行い、信託財産の中・長期的な成長と高水準のインカムゲインの確保を図ることを目的として、運用を行うことを基本とします。

各ファンドは、円建てオープン・エンド型のルクセンブルグ籍契約型外国投資信託です。

MFS インベストメント・ファンズ－新興国現地通貨建債券ファンド FC（「FC」といいます。）は、J Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ヘッジベース）※¹をベンチマークとします。また、MFS インベストメント・ファンズ－新興国現地通貨建債券ファンド FD（「FD」といいます。）は、J Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）※²をベンチマークとします。

※1 「J Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ヘッジベース）」は、JP Morgan GBI-EM Global Diversified (US\$ベース)をもとに、為替ヘッジコストを考慮して独自に円換算したものです。

※2 「J Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」は、JP Morgan GBI-EM Global Diversified (US\$ベース)をもとに、独自に円換算したものです。

(B) 信託期間

無期限（平成21年4月9日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー
受託会社	MFS インベストメント・マネジメント・カンパニー（LUX） S.A.
保管受託銀行、管理事務代行会社	ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ S.A.

(D) 管理報酬等

(1) 投資顧問報酬

投資顧問会社は、日々のファンドの純資産総額の実質年率0.64%の金額を投資顧問報酬として、ファンドから毎月受領します。

(2) その他費用

ファンドは、受託会社の管理報酬、保管受託銀行、管理事務代行会社の報酬、法律関係の費用、設立費用、監査費用等を負担します。その総額は、日々のファンドの純資産総額の実質年率0.30%の金額を上限とします。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

新興国の現地通貨建ての国債および政府機関債等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として新興国の現地通貨建ての国債および政府機関債等に実質的な投資を行い、信託財産の中・長期的な成長と高水準のインカムゲインの確保を図ることを目的として、運用を行います。
- ② FCのベンチマークは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ヘッジベース）とします。また、FDのベンチマークは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）とします。
- ③ 国別配分と通貨配分を主な超過収益の源泉とします。国別配分においては、投資対象国のマクロ経済、政治情勢等の綿密なファンダメンタルズ分析を基に、投資戦略を決定します。
- ④ 通貨配分においては、債券の国別配分とは別に、市場動向を注視・分析の上、配分を決定します。
- ⑤ FCの実質外貨建資産について、原則として、円貨に対する為替ヘッジ（先進国通貨による代替ヘッジを含みます）を行いません。ただし、代替ヘッジによるリスク低減効果が小さいと判断した場合には、為替ヘッジを行わない場合があります。FDの実質外貨建資産について、原則、円貨に対する為替ヘッジを行いません。
- ⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ① 株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ② 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④ デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
- ⑤ 有価証券（現物に限ります。）の空売りは、空売りを行った有価証券の時価総額が純資産総額の30%以内とします。
- ⑥ 資金の借入れは、純資産総額の10%以内とします。

(4) 収益分配方針

受託会社が投資顧問会社と協議の上、市況動向、基準価額水準等を考慮して分配金を決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

■ベンチマークについて■

※世界の株式および債券に実質的に投資する指定投資信託証券のうち、各Fおよび各FCは、ベンチマーク欄に記載の各インデックスの円ヘッジベースの指数（各委託会社がヘッジコストを考慮して円換算した指数）を、各FBおよび各FDは、同円換算ベースの指数（各委託会社が日々の為替レートを乗じて円換算した指数）をベンチマークとします。

※東証株価指数（TOPIX）およびTOPIX（配当金込）（TOPIX（配当込み））は、株式会社東京証券取引所（以下「（株）東京証券取引所」という。）の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は（株）東京証券取引所が有しています。（株）東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止、またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。

※Russell/Nomura Mid-Small Capインデックス（配当金込）、Russell/Nomura Large Cap Valueインデックスはラッセル・インベストメントと野村證券株式会社が作成している株式の指数で、当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利はラッセル・インベストメントと野村證券株式会社に帰属しております。また、ラッセル・インベストメントと野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

※MSCI-KOKUSAI指数（MSCIコクサイ（日本を除く世界）インデックス）、MSCI ヨーロッパ インデックス（MSCI欧州株価指数）、MSCIパシフィック・フリー・インデックス（日本を除く）は、MSCIが開発した指数で、当該指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

※S&P500株価指数（S&P500種株価指数）は、スタンダード&プアーズ社が公表している株価指数で、米国の主要500社によって構成されております。当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利はスタンダード&プアーズ社に帰属しております。

※S&P500グロース株価指数は、スタンダード&プアーズ社が公表している株価指数で、米国の主要500銘柄からなるS&P500の構成銘柄に、各銘柄のグロース度を反映させて算出されております。当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利はスタンダード&プアーズ社に帰属しております。

※バークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index）、バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index）およびバークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックスは、バークレイズ・バンク・ビーエルシーの投資銀行部門であるバークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、各々、米ドル建て、汎欧州通貨建て、豪ドル建ての投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はバークレイズ・キャピタルに帰属します。

※UBSオーストラリア債券インデックス（UBS Australian All Maturities Composite Bond Index）は、UBS AGが管理・公表している、オーストラリア債券市場において発行された全ての満期固定利付き債券を対象としたインデックスです。UBSオーストラリア債券インデックスに関する一切の知的財産権その他一切の権利はUBS AGに帰属しております。

※メリルリンチ・USハイ・イールド・マスターII・コンストレインド・インデックス（Merrill Lynch US High Yield MasterII Constrained Index）は、メリルリンチが算出する、米国のハイ・イールド・ボンド市場全体のパフォーマンスを表す代表的な指数です。（野村アセットマネジメントは、メリルリンチより、同指数を用いることを許諾されております。）

※メリルリンチ・ユーロ・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（Merrill Lynch Euro High Yield Constrained Index）は、メリルリンチが算出する、ユーロ建てのハイ・イールド・ボンド市場全体のパフォーマンスを表す代表的な指数で、同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドの指数に占める構成比率を3%に制限した指数です。（野村アセットマネジメントは、メリルリンチより、同指数を用いることを許諾されております。）

※メリルリンチ・ヨーロピアン・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（Merrill Lynch European Currency High Yield Constrained Index）は、メリルリンチが算出する、欧州通貨建てのハイ・イールド・ボンド市場全体のパフォーマンスを表す代表的な指数で、同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドの指数に占める構成比率を3%に制限した指数です。（野村アセットマネジメントは、メリルリンチより、同指数を用いることを許諾されております。）

※JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（（JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル）（JP Morgan Emerging Market Bond Index（EMBI）Global））は、J.P.Morgan Securities Inc.が公表している、エマージング・マーケット債を対象としたインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

※JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（（JPモルガンGBIーエマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド）（JP Morgan GBI-EM Global Diversified））は、J.P.Morgan Securities Inc.が公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債を対象としたインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

■指定投資信託証券の委託会社等について■

◆指定投資信託証券の委託会社等の沿革は、以下の通りです。

野村アセットマネジメント株式会社

昭和34年（1959年）12月1日	野村證券投資信託委託株式会社として設立
平成9年（1997年）10月1日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
平成12年（2000年）11月1日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
平成15年（2003年）6月27日	委員会等設置会社へ移行

みずほ投信投資顧問株式会社

昭和39年5月26日	「朝日証券投資信託委託株式会社」設立
平成9年10月1日	「株式会社第一勧業投資顧問」「勸角投資顧問株式会社」と合併し、「第一勧業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更
平成11年7月1日	「第一勧業アセットマネジメント株式会社」に商号変更
平成19年7月1日	「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、「みずほ投信投資顧問株式会社」に商号変更

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

昭和46年（1971年）	ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設
昭和60年（1985年）	ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は昭和62年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
平成2年（1990年）	ジャーディン・フレミング投信株式会社設立
平成7年（1995年）	ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン・フレミング投信・投資顧問株式会社となる。
平成13年（2001年）	ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更
平成18年（2006年）	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成20年（2008年）	JPモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

フィデリティ投信株式会社

昭和61年（1986年）	フィデリティ投資顧問株式会社設立
昭和62年（1987年）	投資顧問業登録

同年	投資一任業務の認可取得
平成7年（1995年）	投資信託委託業務の免許を取得、社名をフィデリティ投信株式会社に變更、投資顧問業務と投資信託委託業務を併営
平成19年（2007年）	金融商品取引業者として登録

ピクテ投信投資顧問株式会社

昭和56年（1981年）	ピクテ銀行東京駐在員事務所開設
昭和61年（1986年）	ピクテジャパン株式会社設立
昭和62年（1987年）	投資顧問業の登録
同年	投資一任業務の認可取得
平成9年（1997年）	ピクテ投信投資顧問株式会社に社名変更
同年	投資信託委託業務の免許取得

パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社

昭和63年（1988年）3月	パークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社設立。（英国大手金融グループのパークレイズ・グループ投資銀行部門における資産運用会社 BZW Investment Management 100% 出資）
昭和63年（1988年）6月	証券投資顧問業者として登録
平成元年（1989年）1月	投資一任業務認可を取得
平成6年（1994年）11月	「ビーゼットダブリュー投資顧問株式会社」に商号変更
平成10年（1998年）3月	投資信託委託業免許を取得「パークレイズ投信株式会社」に商号変更
平成11年（1999年）1月	パークレイズ・バンクPLC100%出資となる
平成12年（2000年）7月	パークレイズ・バンクPLCの直轄体制から、パークレイズ・グローバル・インベスターズ（BGI）グループの経営傘下に入る
平成13年（2001年）6月	「パークレイズ・グローバル・インベスターズ投信株式会社」に商号変更
平成13年（2001年）7月	パークレイズ・バンクPLCからパークレイズ・グローバル・インベスターズ・UKホールディングス・リミテッドへ株主異動
平成16年（2004年）4月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社と合併、パークレイズ・グローバル・インベスターズ投信株式会社を存続会社としてパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社へ商号変更
平成19年（2007年）9月	「パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投信投資顧問株式会社」に商号変更し、証券業者として登録。 同月、金融商品取引法施行と同時に、「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に商号変更。
平成19年（2007年）12月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社より運用業務等の事業譲受け
平成20年（2008年）7月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社と合併

東京海上アセットマネジメント投信株式会社

昭和60年（1985年）12月	東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立
昭和62年（1987年）2月	投資顧問業者として登録
同年6月	投資一任業務認可取得
平成3年（1991年）4月	国内および海外年金の運用受託を開始
平成10年（1998年）5月	東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得
平成19年（2007年）9月	金融商品取引業者として登録

キャピタル・インターナショナル株式会社

昭和61年（1986年）3月	キャピタル・インターナショナル株式会社設立
昭和62年（1987年）3月	投資顧問業の登録
同年9月	投資一任業務の認可取得
平成18年（2006年）2月	投資信託委託業務の認可取得
平成19年（2007年）9月	金融商品取引業登録
平成20年（2008年）7月	キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店における事業譲受

シュローダー証券投信投資顧問株式会社

昭和60年（1985年）12月10日	（株）シュローダー・インベストメント・マネージメント設立
平成3年（1991年）12月20日	シュローダー投信株式会社設立
平成9年（1997年）4月1日	シュローダー投信株式会社と（株）シュローダー・インベストメント・マネージメントが合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社設立
平成19年（2007年）4月3日	シュローダー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

平成8年（1996年）2月6日	会社設立
平成14年（2002年）4月1日	ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に變更

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

平成8年4月1日	ユー・ビー・エス投資顧問株式会社 設立
平成10年4月28日	ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
平成12年7月1日	ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成14年4月8日	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社

平成10年（1998年）5月12日	マサチューセッツ・インベストメント・マネジメント株式会社設立
平成10年（1998年）6月30日	投資顧問業の登録
平成11年（1999年）2月18日	投資一任契約に係る業務の認可
平成11年（1999年）12月9日	証券投資信託委託業の認可
平成12年（2000年）8月1日	エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社に商号変更
平成19年（2007年）9月30日	金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業（投資助言・代理業、投資運用業）のみなし登録

ドイツ・アセット・マネジメント株式会社

1985年	モルガングレンフェルインターナショナルアセットマネジメント（株）設立
1987年	投資顧問業登録、投資一任業務認可取得
1990年	ドイツ銀投資顧問（株）と合併し、ディービーモルガングレンフェルアセットマネジメント（株）に社名を変更
1995年	ディービーモルガングレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更 証券投資信託委託会社免許取得
1996年	ドイツ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更
1999年	バンカース・トラスト投信投資顧問（株）と合併し、ドイツ・アセット・マネジメント（株）に社名を変更
2002年	チューリッヒ・スカダー投資顧問（株）と合併
2005年	ドイツ・アセット・マネジメント（株）とドイツ信託銀行（株）の 資産運用サービス業務を統合 資産運用部門はドイツ・アセット・マネジメント（株）に一本化

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

平成10年（1998年）4月28日	会社設立
平成10年（1998年）6月16日	証券投資信託委託会社免許取得
平成10年（1998年）11月30日	投資顧問業登録
平成11年（1999年）6月24日	投資一任契約に係る業務の認可取得
平成11年（1999年）10月1日	スミスパーニー投資顧問株式会社と合併「エスエスビーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成13年（2001年）4月1日	「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成18年（2006年）1月1日	「レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成19年（2007年）9月30日	金融商品取引業登録

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

平成10年2月25日	ステート・ストリート投資顧問株式会社設立
平成10年10月1日	ステート・ストリート投信投資顧問株式会社業務開始
平成20年7月1日	グループ会社ステート・ストリート信託銀行より資産運用部門を営業譲受 現社名ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に社名変更

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

昭和46年（1971年）11月22日	山一投資カウセリング株式会社設立
昭和55年（1980年）1月4日	山一投資カウセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更
平成10年（1998年）1月28日	ソシエテジェネラル投資顧問株式会社（現SGAMノースパシフィック（株））が主要株主となる
平成10年（1998年）4月1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更
平成10年（1998年）11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得
平成16年（2004年）8月1日	りそなアセットマネジメントと合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更
平成19年（2007年）9月30日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う

アイエヌジー投信株式会社

平成11年9月8日	アイエヌジー投信株式会社設立
平成11年9月30日	証券投資信託委託業の認可取得、投資顧問業の登録
平成17年8月31日	投資一任契約に係る業務の認可取得
平成19年9月30日	金融商品取引業のみなし登録

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

平成10年11月6日	ドレイファス・メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社設立
平成10年11月30日	投資顧問業者の登録 関東財務局長 第828号
平成11年12月9日	投資一任契約にかかる業務の認可取得 金融再生委員会第21号
平成12年1月1日	会社名をメロン・アセットマネジメント・ジャパン株式会社に変更
平成12年5月18日	証券投資信託委託業の認可取得 金融再生委員会第28号
平成13年10月1日	会社名をメロン・グローバル・インベストメンツ・ジャパン株式会社に 変更
平成19年9月30日	金融商品取引業者の登録 関東財務局長（金商）第406号
平成19年11月1日	会社名をBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に変更

アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社

昭和62年（1987年）	ローゼンバーグ・アセット・マネジメント株式会社として日本において業務開始。
昭和63年（1988年）	投資顧問業登録、及び、投資一任業認可取得。
平成8年（1996年）	「ローゼンバーグ・ノムラ・アセット・マネジメント株式会社」に商号を変更。
平成11年（1999年）	アクサ・インベストメント・マネージャーズ・グループとの業務提携に伴い、「アクサ・ローゼンバーグ・インベストメント・マネジメント株式会社」に商号を変更。
平成14年（2002年）	「アクサ・インベストメント・マネージャーズ東京リミテッド」の投資顧問業務を営業譲受け。

平成15年（2003年）	投資信託委託業認可取得。上記会社の投資信託委託業務を営業譲受け
平成18年（2006年）	証券業兼業に伴い「アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社」に商号変更。
平成19年（2007年）	金融商品取引業者（第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業）登録。登録番号：関東財務局長（金商）第16号

ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド

昭和60年（1985年）6月	ステート・ストリート・キャピタル・マーケッツ・リミテッド設立
平成2年（1990年）2月	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッドに社名変更

AIGインベストメンツ株式会社

昭和61年（1986年）11月	エーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立
昭和62年（1987年）1月	エイアイジー投資顧問株式会社に名称変更
平成9年（1997年）2月	エイミック投信投資顧問株式会社に名称変更
平成13年（2001年）7月	エイアイジー投信投資顧問株式会社に名称変更
平成20年（2008年）4月	AIGインベストメンツ株式会社に名称変更

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

昭和62年2月10日	モルガン・スタンレー投資顧問株式会社設立
昭和62年3月31日	投資顧問業登録
昭和62年9月9日	投資一任業務認可
平成7年8月1日	モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社に商号変更
平成7年9月14日	投資信託委託業の免許取得

アライアンス・バーンスタイン株式会社

平成8年10月28日	アライアンス・キャピタル投信株式会社設立
平成8年12月3日	証券投資信託法上の委託会社としての免許取得
平成11年12月9日	投資一任契約に係る業務の認可
平成12年1月1日	商号を「アライアンス・キャピタル投信株式会社」から「アライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社」に変更
平成18年4月3日	商号を「アライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社」から「アライアンス・バーンスタイン株式会社」に変更

MFS インベストメント・マネジメント・カンパニー（LUX） S.A.

2000年6月20日	ルクセンブルグにおけるファンド運用会社として「MFS インベストメント・マネジメント・カンパニー（LUX） S.A.」設立。登記。
------------	---

独立監査人の監査報告書

平成19年6月29日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御 中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士

高 尾 幸 治 ⑨

指定社員
業務執行社員

公認会計士

英 公 一 ⑨

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月30日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

高 尾 幸 治 ⑩

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

英 公 一 ⑩

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

伊 藤 志 保 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月12日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 志 保 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年9月10日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

高尾 幸治 ⑨

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

英 公 一 ⑨

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマイストーリー分配型（年6回）Aコースの平成20年1月22日から平成20年7月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マイストーリー分配型（年6回）Aコースの平成20年7月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 前期の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成20年9月10日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

高 尾 幸 治 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

英 公 一 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマイストーリー分配型（年6回）Bコースの平成20年1月22日から平成20年7月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マイストーリー分配型（年6回）Bコースの平成20年7月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 前期の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年3月3日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

英 公 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊 藤 志 保 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマイストーリー分配型（年6回）Aコースの平成20年7月23日から平成21年1月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マイストーリー分配型（年6回）Aコースの平成21年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成21年3月3日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

英 公 一 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊 藤 志 保 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマイストーリー分配型（年6回）Bコースの平成20年7月23日から平成21年1月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マイストーリー分配型（年6回）Bコースの平成21年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)